

# 事務事業一元化の調整結果報告書 (全事務事業)

平成 16 年 7 月 29 日

富山地域合併協議会

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1	企画議会	議会監査	1	議会規定	議員定数	<p>1 新市の議会の議員の定数については、地方自治法第91条第1項に定めるところにより46人とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定を適用し、新市の設置後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間（4年間）に限り、48人とする。</p> <p>2 新市の設置後最初に行われる選挙につき、公職選挙法第15条第6項及び第8項の規定を適用し、5つの選挙区を設けるものとする。 選挙区の区域と各選挙区において選挙すべき定数は、富山市の区域を34人、大沢野町及び大山町の区域を5人、八尾町及び婦中町の区域を7人、山田村の区域を1人、細入村の区域を1人とする。 なお、次回の一般選挙では選挙区を廃止し、新市を1つの区域として選挙を行うものとする。</p>
2	企画議会	議会監査	2	議会規定	定例会	合併時に大山町を除く6市町村の例により統合する。
3	企画議会	議会監査	3	委員会	常任委員会	合併時に富山市の例を基本に統合する。 ただし、委員会の名称、所管部局等については、合併時まで検討する。
4	企画議会	議会監査	4	委員会	議会運営委員会	合併時に山田村を除く6市町村の例により統合する。
5	企画議会	議会監査	5	委員会	特別委員会	決算（一般・特別、企業）特別委員会を設置する。 その他の特別委員会については、合併後に検討する。
6	企画議会	議会監査	6	議会の傍聴	議会の傍聴	合併時に富山市の例を基本に統合する。
7	企画議会	議会監査	7	議会の情報公開	議会の情報公開	新市においては、執行機関の条例、規則等に併せて実施する。なお、旧市町村の情報公開については、各々の実施時期以降の公文書を対象とする。
8	企画議会	議会監査	8	会議録等	会議録等	富山市の例により統合する。 合併後に作成部数を再編するとともに、本会議会議録については、記録、反訳、印刷等の一括実施を検討する。
9	企画議会	議会監査	9	会議録等	会議録検索システム	掲載する会議録データについては、新市のデータのみ掲載する。 システムを導入している4市町村については、そのデータも閲覧・検索可能にする。
10	企画議会	議会監査	10	議会の広報	議会の広報・ホームページ	合併時に富山市の例を基本に統合する。 なお、ケーブルテレビの議会放映については、合併後に検討する。
11	企画議会	議会監査	12	表彰及び叙勲関係	議長賞の交付	合併時に再編する。
12	企画議会	議会監査	13	政務調査費	政務調査費	合併時まで調整する。 なお、調整にあたっては、別途審議会等を設置する。
13	企画議会	議会監査	14	その他の会議	各会派代表者会議、議員協議会、議会報編集委員会等	合併時に富山市の例により統合する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
14	企画議会	議会監査	15	議員関係	費用弁償等	合併時に富山市の例により統合する。
15	企画議会	議会監査	16	議長会等	各種議会議長会に関すること	現行のとおり、新市議会議長として加盟する。
16	企画議会	議会監査	18	議員関係	議員共済会	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
17	企画議会	議会監査	19	議員関係	議員報酬	合併時まで調整する。 なお、調整にあたっては、別途審議会等を設置する。
18	企画議会	議会監査	21	議員関係	議員の派遣	合併時に富山市の例を基本に統合する。
19	企画議会	議会監査	23	議員関係	議員の健康診断	富山市の例により統合する。
20	企画議会	議会監査	25	庶務	儀礼、慶弔及び交際等	富山市の例により統合する。
21	企画議会	議会監査	26	庶務	議事調査（議会に関する調査等）	富山市の例により統合する。
22	企画議会	議会監査	34	庶務	その他議会庶務全般	富山市の例により統合する。
23	企画議会	議会監査	36	国際交流	議員の交流事業	合併時に県町村議長会主催の交流は廃止する。 なお、他の交流は新市議会で検討する。
24	企画議会	議会監査	37	請願、陳情、要望書	請願、陳情、要望書の取り扱い	合併時に富山市の例により統合する。
25	企画議会	議会監査	38	監査委員	監査委員の報酬等	富山市の例により統合する。 報酬については、合併時まで調整する。 なお、調整にあたっては、別途審議会等を設置する。
26	企画議会	議会監査	39	定期監査	定期監査	富山市の例により統合する。
27	企画議会	議会監査	40	随時監査	随時監査	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
28	企画議会	議会監査	41	行政監査	行政監査	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
29	企画議会	議会監査	42	工事監査	工事監査	富山市の例により統合する。
30	企画議会	議会監査	43	決算審査	決算審査	富山市の例により統合する。
31	企画議会	議会監査	44	例月出納検査	例月出納検査	富山市の例により統合する。
32	企画議会	議会監査	45	財政援助団体等監査	財政援助団体等監査	富山市の例により統合する。
33	企画議会	議会監査	46	住民監査請求	住民監査請求	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
34	企画議会	議会監査	47	外部監査	外部監査	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
35	企画議会	議会監査	48	施設監査	施設監査	富山市の例により統合する。
36	企画議会	議会監査	49	都市監査委員会	都市監査委員会	富山市の例により統合する。
37	企画議会	議会監査	50	町村監査委員協議会	町村監査委員協議会	合併時に廃止する。
38	企画議会	議会監査	51	中核市監査委員事務局連絡会	中核市監査委員事務局連絡会	富山市の例により統合する。
39	企画議会	行政企画	1	慣行	市町村歌・木・花	新市において、指定の有無を含めて、新市一体的な視点のもと検討する。
40	企画議会	行政企画	2	慣行	市町村章	新市の名称決定後、合併時まで調整する。
41	企画議会	行政企画	3	慣行	市町村民憲章	新市において、制定の有無を含めて、検討する。
42	企画議会	行政企画	4	シンボル等	公印の種類、取扱・管理使用方法等	合併時に再編する。
43	企画議会	行政企画	5	シンボル等	平和都市宣言	新市において、その有無を含め検討する。
44	企画議会	行政企画	6	シンボル等	国内姉妹都市・友好都市関係	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
45	企画議会	行政企画	7	シンボル等	旧市町村制施行等記念事業	合併時に廃止する。
46	企画議会	行政企画	8	シンボル等	名義使用	合併時に再編する。
47	企画議会	行政企画	9	シンボル等	行政区域	合併時に再編する。
48	企画議会	行政企画	11	市町村人会等	市町村人会等	現行のとおり新市に引き継ぐが、補助金については廃止する。
49	企画議会	行政企画	12	組織	行政機構	合併時に再編する。
50	企画議会	行政企画	13	組織	事務分担	合併時に再編する。
51	企画議会	行政企画	14	組織	職務権限	合併時に再編する。
52	企画議会	行政企画	15	組織	行政改革	合併後に再編する。
53	企画議会	行政企画	16	組織	審議会等	合併時及び合併後に再編する。 合併時に設置が必要なもの及び合併後の設置が可能なものを調整し、 新市に相応しい附属機関を設置する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
54	企画議会	行政企画	18	行政管理	部局長会議・政策調整会議・庁議	合併時に再編する。
55	企画議会	行政企画	19	行政管理	行政評価	合併後に再編する。
56	企画議会	行政企画	20	行政管理	補助金等適正化	合併時に再編する。
57	企画議会	行政企画	21	法規	例規集の整備等	合併時に再編する。
58	企画議会	行政企画	22	法規	条例、規則等の審査	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
59	企画議会	行政企画	23	法規	法令審査委員会	合併時に再編する。 なお、新市においても同審査委員会を設置する。
60	企画議会	行政企画	24	法規	訴訟及び調停等	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
61	企画議会	行政企画	25	法規	顧問弁護士	富山市の例により統合する。
62	企画議会	行政企画	26	文書管理	文書管理	合併時に再編する。
63	企画議会	行政企画	27	文書管理	印刷業務	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
64	企画議会	行政企画	28	文書管理	文書管理システムの電算化	合併時に再編する。 文書の電子化及び電子決裁システムについては、合併後検討する。
65	企画議会	行政企画	29	文書管理	文書送付業務	合併時に再編する。
66	企画議会	行政企画	30	文書管理	郵便物	合併時に再編する。
67	企画議会	行政企画	31	情報公開	情報公開制度	合併時に再編する。 なお、新市においても、情報公開審査会を設置する。
68	企画議会	行政企画	33	情報公開	個人情報保護制度	合併時に再編する。 なお、新市においても、個人情報保護審査会を設置する。
69	企画議会	行政企画	35	情報公開	市町村長の資産公開	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
70	企画議会	行政企画	36	情報公開	市町村政情報コーナー	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
71	企画議会	行政企画	37	市・町・村史	市・町・村史の編纂及び関連資料の収集・管理	合併後に再編する。
72	企画議会	行政企画	38	市・町・村史	市・町・村史刊行物の管理・販売	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
73	企画議会	行政企画	39	行政一般	自衛官募集	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
74	企画議会	行政企画	40	行政一般	行政手続制度	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
75	企画議会	行政企画	42	行政一般	中核市連絡会	現行のとおり、新市においても加入する。
76	企画議会	行政企画	44	行政一般	北方領土	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
77	企画議会	行政企画	45	国・県重点事業に関する要望書	国・県への重点事業に関する要望	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
78	企画議会	行政企画	46	総合計画	総合計画の策定	新市総合計画については、新市建設計画との整合を図りながら、合併後、新市の新たな策定方針に基づき策定するものとする。
79	企画議会	行政企画	47	総合計画	総合計画の進行管理(実施計画)	合併後にそのあり方を検討する。
80	企画議会	行政企画	48	過疎地域自立促進市町村計画	過疎地域自立促進市町村計画	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
81	企画議会	行政企画	49	辺地計画	辺地計画	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
82	企画議会	行政企画	50	地域振興	広域連携交流事業(神通川流域連携研究会)	合併後に検討する。
83	企画議会	行政企画	51	地域振興	まちづくり推進事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
84	企画議会	行政企画	52	地域開発	電源開発	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
85	企画議会	行政企画	53	地域開発	ダム対策	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
86	企画議会	行政企画	55	地域開発	研究学園都市建設地域	現行のとおり、新市に引き継ぐ。 なお、その対象地区は、大山町福沢地区を中心とするエリアとし、奨励金制度も引き継ぐ。
87	企画議会	行政企画	58	公平委員会	公平委員会委員等	合併時に統合し、新市と富山地区広域圏事務組合との共同設置とする。 報酬については、合併時までに調整する。 なお、調整にあたっては、別途審議会等を設置する。
88	企画議会	行政企画	59	公平委員会	公平委員会会議の開催	富山市の例により統合する。
89	企画議会	行政企画	60	公平委員会	職員団体の登録	合併時に再編する。
90	企画議会	行政企画	61	公平委員会	管理職員等の範囲	合併時に再編する。
91	企画議会	行政企画	62	事務改善	事務改善	合併時に廃止し、新市の行政改革推進体制の中で対応する。
92	企画議会	行政企画	63	条例・規則・告示等の公布	条例・規則・告示等の公告式	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
93	企画議会	行政企画	64	表彰	市町村政功労者表彰	合併後に再編する。
94	企画議会	行政企画	65	表彰	県知事表彰	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
95	企画議会	行政企画	66	表彰	叙位・叙勲・褒章等	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
96	企画議会	行政企画	67	表彰	市町村長賞	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
97	企画議会	行政企画	68	表彰	名誉市町村民	富山市の条例を基本とし、新市でも実施する。 証書(称号記)及び市民章のデザインについては、新市章の決定後、検討する。 なお、既受章者は合併時まで調整し、新市に引き継ぐ。
98	企画議会	行政企画	69	表彰	永年在職議会議員感謝状	合併後に再編する。
99	企画議会	行政企画	70	秘書	市町村長会及び助役会との連絡調整	現行のとおり、市長会等は新市においても加入する。 各町村会は合併時に脱会する。
100	企画議会	行政企画	72	秘書	儀礼及び交際	市民に対する弔意は、富山市の例により統合する。 その他の弔意等は、合併時まで新たな基準を設ける。 交際費については、富山市の例により統合する。 なお、合併時まで新たな支出基準を設ける。
101	企画議会	行政企画	73	国際化	私費留学生等国民健康保険料助成事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
102	企画議会	行政企画	74	国際化	外国人相談事業	富山市の例により統合する。
103	企画議会	行政企画	75	国際化	国際化推進事業補助金	合併時に再編する。
104	企画議会	行政企画	76	国際化	友好姉妹都市等交流事業(受入・派遣関連事業)	合併時に再編する。
105	企画議会	行政企画	77	国際化	移住家族会への支援事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。 合併後、事業内容について検討する。
106	企画議会	行政企画	78	国際化	国際交流センター事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
107	企画議会	行政企画	79	国際化	外国人研修生宿舎事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
108	企画議会	行政企画	80	文化振興	(芸術)文化振興助成及び文化団体の育成等	合併後の文化協会のあり方については、各協会の判断に委ねる。
109	企画議会	行政企画	82	文化振興	桐朋学園富山キャンパス支援事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
110	企画議会	行政企画	83	文化振興	文化振興財団組織等・財務・事業等	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
111	企画議会	行政企画	85	文化会館	文化会館等の維持・運営	文化会館等は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 使用料及びその減免規定については、現行のとおり新市に引き継ぎ、 合併後、数力年間で統一するよう努める。
112	企画議会	行政企画	86	文化会館	文化会館等自主事業	合併時に再編する。
113	企画議会	行政企画	87	ふるさと融資	ふるさと融資	現行のとおり、新市に引き継ぎ、上限額の設定については、合併後検 討する。
114	企画議会	行政企画	88	国際化	国内姉妹都市・友好都市交流事業	合併時までそのあり方について検討する。
115	企画議会	行政企画	89	国際化	海外友好都市・姉妹都市関係	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
116	企画議会	人事	3	人事	人事異動	合併日における人事異動は、協議し、合併時まで定める。 合併後の人事異動は、富山市の例による。
117	企画議会	人事	4	人事	自己申告・庁内公募	富山市の例により統合するが、自己申告対象者は、課長以下の職員と する。
118	企画議会	人事	5	人事	職員の任免	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
119	企画議会	人事	6	人事	臨時職員の任用	合併時に再編する。
120	企画議会	人事	7	人事	職員の身分証明書等	合併時に再編する。
121	企画議会	人事	8	人事	職員の昇給	他の中核市の例などを参考に、初任給基準及び昇給制度を統合する。
122	企画議会	人事	9	人事	職員の勤務条件	合併時に再編する。
123	企画議会	人事	10	人事	職員の分限及び懲戒	現行のとおり新市に引き継ぐ。 ただし、定年年齢は、富山市の例を参考に協議し、合併時まで定め る。
124	企画議会	人事	12	人事	職員採用試験	富山市の例により統合する。
125	企画議会	人事	14	人事	職員勤務成績評定	富山市の例により統合する。
126	企画議会	人事	15	人事	人事情報管理システム	富山市の例により統合する。
127	企画議会	人事	16	人事	職員表彰	富山市の例により統合する。
128	企画議会	人事	17	人事	執務始め式・執務納め式	合併後に検討する。
129	企画議会	人事	20	人事	再雇用・再任用	富山市の例により統合する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
130	企画議会	人事	21	人事	職員録	富山市の例により統合する。
131	企画議会	人事	23	給与	給料表	他の中核市の例を参考に、給料表の統合に向けて協議し、合併時までに定める。
132	企画議会	人事	24	給与	諸手当	県基準を参考に統合する。
133	企画議会	人事	25	給与	旅費制度	新市における職位の区分に基づき、富山市の例を参考として協議し、合併時までに定める。
134	企画議会	人事	26	給与	貸与被服制度	関係市町村の実情を踏まえて、合併時までに定める。
135	企画議会	人事	27	給与	退職手当	富山市の例により統合する。 なお6町村は、富山県市町村総合事務組合から脱会する。
136	企画議会	人事	28	給与	特別職報酬等審議会	合併後、新市においても設置する。
137	企画議会	人事	29	給与	職員等給与支払事務	富山市の給与支給システムに統合する。 なお、給与支給日については、他の中核市の例を参考に協議し、合併時までに定める。
138	企画議会	人事	31	職員研修	基本研修	富山市の例により統合する。
139	企画議会	人事	32	職員研修	特別研修	富山市の例により統合する。
140	企画議会	人事	33	職員研修	派遣研修	富山市の例により統合する。
141	企画議会	人事	34	職員研修	自己啓発・自主研修の支援	富山市の例により統合する。 なお、通信教育助成については、富山市・大山町の例による。
142	企画議会	人事	35	職員の福利厚生	財形貯蓄制度	合併時に再編する。
143	企画議会	人事	36	職員の福利厚生	退職料等支給事務	「富山市職員三団体の今後のあり方検討委員会」での検討結果を踏まえ協議し、合併時までに定める。
144	企画議会	人事	38	職員の福利厚生	非常勤職員の災害補償	富山市の例により統合する。 なお6町村は、富山県市町村総合事務組合から脱会する。
145	企画議会	人事	39	職員の福利厚生	職員の安全衛生管理	合併後、新市においても衛生委員会等を設置する。
146	企画議会	人事	40	職員の福利厚生	健診事業	合併時に再編する。
147	企画議会	人事	41	職員の福利厚生	健康相談事業	合併時に再編する。
148	企画議会	人事	43	福利厚生会	職員福利厚生会の組織等	合併時に再編する。
149	企画議会	人事	44	福利厚生会	職員福利厚生会の給付事業	合併時に再編する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
150	企画議会	人事	45	福利厚生会	職員福利厚生会の福利事業	合併時に再編する。
151	企画議会	人事	46	福利厚生会	職員福利厚生会の貸付事業	合併時に再編する。
152	企画議会	人事	47	福利厚生会	職員福利厚生会の保険事業	合併時に再編する。
153	企画議会	人事	48	福利厚生会	給与控除	合併時に再編する。
154	企画議会	人事	49	福利厚生会	職員会館	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
155	企画議会	人事	50	福利厚生会	退職者会事務	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
156	企画議会	人事	51	職員共済組合	職員共済組合の組織等	合併時に再編する。
157	企画議会	人事	52	職員共済組合	市町村職員共済組合	合併時に再編する。
158	企画議会	人事	53	職員共済組合	職員共済組合の短期経理事業	合併時に再編する。
159	企画議会	人事	54	職員共済組合	職員共済組合の長期経理事業	合併時に再編する。
160	企画議会	人事	55	職員共済組合	職員共済組合の業務経理事業	合併時に再編する。
161	企画議会	人事	56	職員共済組合	職員共済組合の貸付経理事業	合併時に再編する。
162	企画議会	人事	57	職員共済組合	職員共済組合の基礎年金支払経理事業	合併時に再編する。
163	企画議会	人事	59	健康保険組合	健康保険組合の組織等	合併時に再編する。
164	企画議会	人事	60	健康保険組合	健康保険組合の財務等	合併時に再編する。
165	企画議会	人事	61	健康保険組合	健康保険組合の付加給付	合併時に再編する。
166	企画議会	人事	62	健康保険組合	健康保険組合の保健指導宣伝	合併時に再編する。
167	企画議会	人事	63	健康保険組合	健康保険組合の疾病予防対策	合併時に再編する。
168	企画議会	人事	64	健康保険組合	健康保険組合の体育奨励	合併時に再編する。
169	企画議会	人事	65	人事	職名	合併時に再編する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
170	企画議会	人事	66	給与	常勤及び非常勤特別職の報酬・費用弁償等	1 特別職の職員の設置、人数及び任用については、法令の定めるところに従い調整する。 2 特別職の職員の給料及び報酬については、合併時まで調整する。 なお、調整にあたっては、別途審議会等を設置する。
171	企画議会	広報情報	1	広報	広報紙等の編集・発行・配布	合併時に富山市の例により統合する。 ただし、合併時まで地域ごとの広報紙の発行等について、検討する。
172	企画議会	広報情報	2	広報	市町村勢要覧等の編集・発行	合併後に再編する。
173	企画議会	広報情報	3	広報	テレビ・ラジオ告知番組	富山市の例により統合する。
174	企画議会	広報情報	4	広報	新聞等の広報	富山市の例により統合する。
175	企画議会	広報情報	5	広報	企画番組の制作	富山市の例により統合する。
176	企画議会	広報情報	6	広報	報道機関への情報提供	富山市の例により統合する。
177	企画議会	広報情報	7	広報	ケーブルテレビ広報	合併後に再編する。
178	企画議会	広報情報	8	広聴	市・町・村長と語る会（市町村政懇談会）	合併後に再編する。
179	企画議会	広報情報	12	情報システム	庁内電算化の推進	合併時に再編する。
180	企画議会	広報情報	14	情報システム	O A 化知識の普及	合併後に再編する。
181	企画議会	広報情報	15	行政情報化	C A T V	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
182	企画議会	広報情報	16	行政情報化	庁内 C A T V	合併後に再編する。
183	企画議会	広報情報	17	行政情報化	ホームページの公開・管理	合併時に再編する。
184	企画議会	広報情報	18	行政情報化	行政情報ネットワーク管理業務	合併後に再編する。
185	企画議会	広報情報	19	行政情報化	地域の情報化	合併後に再編する。
186	企画議会	広報情報	21	行政情報化	テレピア計画	合併後に全市域を対象として指定を受ける。
187	企画議会	広報情報	22	統計資料	市町村勢統計調査	合併後に再編する。
188	企画議会	広報情報	23	統計資料	指定統計等	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
189	企画議会	広報情報	24	統計資料	調査員・指導員	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
190	企画議会	広報情報	25	統計資料	統計調査員協力会	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
191	企画議会	広報情報	26	広報	市・町・村モニター	合併後に再編する。
192	企画議会	選挙	1	選挙管理委員会の運営	選挙管理委員会委員の職務・開催及び運営	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
193	企画議会	選挙	2	選挙管理委員会の運営	選挙管理委員の報酬	富山市の例により統合する。 報酬については、合併時まで調整する。 なお、調整にあたっては、別途審議会等を設置する。
194	企画議会	選挙	3	選挙啓発	選挙啓発団体の組織・編成	合併後に再編する。
195	企画議会	選挙	4	選挙啓発	常時啓発	合併後に再編する。
196	企画議会	選挙	5	選挙啓発	選挙時啓発	合併後に再編する。
197	企画議会	選挙	6	選挙人名簿	選挙人名簿	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
198	企画議会	選挙	7	農業委員会選挙関係	農業委員会選挙関係	富山市の例により統合する。
199	企画議会	選挙	8	在外選挙関係	在外選挙関係	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
200	企画議会	選挙	9	検察審査会	検察審査会候補者選定	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
201	企画議会	選挙	10	期日前・不在者投票の管理・執行	期日前・不在者投票の管理・執行	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
202	企画議会	選挙	11	他市町村及び船員の不在者投票	他市町村及び船員の不在者投票	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
203	企画議会	選挙	12	後援会事務所等の立札・看板等の証票交付	後援会事務所等の立札・看板等の証票交付	合併後に再編する。
204	企画議会	選挙	13	投票関係	投票区	現行のとおり、新市に引き継ぐ。 開票所の場所によっては投票時間の繰り上げを検討する。
205	企画議会	選挙	14	投票関係	投票事務従事者の選任、配置及び投票事務	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
206	企画議会	選挙	15	投票関係	投票立会人の選定	富山市の例により統合する。
207	企画議会	選挙	16	投票関係	投票立会人の報酬	富山市の例により統合する。 報酬額等については、合併時まで調整する。 なお、調整にあたっては、別途審議会等を設置する。
208	企画議会	選挙	17	投票関係	公営ポスター掲示場の設置	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
209	企画議会	選挙	18	投票関係	選挙公報の作成及び配布	選挙公報の配布方法は、新聞折り込みとするものとする。 また、市議会議員・市長選挙における選挙公報を発行するものとする。
210	企画議会	選挙	19	投票関係	投票所入場券	富山市の例により統合する。
211	企画議会	選挙	20	投票関係	投票用紙等	合併後、新市の選挙管理委員会で検討する。
212	企画議会	選挙	21	選挙運動	選挙運動の届出	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
213	企画議会	選挙	22	選挙運動	選挙運動の管理（選挙公営等）	富山市の例により統合する。
214	企画議会	選挙	23	開票関係	開票区	新市で一箇所とする。 投票所における投票時間の繰り上げを検討する。 選挙区制が導入された場合は各選挙区に一開票所を設ける。
215	企画議会	選挙	24	開票関係	選挙長、開票管理者等の選任	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
216	企画議会	選挙	25	開票関係	選挙長、開票管理者等の報酬	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
217	企画議会	選挙	26	開票関係	開票事務従事者の選任	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
218	企画議会	選挙	27	開票関係	開票作業	富山市の例により統合する。
219	企画議会	選挙	28	選挙事務従事者の手当	選挙事務従事者の手当	富山市の例により統合する。
220	企画議会	選挙	29	市部選挙管理委員会連合会	都市選挙管理委員会連合会	現行のとおり、新市においても加入する。
221	企画議会	選挙	30	海区漁業調整委員会選挙関係	海区漁業調整委員会選挙関係	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
222	企画議会	選挙	31	土地改良区総代選挙関係	土地改良区総代選挙関係	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
223	財務	財政	1	予算	予算編成	合併時に再編する。
224	財務	財政	2	予算	予算査定	合併時に富山市の例により統合する。
225	財務	財政	3	予算	予算管理	合併時に再編する。
226	財務	財政	4	予算	予算専決	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
227	財務	財政	5	決算	決算統計その他財務統計	合併後に再編する。
228	財務	財政	6	財政状況・財政計画	財政状況の公表	合併後に再編する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
229	財務	財政	8	地方交付税	地方交付税	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
230	財務	財政	9	起債	起債	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
231	財務	財政	10	公債費及び市町村債	公債費及び市町村債	合併時までに繰越債の借入方法等を決定し、新市に引き継ぐ。
232	財務	財政	11	債務負担行為・継続費・繰越事業	債務負担行為・継続費・繰越事業	7市町村の所有する債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。
233	財務	財政	12	一時借入金	一時借入金	合併後、新市において限度額等を新たに定める。
234	財務	財政	13	特別会計・企業会計繰出金	特別会計・企業会計繰出金	合併時に再編する。
235	財務	財政	14	ペイオフ対策	ペイオフ対策	合併時までに対応策を集約し、合併後、再編する。
236	財務	財政	15	事務事業評価	事務事業評価	合併時に富山市の例により統合する。
237	財務	財政	16	システム	決算統計システム	合併時にシステム統合を図る。
238	財務	財政	17	システム	市町村債管理システム	合併時にシステム統合を図る。
239	財務	財政	18	資金管理及び運用	当座貸越契約	合併時に再編する。
240	財務	財政	19	基金	財政調整基金	7市町村の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。
241	財務	財政	20	基金	減債基金	7市町村の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。
242	財務	財政	21	基金	特定目的基金	7市町村の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。
243	財務	財政	22	議会	議会の招集告示等	合併時に富山市の例により統合する。
244	財務	財政	23	議会	議案等の作成	合併時に富山市の例により統合する。
245	財務	財政	25	電源立地地域対策交付金	電源立地地域対策交付金	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
246	財務	財政	27	契約	建設工事等業者選定委員会	合併時に再編する。
247	財務	財政	28	契約	競争入札参加資格審査（建設工事・物品他）	合併時に再編する。 ただし、建設工事関係業者の格付け基準等については、合併後に再編する。
248	財務	財政	29	契約	入札・契約制度（建設工事・物品他）	合併時に再編する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
249	財務	財政	31	契約	公正入札調査（建設工事・物品他）	合併時に富山市の例により統合する。
250	財務	財政	32	契約	入札制度検討委員会（建設工事・物品他）	合併時に富山市の例により統合する。
251	財務	財政	33	契約	業者管理システム（建設工事・物品他）	合併時にシステム統合を図る。
252	財務	財政	34	契約	電子入札システム	合併後に新市全域を対象としたシステムの導入を図る。
253	財務	財政	36	物品	物品購入及び業務委託の検査	合併時に再編する。
254	財務	財政	37	物品	単価契約（物品・業務委託）	合併時に再編する。
255	財務	財政	40	決算	決算の調製・報告	富山市・大沢野町・大山町・八尾町の例により統合する。
256	財務	財政	41	歳入	収入調定及び納入の通知	合併時に再編する。
257	財務	財政	43	歳入	収入処理	合併時に再編する。
258	財務	財政	45	歳入	口座振替による収入	口座振替手数料については、合併時に再編する。 一部の金融機関への手数料加算については、廃止の方向で検討する。 郵便局での口座振替については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、再引き落としについては、合併後に検討する。
259	財務	財政	46	歳入	窓口による収入	現行のとおり、新市に引き継ぐ。 なお、一部の金融機関への手数料については、廃止の方向で検討する。
260	財務	財政	47	歳出	支出命令	合併時に再編する。 現金支払は、可能な限り廃止する方向とする。
261	財務	財政	48	歳出	小切手の振出	合併時に再編する。
262	財務	財政	49	歳出	資金前渡・概算・繰替・前金払	現行のとおり、新市に引き継ぐ。 対象経費については、合併時に再編する。
263	財務	財政	50	歳出	支出処理	合併時に再編する。
264	財務	財政	52	歳出	支出負担行為の確認	合併時に再編する。
265	財務	財政	53	検査	例月出納検査	富山市の例により統合する。
266	財務	財政	54	検査	現金出納員の出納事務検査	合併時に再編する。
267	財務	財政	55	資金管理及び運用	資金計画	合併時に再編する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
268	財務	財政	56	資金管理及び運用	歳計現金運用	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
269	財務	財政	57	現金及び財産の記録管理	現金及び財産の記録管理	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
270	財務	財政	58	出納一般	つり銭資金	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
271	財務	財政	59	出納一般	ペイオフ対策	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
272	財務	財政	60	出納一般	現金及び有価証券の出納保管	富山市の例により統合する。
273	財務	財政	61	出納一般	公印の管理（会計）	富山市の例により統合する。
274	財務	財政	62	出納一般	会計規則	合併時に再編する。
275	財務	財政	63	出納一般	財団等の例月検査	合併後に再編する。
276	財務	財政	65	出納一般	財務会計システム	合併時に大沢野町・婦中町の例を基本に再編する。 ただし、電子決裁機能の運用については、当面、現6町村の内部決裁において運用する。
277	財務	財政	66	指定金融機関	指定金融機関	指定金融機関制度については、富山市・4町の例により統合する。
278	財務	財政	67	指定金融機関	収納代理金融機関	収納代理金融機関制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 同金融機関に対する検査は、合併後に検討する。 なお、郵便局においても収納事務の一部の取り扱いを行うものとする。
279	財務	財政	68	歳入歳出外現金	歳入歳出外現金受入	合併時に再編する。
280	財務	財政	69	歳入歳出外現金	歳入歳出外現金払出	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
281	財務	財産	1	庁舎管理	庁舎の維持管理	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
282	財務	財産	2	庁舎管理	庁舎設備の維持保守、取締り	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
283	財務	財産	3	庁舎管理	庁舎防火管理	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
284	財務	財産	4	庁舎管理	庁舎電話の管理（電話交換業務含）	現行のとおり新市に引き継ぐが、合併後に検討する。
285	財務	財産	5	庁舎管理	当直（庁舎）	合併時まで委託を検討する。
286	財務	財産	7	財産	財産台帳	合併時まで統一した様式とする。
287	財務	財産	8	財産	市町村有財産の管理	合併時に富山市の例により統合する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
288	財務	財産	9	財産	市町村有財産の処分・取得	合併時に富山市の例により統合する。
289	財務	財産	10	財産	寄附採納に関すること	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
290	財務	財産	11	物品	不用品の処分	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
291	財務	財産	12	物品	物品の出納及び保管	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
292	財務	財産	13	物品	重要物品の記録等	合併時に富山市の例により統合する。
293	財務	財産	14	車両管理	公用車の管理・整備・運転	現行のとおり、新市に引き継ぐ。 なお、任意保険加入団体は、合併時に統合する。
294	財務	財産	15	駐車場	市町村営駐車場の維持管理運営	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
295	財務	財産	16	駐輪場	市町村駐輪場等維持管理運営	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
296	財務	財産	18	用地	価格審査委員会	合併時に富山市・婦中町の例により統合する。
297	財務	財産	19	用地	土地収用	合併時に富山市の例により統合する。
298	財務	財産	20	用地	用地取得業務	合併時に富山市の例により統合する。
299	財務	財産	21	用地	土地開発基金	7市町村の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。
300	財務	財産	22	土地開発公社	土地開発公社組織等	合併時に再編する。
301	財務	財産	23	土地開発公社	土地開発公社財務等	合併時に再編する。
302	財務	財産	24	土地開発公社	土地開発公社事業等	合併時に再編する。
303	財務	財産	25	検査	完成検査	合併時に富山市の例により統合する。 なお、検査実施区分等については、合併時に再編する。
304	財務	財産	26	検査	既済部分検査	合併時に富山市の例により統合する。
305	財務	財産	27	検査	中間検査	合併時に富山市の例により統合する。
306	財務	財産	28	検査	一部完成検査	合併時に富山市の例により統合する。
307	財務	地方税	1	納税	口座振替	合併時に富山市の例により統合する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
308	財務	地方税	2	納税	口座振替済通知書	合併時に大沢野町を除く6市町村の例により統合する。 ただし、軽自動車税については、納税証明書を発送する。
309	財務	地方税	3	納税	納税貯蓄組合	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
310	財務	地方税	4	納税	市町村税の徴収	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
311	財務	地方税	5	納税	市町村税の収入整理	合併時に富山市・大沢野町の例により統合する。
312	財務	地方税	6	納税	督促状・催告書の発付	現行のとおり、新市に引き継ぐ。 ただし、催告書については、合併時に富山市の例により統合する。 督促手数料は廃止する。
313	財務	地方税	7	納税	滞納整理	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
314	財務	地方税	8	納税	納税指導嘱託員	合併時に富山市の例により引き継ぐ。
315	財務	地方税	9	納税	徴収嘱託員	合併時に再編する。
316	財務	地方税	10	納税	滞納処分	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
317	財務	地方税	13	納税	税の充当	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
318	財務	地方税	15	納税	延滞金	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
319	財務	地方税	16	固定資産評価審査委員会	固定資産評価審査委員会	1 特別職の職員の設置、人数及び任用については、法令の定めるところに従い調整する。 2 特別職の職員の給料及び報酬については、合併時まで調整する。 なお、調整にあたっては、別途審議会等を設置する。
320	財務	地方税	17	税制及び諸税の賦課等	税務制度の調査研究及び税務諸統計	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
321	財務	地方税	18	税制及び諸税の賦課等	市町村税に係る証明及び閲覧	軽自動車税納税証明（車検用）、住宅用家屋証明、登記用評価証明については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 所得証明、課税証明（非課税証明）、納税証明、資産証明については、富山市・婦中町の例により統合する。 評価証明、公課証明、課税台帳記載事項証明、公簿等の閲覧、登載証明については、富山市の例により統合する。
322	財務	地方税	19	税制及び諸税の賦課等	納税思想の高揚及び税務広報	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
323	財務	地方税	20	税制及び諸税の賦課等	地方譲与税	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
324	財務	地方税	21	税制及び諸税の賦課等	利子割交付金	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
325	財務	地方税	22	税制及び諸税の賦課等	ゴルフ場利用税交付金	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
326	財務	地方税	23	税制及び諸税の賦課等	特別地方消費税交付金	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
327	財務	地方税	24	税制及び諸税の賦課等	地方消費税交付金	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
328	財務	地方税	25	税制及び諸税の賦課等	自動車取得税交付金	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
329	財務	地方税	26	税制及び諸税の賦課等	県民税徴収取扱費	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
330	財務	地方税	27	税制及び諸税の賦課等	税務協議会	現行のとおり、新市に引き継ぐ。 ただし、富山県市町村総合事務組合は退会する。
331	財務	地方税	28	税制及び諸税の賦課等	賦課電算業務	合併時にシステム統合を図る。
332	財務	地方税	31	税制及び諸税の賦課等	市町村たばこ税	現行のとおり新市に引き継ぐ。
333	財務	地方税	32	税制及び諸税の賦課等	入湯税	1人1日(1泊2日を含む)150円(標準税率)とする。
334	財務	地方税	33	税制及び諸税の賦課等	軽自動車税	現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、納期については5月とする。 標識のき損等にかかる弁償金については、合併時に富山市の例により統合する。
335	財務	地方税	34	税制及び諸税の賦課等	鉱産税	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
336	財務	地方税	35	税制及び諸税の賦課等	原付自転車臨時運行標識貸与	合併時に富山市の例により統合する。
337	財務	地方税	36	税制及び諸税の賦課等	個人市町村民税の減免	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
338	財務	地方税	37	税制及び諸税の賦課等	富山地区たばこ連絡協議会補助金	合併時に再編する。
339	財務	地方税	38	市町村県民税等の賦課等	個人市町村民税	均等割税率 年額3,000円(標準税率)とする。( 税制改正に伴い2,500円を3,000円に変更) 所得割税率 現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 納期 特別徴収は、現行のとおりとし、普通徴収は、6月、8月、10月、1月とする。
340	財務	地方税	39	市町村県民税等の賦課等	法人市町村民税	制限税率とする。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
341	財務	地方税	40	市町村県民税等の賦課等	事業所税	現行のとおり課税する。ただし、現在課税されていない6町村の区域については、平成22年度までは、7分の1ずつ段階的に課税する。
342	財務	地方税	41	市町村県民税等の賦課等	富山地区農業所得標準協議会	合併時に解散する。
343	財務	地方税	42	市町村県民税等の賦課等	電算業務	合併時にシステム統合を図る。
344	財務	地方税	43	固定資産税等の賦課等	土地・家屋価格縦覧帳簿の縦覧、固定資産税の減免等	税率は、1.4%とする。ただし、平成17年度は、現行のとおりとする。不均一課税は廃止する。工業生産設備に係る課税免除は、廃止する。過疎地域（山田村、細入村）に係る課税免除は、新市に引き継ぐものとする。納期は、4月、7月、12月、2月とする。縦覧場所については、現行のとおり新市に引き継ぎ、減免基準については、合併時に再編する。
345	財務	地方税	44	固定資産税等の賦課等	都市計画税	税率は、平成18年度から0.25%とする。ただし、婦中町の市街化区域については、平成22年度まで課税しない。納期は、4月、7月、12月、2月とする。
346	財務	地方税	45	固定資産税等の賦課等	土地の評価	合併時に再編するが、合併後に「固定資産評価基準」に合わせた評価方法の見直しを行う。
347	財務	地方税	46	固定資産税等の賦課等	家屋の評価	合併時に富山市の例により統合する。なお、需給事情による減点補正については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成18年度から廃止する。
348	財務	地方税	47	固定資産税等の賦課等	固定資産課税台帳兼名寄帳	合併時に保存年限・様式を統一し、現物保存しているものについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
349	財務	地方税	48	固定資産税等の賦課等	償却資産	合併後に資産データを統合する。
350	財務	地方税	49	固定資産税等の賦課等	国有資産等所在市町村交付金及び納付金	合併時に統合し、新市において一括して請求する。
351	財務	地方税	50	固定資産税等の賦課等	航空写真関係	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、データ更新時期を検討する。
352	財務	地方税	51	固定資産税等の賦課等	特別土地保有税	現行のとおり新市に引き継ぐ。合併時に課税データを統合する。
353	財務	地方税	52	固定資産税等の賦課等	字絵図	合併時に再編する。なお、公図の閲覧は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
354	財務	地方税	53	固定資産税等の賦課等	地図情報システム（GIS）	現行のとおり、新市に引き継ぎ、合併後にコンピュータシステムの統合を検討する。
355	財務	地方税	54	固定資産税等の賦課等	更正、賦課決定	地方税法の規定（5年間）を超える還付制度については、合併時に富山市の例により統合するが、各市町村の事情等を勘案し、経過措置を設ける。更正時期等については、合併時に統合する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
356	財務	地方税	55	固定資産税等の賦課等	資産評価研究センター	合併時に富山市・八尾町・婦中町の例により統合する。
357	財務	地方税	56	固定資産税等の賦課等	各種証明事務	現行のとおり新市に引き継ぐ。
358	財務	地方税	57	固定資産税等の賦課等	固定資産電算業務	合併時にシステム統合を図る。
359	福祉保健	福祉	1	生活福祉	災害見舞金の支給	合併時に富山市の例により統合する。 なお、単独事業分については、合併時に再編する。
360	福祉保健	福祉	2	生活福祉	福祉行政報告例による統計	現行のとおり、福祉事務所事務として新市に引き継ぐ。
361	福祉保健	福祉	3	生活福祉	生活保護業務	現行のとおり、福祉事務所事務として新市に引き継ぐ。
362	福祉保健	福祉	4	生活福祉	緊急援護金の支給（行旅困窮者旅費）	富山市の例により統合する。
363	福祉保健	福祉	5	生活福祉	法外援護	富山市の例により統合する。
364	福祉保健	福祉	6	生活福祉	行旅病人及び行旅死亡取扱	富山市の例により統合する。
365	福祉保健	福祉	7	生活福祉	生活保護法の実施に係る医療機関の指定	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
366	福祉保健	福祉	8	生活福祉	生活保護法の実施に係る介護機関の指定	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
367	福祉保健	福祉	9	生活福祉	指定医療機関に対する生活保護法の実施に係る個別指導	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
368	福祉保健	福祉	11	生活福祉	貸付事業（生活つなぎ資金）	合併時に富山市の例により統合する。
369	福祉保健	福祉	12	生活福祉	医療扶助に関する申請書及び各給付等の内容点検 審査	現行のとおり、福祉事務所事務として新市に引き継ぐ。
370	福祉保健	福祉	13	生活福祉	歳末慰問	合併時に廃止する。
371	福祉保健	福祉	15	生活福祉	福祉総合相談	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
372	福祉保健	福祉	16	生活福祉	成年後見制度利用支援事業	富山市の例により統合する。
373	福祉保健	福祉	17	生活福祉	国民生活基礎調査	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
374	福祉保健	福祉	18	生活保護	生活保護法の実施に係る諸業務	富山市の例により統合する。
375	福祉保健	福祉	19	生活保護	生活保護法による扶助費等の経理	現行のとおり、福祉事務所事務として新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
376	福祉保健	福祉	20	生活保護	生活保護に係る特別基準の設定	現行のとおり、福祉事務所事務として新市に引き継ぐ。
377	福祉保健	福祉	22	生活保護	生活保護法の実施に係る介護	現行のとおり、福祉事務所事務として新市に引き継ぐ。
378	福祉保健	福祉	23	民生・児童委員	主任児童委員研修	富山市の例により統合する。
379	福祉保健	福祉	24	民生・児童委員	民生委員推薦会	合併時に再編する。
380	福祉保健	福祉	25	民生・児童委員	民生委員・児童委員の改選	合併後に再編する。
381	福祉保健	福祉	26	民生・児童委員	民生委員等研修計画作成・実施	合併後に富山市の例により統合する。
382	福祉保健	福祉	27	民生・児童委員	地区民生委員協議会等への補助	合併時に富山市の例により統合する。
383	福祉保健	福祉	28	社会を明るくする運動実施委員会	社会を明るくする運動実施委員会	富山市の例により統合する。
384	福祉保健	福祉	29	更生保護団体育成事業	保護司会等への補助	合併時に再編する。
385	福祉保健	福祉	30	社会福祉施設	社会福祉施設の建設協議	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
386	福祉保健	福祉	31	福祉大会	福祉大会	現行のとおり新市に引き継ぐが、運営方法等については、合併後に再編する。
387	福祉保健	福祉	32	社会福祉実習生の受入	社会福祉実習生の受入	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
388	福祉保健	福祉	33	福祉基金	福祉基金	合併時に再編する。
389	福祉保健	福祉	34	地域福祉	ホームレス対策	富山市の例により統合する。
390	福祉保健	福祉	35	地域福祉	地域福祉計画の策定	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、新市において新たな計画を策定する。
391	福祉保健	福祉	36	地域福祉	地域ぐるみ福祉活動補助金	合併時に再編する。
392	福祉保健	福祉	37	地域福祉	心配ごと相談事業補助金	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
393	福祉保健	福祉	38	更生保護団体育成事業	更正保護団体に対する補助	合併時に富山市の例により統合する。
394	福祉保健	福祉	39	社会福祉事業団	社会福祉事業団管理運営	合併後に再編する。
395	福祉保健	福祉	40	社会福祉審議会	社会福祉審議会に関する事務	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
396	福祉保健	福祉	41	社会福祉協議会	社会福祉協議会の組織、財政、事業等	合併時に再編する。 なお、組織については、別途合併協定項目にて協議する。
397	福祉保健	福祉	42	社会福祉協議会	社会福祉協議会への補助	現行のとおり新市に引き継ぐが、合併時に可能な限り統合する。
398	福祉保健	福祉	43	社会福祉法人	社会福祉法人の定款変更受付・認可	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
399	福祉保健	福祉	44	社会福祉法人	社会福祉関係法令に基づく指導監査の実施計画	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
400	福祉保健	福祉	45	社会福祉法人	実施機関福祉施行事務の指導監査	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
401	福祉保健	福祉	46	社会福祉法人	社会福祉法人の指導監査	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
402	福祉保健	福祉	47	社会福祉法人	社会福祉施設の指導監査	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
403	福祉保健	福祉	48	社会福祉法人	指導監査の通知、結果のとりまとめ	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
404	福祉保健	福祉	49	社会福祉法人	社会福祉法人現況報告書	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
405	福祉保健	福祉	50	社会福祉法人	社会福祉施設指導台帳の作成	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
406	福祉保健	福祉	51	社会福祉法人	指導監査実施状況等の厚生労働省報告	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
407	福祉保健	福祉	52	戦没者等	戦没者遺家族援護、支援事務	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
408	福祉保健	福祉	53	戦没者等	地区慰霊祭	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
409	福祉保健	福祉	54	戦没者等	戦没者追悼式	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
410	福祉保健	福祉	55	戦災関係	戦災死者名簿の整理	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
411	福祉保健	福祉	56	援護団体	援護団体への補助	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
412	福祉保健	福祉	58	日赤	日赤地区事務	合併時に富山市の例により統合する。
413	福祉保健	福祉	60	老人保健施設指導	老人保健施設の実地指導	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
414	福祉保健	福祉	61	老人保健施設指導	介護老人保健施設への立入職員の身分証	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
415	福祉保健	福祉	62	指導監査	支援費事業者の指導監査	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
416	福祉保健	福祉	63	指導監査	居宅サービス事業者の指導監査	現行のとおり、県からの権限移譲事務として新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
417	福祉保健	福祉	64	指導監査	指定介護老人福祉施設の指導監査	現行のとおり、県からの権限移譲事務として新市に引き継ぐ。
418	福祉保健	福祉	65	救急医療	急病センターの管理運営	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
419	福祉保健	福祉	66	救急医療	救急当番医	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
420	福祉保健	福祉	67	救急医療	救急医療センター運営委員会	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
421	福祉保健	福祉	69	手話通訳者等	手話通訳者設置	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
422	福祉保健	福祉	70	手話通訳者等	手話通訳者派遣	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
423	福祉保健	福祉	71	手話通訳者等	手話講習会開催	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
424	福祉保健	福祉	72	障害者ボランティア活動 支援事業	障害者ボランティア活動支援事業	合併時に廃止する方向で検討する。
425	福祉保健	福祉	73	身体障害者	身体障害者スポーツ大会	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
426	福祉保健	福祉	74	身体障害者	身体障害者手帳の発行	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
427	福祉保健	福祉	75	身体障害者	身体障害者施設支援費支給	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
428	福祉保健	福祉	76	身体障害者	身体障害者等交付診断書補助金	合併時に廃止する方向で検討する。
429	福祉保健	福祉	77	身体障害者	身体障害者訪問調髪サービス事業	合併時に再編する。
430	福祉保健	福祉	78	障害者施設	障害者施設の整備	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
431	福祉保健	福祉	79	障害者施設	障害者施設の指導・監督・育成	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
432	福祉保健	福祉	80	特別障害者手当等	特別障害者手当等支給	現行のとおり、福祉事務所事務として新市に引き継ぐ。
433	福祉保健	福祉	81	心身障害者	知的障害者援護施設の運営	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
434	福祉保健	福祉	82	心身障害者	児童福祉施設（障害）の運営	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
435	福祉保健	福祉	83	心身障害者	重度心身障害者医療費助成	合併時に富山市・八尾町・婦中町・2村の例により統合する。 なお、大沢野町及び大山町の単独助成については、現行のとおり実施し、合併後3年経過した後廃止するが、大山町の中重度心身障害者に関しては、平成16年度末における医療費助成の受給資格者に限る。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
436	福祉保健	福祉	84	心身障害者	心身障害者関係団体の育成	合併時に団体への補助として再編するが、団体の統合の進捗状況等も考慮する。
437	福祉保健	福祉	85	心身障害者	療育相談会・啓発講演会の開催	合併時に廃止する。 なお、団体への補助として再編する。
438	福祉保健	福祉	86	ホームヘルパー	障害者（児）ホームヘルパーの派遣	合併時に富山市・大沢野町・山田村・細入村の例により統合する。
439	福祉保健	福祉	87	障害者福祉計画	障害者福祉計画の策定	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、新市において新たな計画を策定する。
440	福祉保健	福祉	88	福祉のまちづくり	福祉のまちづくり	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
441	福祉保健	福祉	89	障害者情報バリアフリー化支援事業	障害者情報バリアフリー化支援事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
442	福祉保健	福祉	90	心身障害者扶養共済制度	心身障害者扶養共済制度	現行のとおり新市に引き継ぐが、単独制度については、経過措置を設ける。
443	福祉保健	福祉	91	障害者短期入所事業	身体障害者短期入所事業	合併時に富山市・大沢野町・山田村・細入村の例により統合する。
444	福祉保健	福祉	92	障害者短期入所事業	知的障害者短期入所事業	合併時に八尾町・婦中町を除く5市町村の例により統合する。
445	福祉保健	福祉	93	障害児短期入所事業	障害児短期入所事業	合併時に八尾町・婦中町を除く5市町村の例により統合する。
446	福祉保健	福祉	94	外国人障害者福祉手当	外国人障害者福祉手当	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
447	福祉保健	福祉	95	障害者福祉啓発	障害者福祉啓発	合併後、3年を目途に見直しを図る。
448	福祉保健	福祉	96	更生援護相談	更生援護相談	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
449	福祉保健	福祉	97	更生医療	更生医療	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
450	福祉保健	福祉	98	相談	障害者相談員（身体・知的）	富山市の例により統合する。
451	福祉保健	福祉	99	知的障害者	知的障害者施設支援費支給	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
452	福祉保健	福祉	100	知的障害者	知的障害者グループホームの支援支給	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
453	福祉保健	福祉	101	補装具給付	補装具給付・扶助	補装具の種目、受託報酬の額については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、自己負担分への単独助成については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年目に富山市の例により統合する。
454	福祉保健	福祉	102	育成医療	育成医療	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
455	福祉保健	福祉	103	知的障害者	療育手帳	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
456	福祉保健	福祉	104	日常生活用具給付	日常生活用具給付	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
457	福祉保健	福祉	105	非常用連絡器具の給付等	緊急通報体制支援事業	合併時に再編する。 ただし、既存設置者は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 利用者負担額は、1割程度とする。 なお、利用料について、減免規定を新たに設ける。
458	福祉保健	福祉	106	障害児(者)地域等支援事業	障害児(者)地域等支援事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
459	福祉保健	福祉	107	身体障害者デイサービス事業	身体障害者デイサービス事業	合併時に八尾町・婦中町を除く5市町村の例により統合する。
460	福祉保健	福祉	108	タクシー利用助成	障害者(児)タクシー利用助成	合併時に再編する。
461	福祉保健	福祉	109	重度身体障害者福祉電話	重度身体障害者福祉電話	公費負担については、設置費、加入料、基本料、移転料とし、利用者負担については、大沢野町・大山町の例により統合する。 なお、富山市における60度数の公費負担は廃止する。
462	福祉保健	福祉	110	重度身体障害者の住宅改造	重度身体障害者の住宅改造	合併時に再編する。 ただし、町村については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年目に再編する。
463	福祉保健	福祉	111	各種証明事務	各種証明事務	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
464	福祉保健	福祉	112	社会福祉事業振興補助金 融資利子補給	社会福祉事業振興補助金融資利子補給	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
465	福祉保健	福祉	113	産休等職員代替職員補助 制度	産休等職員代替職員補助制度	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
466	福祉保健	福祉	114	障害児通園事業の運営	障害児通園事業の運営	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
467	福祉保健	福祉	115	障害者生活支援事業	障害者生活支援事業	合併時に富山市の例により統合する。
468	福祉保健	福祉	117	福祉バス運行事業	福祉バス運行事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
469	福祉保健	福祉	118	自動車改造費助成	自動車改造費助成	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
470	福祉保健	福祉	119	自動車免許取得費助成	自動車免許取得費助成	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
471	福祉保健	福祉	120	進行性筋萎縮症者措置	進行性筋萎縮症者措置	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
472	福祉保健	福祉	121	社会福祉事業の認可・届出 受理	社会福祉事業の認可・届出受理	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
473	福祉保健	福祉	122	社会福祉法人定款の変更認可	社会福祉法人定款の変更認可	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
474	福祉保健	福祉	123	支援費事業者指定	支援費事業者指定	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
475	福祉保健	福祉	124	支援費基準該当事業者の登録	支援費基準該当事業者の登録	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
476	福祉保健	福祉	125	障害者福祉計画の進行管理	障害者福祉計画の進行管理	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
477	福祉保健	福祉	126	精神保健対策事業	障害者作業所等交通費助成事業	合併時に再編する。 ただし、大沢野町・八尾町で実施している障害児の助成については、現行のとおり引き継ぎ、合併後4年目に廃止する。
478	福祉保健	福祉	128	精神障害者共同作業所補助事業	精神障害者共同作業所補助事業	富山市の例により統合する。
479	福祉保健	福祉	129	精神障害者居宅生活支援事業	精神障害者ホームヘルパー事業	富山市の例により統合する。 なお、民間事業者の指定基準については、合併時まで定める。
480	福祉保健	福祉	130	精神障害者居宅生活支援事業	精神障害者ショートステイ事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
481	福祉保健	福祉	131	精神障害者居宅生活支援事業	精神障害者グループホーム事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
482	福祉保健	福祉	132	精神障害者施設建設・運営補助事業	精神障害者社会復帰施設建設補助	合併時に富山市の例により統合する。
483	福祉保健	福祉	133	模範更生者表彰事業	模範更生者表彰	現行のとおり、新市に引き継ぐ。 ただし、障害者団体からの推薦等については、同団体の再編・統合等の動向を見ながら調整する。
484	福祉保健	福祉	134	音訳・点訳・要約筆記講座開催事業	音訳・点訳・要約筆記講座の開催	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
485	福祉保健	福祉	135	障害者生活訓練事業	パソコン教室、料理教室等の開催	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
486	福祉保健	福祉	136	スポーツ教室開催事業	スポーツ教室の開催	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
487	福祉保健	福祉	137	野外活動ふれあい事業	ふれあいキャンプの開催	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
488	福祉保健	福祉	138	心身障害者（児）福祉金事業	心身障害者（児）福祉金の給付	合併時に再編する。 なお、所得制限については、合併時までその内容を定める。
489	福祉保健	福祉	139	心身障害者通所訓練作業所運営費補助事業	心身障害者通所訓練作業所補助制度	富山市の例により統合する。
490	福祉保健	福祉	141	重度心身障害者介護手当支給事業	重度心身障害者介護手当の給付	合併時に再編する。 なお、所得制限については、合併時までその内容を定める。
491	福祉保健	福祉	142	在宅障害者（児）デイケア事業	在宅障害者（児）デイケア事業の実施	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年目に富山市の例により統合する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
492	福祉保健	福祉	143	ねたきり身体障害者寝具 乾燥事業	ねたきり身体障害者寝具乾燥	合併時に再編する。 利用者負担額は、1割程度とする。
493	福祉保健	福祉	144	心臓病治療費助成事業	心臓病治療費の助成	合併時に廃止する。
494	福祉保健	福祉	145	身体障害者ファックス設 置事業	身体障害者ファックスの設置	合併時に廃止する方向で検討する。
495	福祉保健	福祉	146	盲導犬購入費助成事業	盲導犬の購入の助成	合併時に富山市の例により統合する。
496	福祉保健	福祉	147	知的障害者デイサービス 事業	知的障害者デイサービス事業	合併時に八尾町・婦中町を除く5市町村の例により統合する。
497	福祉保健	福祉	148	精神障害者医療費助成事 業	精神障害者医療費助成	合併時に富山市の例により統合する。
498	福祉保健	福祉	149	貸付事業	障害者住宅整備貸付事業	合併時に廃止の方向で検討する。
499	福祉保健	福祉	150	貸付事業	屋根融雪化促進資金貸付事業	合併時に廃止の方向で検討する。
500	福祉保健	福祉	151	心身障害者(児)作品展開 催事業	心身障害者(児)作品展	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
501	福祉保健	福祉	152	身体障害者ケアマネジメ ント事業	身体障害者ケアマネジメント事業	合併時に富山市の例により統合する。 なお、地域の窓口を設置する。
502	福祉保健	福祉	153	重度障害者パソコン教室 開催事業	重度身体障害者に対するパソコン教室	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
503	福祉保健	福祉	155	施設運営事業	精神障害者小規模通所授産施設運営事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
504	福祉保健	福祉	156	施設運営事業	心身障害者小規模通所授産施設運営事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
505	福祉保健	福祉	158	障害福祉のしおり発刊事 業	障害福祉のしおり(活字、点字、テープ版)の発 刊	合併時に再編し、新たな「しおり」を作成する。
506	福祉保健	福祉	159	除雪支援	除雪支援	合併時に再編する。
507	福祉保健	福祉	163	公立保育所	公立保育所の管理運営	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
508	福祉保健	福祉	164	保育指導	保育士等の研修	富山市の例により統合する。
509	福祉保健	福祉	165	社会福祉審議会児童福祉 専門部会	社会福祉審議会児童福祉専門部会	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
510	福祉保健	福祉	166	児童館	児童館の管理運営等	国の基準を満たす施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 運営管理については、合併時に富山市の例により統合する。
511	福祉保健	福祉	167	児童手当等	児童手当等支給事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
512	福祉保健	福祉	168	母子家庭等自立促進	母子寡婦福祉資金貸付事業	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
513	福祉保健	福祉	169	母子家庭等自立促進	母子家庭等相談・指導	現行のとおり、福祉事務所業務として新市に引き継ぐ。
514	福祉保健	福祉	170	乳幼児医療費等	乳幼児医療費等助成	乳幼児医療費助成事業及び妊産婦医療費助成事業については、合併時に富山市・八尾町・婦中町・2村の例により統合する。 なお、大沢野町及び大山町の単独助成については、現行のとおり実施し、合併後3年経過した後廃止する。 ひとり親家庭等医療費助成事業については、合併時に八尾町・2村の例により統合する。 なお、大沢野町及び大山町の単独助成については、現行のとおり実施し、合併後3年経過した後廃止する。
515	福祉保健	福祉	171	保育所入所	保育所入所	入所決定方法については、合併時に1市・4町の例により統合する。 入所可能年齢については、合併時に富山市の例により統合するが、保育所の施設、設備等の状況に応じて定める。 開所時間（延長保育実施保育所を除く）については、合併後3年を目途に、富山市・大沢野町の例により統合する。
516	福祉保健	福祉	172	母子家庭等自立促進	母子生活支援施設・助産施設・児童養護施設事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
517	福祉保健	福祉	173	保育指導	保育所給食指導	献立については、合併時に再編するが、地域の事情に配慮する。 給食管理システム等については、富山市の例により統合する。
518	福祉保健	福祉	174	保育指導	乳児保育等の指導	富山市の例により統合する。
519	福祉保健	福祉	175	私立保育所	私立保育所の設置認可等	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
520	福祉保健	福祉	176	私立保育所	私立保育所に係る各種補助	合併時に富山市の例により統合する。
521	福祉保健	福祉	177	私立保育所	私立保育所の管理運営に係る助言指導	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
522	福祉保健	福祉	178	認可外保育施設	認可外保育施設の指導監督	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
523	福祉保健	福祉	179	認可外保育施設	認可外保育施設運営費補助	合併時に富山市の例により統合する。
524	福祉保健	福祉	180	地域子育て支援事業	地域子育て支援事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
525	福祉保健	福祉	181	子育て支援事業(法令外)	子育て支援事業 育児奨励金支給	大沢野町・大山町・2村で実施している育児奨励金等の支給については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度廃止する。
526	福祉保健	福祉	182	私立保育所	私立保育所の施設整備補助	合併時に富山市の例により統合する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
527	福祉保健	福祉	183	保育所入所	保育料	保育料については、国の基準と同じ7階層区分とし、国の徴収基準額の概ね75%水準とする。 ただし、平成17年度から平成21年度までの5か年度については、経過措置を設け、毎年旧市町村が管轄していた保育所群を単位として保育料を定め、段階的に調整するものとし、平成22年度に統一した保育料とする。 なお、所得税等に基づく毎年の保育料階層区分の認定は、合併時から7月とする。 階層区分別の保育料については、合併後、平成17年度保育料の改定に併せて決定する。 多子世帯の減額制度については、合併時に富山市の例により統合する。
528	福祉保健	福祉	184	保育所入所	保育所運営費事務	富山市の例により統合する。
529	福祉保健	福祉	185	保育指導	保育所の保健衛生	巡回指導及び児童の健康診断については、富山市の例により統合する。 児童の共済掛金については、合併時に再編する。 職員の細菌検査については、6町村の例により統合する。
530	福祉保健	福祉	186	市立保育所の民営化	公立保育所の民営化	現行のとおり、新市に引き継ぐが、民営化対象保育所の選考基準等は、合併後に必要に応じて見直しを図る。
531	福祉保健	福祉	187	母子家庭等自立促進	母子家庭等福祉事業	ひとり親家庭等福祉金については、現行のとおりとし、合併後その基本理念について検討を進め、合意が得られた段階で再編する。 なお、八尾町・2村については、その間、富山市の例により実施する。 大山町のひとり親家庭生活支援事業については、現行のとおり実施し、合併後3年経過した後廃止する。 なお、その間法外援護による併給は行わない。 母子家庭等小口資金貸付金、母子寡婦福祉連合会補助金及び母（父）と子のレクリエーション大会補助金については、合併時までに関係団体の合併統合を進め、新市に引き継ぐが、その金額については、合併後、新市において調整する。 母子家庭等就業・自立支援センター事業及び母子家庭等自立支援給付金事業については、合併時に富山市の例により統合する。 母子家庭福祉厚生資金利子補給、自立促進事業開催委託及びひとり親家庭等小・中学校入学祝金、卒業祝については、合併時に廃止する。
532	福祉保健	福祉	188	保育所広域入所	保育所広域入所	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
533	福祉保健	福祉	189	母子家庭等自立促進	児童虐待防止	合併後に再編する。
534	福祉保健	福祉	190	児童健全育成	児童遊具整備	合併時に再編する。
535	福祉保健	福祉	191	児童健全育成	児童公園の管理	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
536	福祉保健	福祉	192	児童健全育成	地域児童健全育成事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
537	福祉保健	福祉	193	児童健全育成	放課後児童健全育成事業	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、再編する。
538	福祉保健	福祉	194	児童育成団体支援	母親クラブ育成	現行のとおり、新市に引き継ぐ。 なお、補助金については、合併後に調整を図る。
539	福祉保健	福祉	195	児童育成団体支援	児童クラブ育成	合併時に再編する。 ただし、単位クラブ等の支援については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年後に支援制度の見直しを図る。
540	福祉保健	福祉	196	児童保護	子育て短期支援事業	富山市の例により統合する。
541	福祉保健	福祉	197	保育所入所	特別保育等（保育所）	延長保育については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年以内を目途に再編する。ただし、利用時間については、合併後3年以内を目途に富山市・大山町の例により統合する。 一時保育については、合併時に富山市の例により統合することとするが、利用可能年齢については、保育所の施設、設備等の状況に応じて定める。 なお、利用料については、合併時に再編する。
542	福祉保健	福祉	198	児童育成計画・次世代育成支援行動計画の策定	児童育成計画・次世代育成支援行動計画の策定	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、新市において新たな計画を策定する。
543	福祉保健	福祉	199	青少年関係団体の助成等	日本ボーイスカウト協議会	現行のとおり、新市に引き継ぐ。 なお、補助金については、合併後に調整を図る。
544	福祉保健	福祉	200	青少年関係団体の助成等	ガールスカウト連絡協議会	現行のとおり、新市に引き継ぐ。 なお、補助金については、合併後に調整を図る。
545	福祉保健	福祉	201	青少年関係団体の助成等	青少年育成団体事務支援	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
546	福祉保健	福祉	202	児童健全育成活動	子ども関係各種事業・イベント	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
547	福祉保健	福祉	203	児童健全育成活動	児童クラブ指導体制強化	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
548	福祉保健	福祉	204	青少年育成	青少年育成市町村民会議	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
549	福祉保健	福祉	205	児童文化センター	児童文化センター管理運営	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
550	福祉保健	福祉	206	少年非行防止	少年指導センター管理運営	少年指導センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。 補導委員制度等については、合併時に富山市の例により統合する。
551	福祉保健	福祉	207	少年非行防止	青少年のための良好な活動	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
552	福祉保健	福祉	208	少年非行防止	少年非行防止活動（相談・補導・啓発等）	合併時に富山市の例により統合する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
553	福祉保健	福祉	210	産休等代替職員費補助金	産休等代替職員費補助金	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
554	福祉保健	福祉	211	基準収入額適用申請	基準収入額適用申請	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
555	福祉保健	福祉	212	一部負担金割合判定	一部負担金割合判定	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
556	福祉保健	福祉	213	一部負担金過誤調整	一部負担金過誤調整	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
557	福祉保健	福祉	214	負担区分等証明書交付	負担区分等証明書交付	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
558	福祉保健	福祉	215	老人医療事務連絡協議会	老人医療事務連絡協議会	合併時に再編する。
559	福祉保健	福祉	216	老人保健法の補助金・負担金申請	老人保健法の補助金・負担金申請	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
560	福祉保健	福祉	217	老人医療関係状況報告	老人医療関係状況報告	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
561	福祉保健	福祉	218	老人医療費過誤調整	老人医療費過誤調整	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
562	福祉保健	福祉	219	老人保健法の高額医療費支給	老人保健法の高額医療費支給	富山市の例により統合する。
563	福祉保健	福祉	220	老人保健法の高額医療費申請書交付	老人保健法の高額医療費申請書交付	富山市の例により統合する。
564	福祉保健	福祉	221	標準負担額差額支給	標準負担額差額支給	富山市の例により統合する。
565	福祉保健	福祉	222	診療報酬明細書の資格確認	診療報酬明細書の資格確認	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
566	福祉保健	福祉	223	診療報酬明細書の審査	診療報酬明細書の審査	富山市の例により統合する。
567	福祉保健	福祉	224	老人医療受給者台帳保管・管理	老人医療受給者台帳保管・管理	合併時までに電算システムを統合し、新市に引き継ぐ。
568	福祉保健	福祉	225	レセプト保管・管理	レセプト保管・管理	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
569	福祉保健	福祉	226	老人医療費適正化対策事業	老人医療費適正化対策事業	大山町の例により統合する。
570	福祉保健	福祉	227	60歳以上重度心身障害者等医療費の助成	60歳以上重度心身障害者等医療費の助成	合併時に富山市の例により統合する。 なお、大沢野町及び大山町の単独助成については、現行のとおり実施し、合併後3年経過した後廃止するが、大山町の60歳から64歳の中度心身障害者に関しては、平成16年度末における医療費助成の受給資格者に限る。
571	福祉保健	福祉	228	受給資格証の交付・再交付	受給資格証の交付・再交付	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
572	福祉保健	福祉	229	福祉医療費請求書の作成	福祉医療費請求書の作成	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
573	福祉保健	福祉	230	高額療養費各保険者へ請求	高額療養費各保険者へ請求	富山市の例により統合する。
574	福祉保健	福祉	231	老人医療一部負担金の助成	老人医療一部負担金の助成	合併時に富山市の例により統合する。
575	福祉保健	福祉	232	該当者証の交付・再交付	該当者証の交付・再交付	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
576	福祉保健	福祉	233	一部負担金の還付申請	一部負担金の還付申請	富山市の例により統合する。
577	福祉保健	福祉	234	医療機関の福祉医療費申請	医療機関の福祉医療費申請	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
578	福祉保健	福祉	235	医療費助成該当者の得喪	医療費助成該当者の得喪	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
579	福祉保健	福祉	236	民間高齢者福祉施設建設費補助	老人福祉施設建設借入金元金・利子補給事業	合併時に原則廃止する。 ただし、現市町村で協議済みのものについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
580	福祉保健	福祉	237	介護予防事業	生きがい対応型デイサービス事業	富山市の例により統合するが、地域バランスを考慮する。
581	福祉保健	福祉	238	市町村営施設無料入場事業	市町村営施設無料入場事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
582	福祉保健	福祉	239	シニアライフ講座運営事業	シニアライフ講座運営事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
583	福祉保健	福祉	240	いきいきパソコン教室開催事業	いきいきパソコン教室開催事業	合併時に再編する。
584	福祉保健	福祉	241	ぬくもりの湯サロン事業	ぬくもりの湯サロン事業	富山市の例により統合する。
585	福祉保健	福祉	242	老人クラブ関係	介護予防ふれあいサークル地域運営事業	富山市の例により統合する。
586	福祉保健	福祉	243	長寿ふれあいセンター運営事業	長寿ふれあいセンター運営事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
587	福祉保健	福祉	244	敬老事業	高齢者耳の検診事業	合併後に再編する。
588	福祉保健	福祉	245	敬老事業	敬老会関連事業	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、3年を目途に見直しを図る。
589	福祉保健	福祉	246	敬老事業	米寿関連事業	合併時に大沢野町の例により統合する。
590	福祉保健	福祉	247	敬老事業	金婚式関連企業	現行のとおり新市に引き継ぎ、3年後に廃止する。
591	福祉保健	福祉	248	敬老事業	敬老福祉金支給事業	合併時に廃止する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
592	福祉保健	福祉	249	老人ホーム入退所措置等	老人ホーム施設慰問事業	富山市の例により統合するが、慰問品は廃止する。
593	福祉保健	福祉	250	要支援・要介護高齢者ミドルステイ事業	要支援・要介護高齢者ミドルステイ事業	6町村の例により統合する。
594	福祉保健	福祉	251	高齢福祉推進員設置事業	高齢福祉推進員設置事業	合併後に再編する。
595	福祉保健	福祉	252	高齢者福祉のしおり	高齢者福祉のしおり	合併時に再編する。
596	福祉保健	福祉	253	高齢者訪問介護事業	高齢者訪問介護事業	富山市の例により統合するが、身体介護も可能とする。
597	福祉保健	福祉	254	ひとり暮らし高齢者交流のつどい事業	ひとり暮らし高齢者交流のつどい事業	現行のとおり新市に引き継ぎ、将来的（3～5年後）に廃止を検討する。
598	福祉保健	福祉	256	ひとり暮らし等高齢者除雪扶助	ひとり暮らし等高齢者除雪扶助	合併時に八尾町・婦中町の例により統合する。 ただし、積雪が概ね1メートルを超えた地区を対象とし、屋根の雪下ろしなどを助成対象とする。
599	福祉保健	福祉	257	ねたきり高齢者	ねたきり高齢者訪問理髪・美容サービス事業	合併時に再編する。
600	福祉保健	福祉	259	ホームケア促進事業	ホームケア促進事業	合併時に廃止する。
601	福祉保健	福祉	260	家族介護者ヘルパー受講支援事業	家族介護者ヘルパー受講支援事業	合併時に廃止するが、その代替として、介護講習事業の充実を図る。
602	福祉保健	福祉	261	在宅要介護高齢者等介護手当	在宅要介護高齢者等介護手当	合併時に富山市の例により統合する。
603	福祉保健	福祉	262	在宅介護者リフレッシュ事業	在宅介護者リフレッシュ事業	現行のとおり新市に引き継ぐが、3年後に見直しを図る。
604	福祉保健	福祉	264	介護支援仕様自動車改造費補助事業	介護支援仕様自動車改造費補助事業	合併時に富山市の例により統合する。
605	福祉保健	福祉	265	痴呆性高齢者対策事業	痴呆性高齢者対策事業	現行のとおり、新市に引き継ぐが、補助金制度は、合併時に廃止する。
606	福祉保健	福祉	266	養護老人ホーム入退所措置等	老人保護施設措置事業	現行のとおり、新市に引き継ぐが、富山市の負担金減額制度は、合併時に廃止する。
607	福祉保健	福祉	267	指導監査等事業	指導監査等事業	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
608	福祉保健	福祉	268	デイサービスセンター運営事業	デイサービスセンター運営事業	富山市の例により統合する。
609	福祉保健	福祉	269	屋根融雪装置設置資金貸付	屋根融雪装置設置資金貸付	合併時に廃止する方向で検討する。
610	福祉保健	福祉	270	居宅生活支援事業設置届	居宅生活支援事業設置届	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
611	福祉保健	福祉	271	剪定枝等処理業務補助金	剪定枝等処理業務補助金	合併時に廃止するが、シルバー人材センターへの補助事業として検討する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
612	福祉保健	福祉	272	老人クラブ関係(連合会関係)	老人クラブ関係事業	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、3年を目途に再編する。
613	福祉保健	福祉	273	老人関係	老人関係イベント・大会	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、3年を目途に再編する。
614	福祉保健	福祉	274	全国健康福祉祭(年輪ピック補助)	全国健康福祉祭(年輪ピック)補助	合併時に廃止する。
615	福祉保健	福祉	275	老人福祉センター	老人福祉センター	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、3年を目途に再編する。 運営管理については、合併後、可能な施設から富山市の例により統合する。
616	福祉保健	福祉	276	敬老事業	100歳記念品贈呈事業	合併時に大沢野町・細入村の例により統合する。
617	福祉保健	福祉	278	介護給付費準備基金	介護給付費準備基金	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
618	福祉保健	福祉	279	シルバー人材センター助成	シルバー人材センター助成	同センターの統合に向けて調整する。
619	福祉保健	福祉	280	外国人高齢者福祉手当	外国人高齢者福祉手当	合併時に富山市の例により統合する。
620	福祉保健	福祉	281	住宅改造相談	住宅改造相談	富山市の例により統合する。
621	福祉保健	福祉	282	住宅改造補助	住宅改造補助事業	合併時に再編する。 なお、所得制限及び補助限度額について、6町村については2年経過後に再編する。
622	福祉保健	福祉	283	高齢者住宅整備資金貸付	高齢者住宅整備資金貸付	合併時に廃止する。
623	福祉保健	福祉	284	老人ホームヘルプサービス	軽度生活援助事業	合併時に富山市の例により統合する。 ただし、利用者負担額は2割程度とする。 当面は、シルバー人材センターの単価も利用する。
624	福祉保健	福祉	285	デイサービス	デイサービス	富山市の例により統合する。
625	福祉保健	福祉	286	ショートステイ	ショートステイ	富山市の例により統合する。
626	福祉保健	福祉	287	食事サービス(ひとりぐらし老人等給食サービス)	配食サービス	富山市の例により統合する。
627	福祉保健	福祉	288	食事サービス(ひとりぐらし老人等給食サービス)	給食サービス	現行のとおり新市に引き継ぐが、食材料費等については再編する。
628	福祉保健	福祉	289	日常生活用具	日常生活用具	5町村の例により統合する。
629	福祉保健	福祉	290	高齢者世帯等生活支援	高齢者世帯等生活支援事業(理美容・灯油・除雪等)	現行のとおり実施し、合併後3年経過した後廃止する。 なお、その間法外援助による併給は行わない。

	専門部会名	分科会名	小項目コード	小項目名	事務事業名	調整方針
630	福祉保健	福祉	291	緊急通報システム	緊急通報システム	合併時に富山市・婦中町の例により統合するが、既存設置者は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 利用者負担額は、1割程度とする。 なお、利用料について、減免規定を新たに設ける。
631	福祉保健	福祉	292	介護福祉金支給	介護福祉金支給	合併時に廃止する。
632	福祉保健	福祉	293	紙おむつ支給事業	紙おむつ支給事業	合併時に再編する。
633	福祉保健	福祉	294	福祉電話貸与	福祉電話貸与	4町の例により統合する。
634	福祉保健	福祉	295	在宅福祉サービスの決定通知	在宅福祉サービスの決定通知	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
635	福祉保健	福祉	296	確定申告用障害者控除認定	確定申告用障害者控除認定	合併後に判定基準を定める。
636	福祉保健	福祉	297	老人ホーム入退所措置等	やむを得ない事由による措置(老人ホーム入退所)	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
637	福祉保健	福祉	298	軽費老人ホーム事務費補助	軽費老人ホーム事務費補助金交付事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
638	福祉保健	福祉	299	民間高齢者福祉施設建設費補助	老人福祉施設建設助成(ケアハウス)	合併時に富山市の例により統合する。
639	福祉保健	福祉	300	在宅福祉サービス相談・受付	在宅福祉サービス相談・受付	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
640	福祉保健	福祉	301	入所判定事業	入所判定事業	富山市の例により統合する。
641	福祉保健	福祉	302	老人医療給付	老人医療給付	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
642	福祉保健	福祉	303	老人医療の審査支払機関への支払	老人医療の審査支払機関への支払	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
643	福祉保健	福祉	304	老人医療の第三者行為	老人医療の第三者行為	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
644	福祉保健	福祉	305	老人医療の不当利得返還金の徴収	老人医療の不当利得返還金の徴収	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
645	福祉保健	福祉	306	受給者証・手帳・特定疾病受療証・減額認定証の交付	受給者証・手帳・特定疾病受療証・減額認定証の交付	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
646	福祉保健	福祉	307	受給者証・手帳・特定疾病受療証・減額認定証の交付	老人保健医療費給付	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
647	福祉保健	福祉	308	受給者証・手帳・特定疾病受療証・減額認定証の交付	健康手帳の交付	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
648	福祉保健	福祉	309	医療受給者の変更・得喪	医療受給者の変更・得喪	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
649	福祉保健	福祉	310	医療受給者医療費通知	医療受給者医療費通知	富山市の例により統合する。
650	福祉保健	福祉	311	老人医療の - 都負担金の 減免	老人医療の - 都負担金の減免	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
651	福祉保健	福祉	312	高齢者ふれあい入浴事業	高齢者ふれあい入浴事業	現行のとおり新市に引き継ぎ、3年後に見直す。 なお、障害者への事業については、合併後3年経過した後廃止する。
652	福祉保健	福祉	313	老人ふれあい広場事業	老人ふれあい広場事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
653	福祉保健	福祉	314	老人健康農園運営事業	老人健康農園運営事業	合併時に富山市の例により統合する。
654	福祉保健	福祉	315	老人憩いの家の管理・営繕	老人憩いの家の管理・営繕	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、3年を目途に再編する。 運営管理については、合併後、可能な施設から富山市の例により統合 する。
655	福祉保健	福祉	322	外出支援事業	外出支援事業	合併時に再編する。 なお、既存の登録者は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
656	福祉保健	福祉	325	生活支援ハウス運営	生活支援ハウス運営	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
657	福祉保健	福祉	326	痴呆性徘徊高齢者探索シ ステム	痴呆性徘徊高齢者探索システム	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
658	福祉保健	福祉	327	要援護台帳の整備	要援護台帳の整備	婦中町の例により統合する。
659	福祉保健	福祉	328	寝具乾燥事業	寝具乾燥事業	合併時に大沢野町の例により統合する。 ただし、対象者は65歳以上の寝たきり及び一人暮らし高齢者とする。 利用者負担額は、1割程度とする。
660	福祉保健	福祉	332	在宅介護支援センター	基幹型在宅介護支援センター	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、再編する。 なお、細入村にある在宅介護支援センターについては、地域型とする。
661	福祉保健	福祉	333	在宅介護支援センター	地域型在宅介護支援センター	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、民間事業者等への委託を基本 に調整する。
662	福祉保健	福祉	334	居宅介護支援事業所連絡 協議会	居宅介護支援事業所連絡協議会補助・育成	合併時に再編する。
663	福祉保健	福祉	335	居宅介護支援	居宅介護支援（ケアプラン作成）	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
664	福祉保健	福祉	336	県国民健康保険団体連合 会	県国民健康保険団体連合会への委託事務	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
665	福祉保健	福祉	337	介護保険料(社会保険事務 所)	第1号保険料の特別徴収に関する賦課収納	富山市の例により統合する。
666	福祉保健	福祉	338	介護保険特別会計歳入	国及び県等負担金及び交付金等交付申請	富山市の例により統合する。
667	福祉保健	福祉	339	財政安定化基金(介護保 険)	財政安定化基金(介護保険)	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
668	福祉保健	福祉	341	高齢者保健福祉計画・介護 保険事業計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、新市において新たな計画を策定する。
669	福祉保健	福祉	342	介護保険料の算定	介護保険料の算定	介護保険料の算定については、合併時に富山市の例により統合する。 なお、平成18年度以降の保険料については、新市において新たに策定する介護保険事業計画に基づいて算定する。
670	福祉保健	福祉	343	介護保険給付事務	介護保険給付費通知	合併後に再編する。
671	福祉保健	福祉	344	介護保険料	介護保険料の賦課・徴収事務	賦課・徴収事務については、合併時に6町村の例により統合する。
672	福祉保健	福祉	345	介護保険料	介護保険料の滞納整理	富山市の例により統合する。
673	福祉保健	福祉	346	介護保険料	介護保険料の減免・徴収猶予	減免・徴収猶予については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
674	福祉保健	福祉	347	介護保険給付事務	介護保険の利用料の減免	合併時に富山市の例により統合する。
675	福祉保健	福祉	348	介護保険給付事務	介護保険の標準負担額の減免	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
676	福祉保健	福祉	349	介護保険給付事務	給付制限（介護保険）	富山市の例により統合する。
677	福祉保健	福祉	350	介護保険の被保険者の資格管理	介護保険の被保険者の資格管理	富山市の例により統合する。
678	福祉保健	福祉	351	介護保険の被保険者の資格管理	介護保険住所地特例の管理	富山市の例により統合する。
679	福祉保健	福祉	352	介護保険の被保険者の資格管理	介護保険外国人資格管理	富山市の例により統合する。
680	福祉保健	福祉	353	介護保険の被保険者の資格管理	介護保険の被保険者証の交付	富山市の例により統合する。
681	福祉保健	福祉	354	介護保険の被保険者の資格管理	受給資格証明書の交付（介護保険）	富山市の例により統合する。
682	福祉保健	福祉	355	要介護認定事務	要介護認定事務	認定調査の直営及び委託割合は、現行の割合を基本として再編する。
683	福祉保健	福祉	356	要介護認定事務	主治医意見書作成手数料支払い	富山市の例により統合する。
684	福祉保健	福祉	357	要介護認定事務	介護認定審査会	富山市の例により統合する。
685	福祉保健	福祉	358	介護保険給付事務	居宅介護サービス計画費の支給	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
686	福祉保健	福祉	359	介護予防教室事業	介護予防教室事業	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、再編する。
687	福祉保健	福祉	361	介護保険推進委員会	介護保険推進委員会	合併時に再編する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
688	福祉保健	福祉	362	苦情・相談の受付処理(介護保険)	苦情・相談の受付・処理(介護保険)	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
689	福祉保健	福祉	363	介護療養型医療施設建設に係る助成措置	介護療養型医療施設建設に係る助成措置	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
690	福祉保健	福祉	364	研修事務(介護保険)	介護認定審査会委員等の研修事務	富山市の例により統合する。
691	福祉保健	福祉	365	介護保険給付事務	介護サービス費等の請求に関する審査等	合併時に再編する。
692	福祉保健	福祉	367	介護保険給付事務	第三者行為による損害賠償請求(介護保険)	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
693	福祉保健	福祉	368	介護保険給付事務	高額介護サービス費審査・支払い	富山市の例により統合する。
694	福祉保健	福祉	369	介護保険給付事務	福祉用具購入費(介護保険)	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
695	福祉保健	福祉	370	介護保険給付事務	住宅改修費(介護保険)	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
696	福祉保健	福祉	371	介護保険給付事務	基準該当サービス(介護保険)	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
697	福祉保健	福祉	372	介護保険給付事務	償還払審査支払(介護保険)	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
698	福祉保健	福祉	373	介護相談員等派遣事業	介護相談員等派遣事業	富山市の例により統合する。
699	福祉保健	福祉	374	介護保険制度趣旨普及事業	介護保険制度趣旨普及事業	富山市の例により統合する。
700	福祉保健	福祉	376	介護保険給付事務	返還金に関する事務	富山市の例により統合する。
701	福祉保健	福祉	377	介護保険施設の整備	痴呆性高齢者グループホーム建設助成事業費	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
702	福祉保健	福祉	378	介護保険施設の整備	小規模ケア施設支援事業費	富山市の例により統合する。
703	福祉保健	福祉	379	介護保険施設の整備	介護老人保健施設借入金利子補給事業	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
704	福祉保健	福祉	380	介護保険事業者の指定	介護保険事業者の指定	現行のとおり、県からの権限委譲事務として新市に引き継ぐ。
705	福祉保健	福祉	381	社会福祉法人の設立認可	社会福祉法人の設立認可(特別養護老人ホーム関係分)	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
706	福祉保健	福祉	382	ケアマネジメントシステム	ケアマネジメントシステムの運用及び管理	富山市の例により統合する。
707	福祉保健	福祉	383	地域ケア体制推進事業	高齢者地域支援体制整備事業	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、再編する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
708	福祉保健	福祉	384	地域ケア体制推進事業	介護予防ふれあいサークル事業	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、再編する。
709	福祉保健	福祉	385	地域ケア体制推進事業	施設入所者在宅復帰支援モデル事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
710	福祉保健	福祉	386	ケアプラン指導研修事業	ケアプラン指導研修事業	富山市の例により統合する。
711	福祉保健	福祉	387	福祉用具・住宅改修研修事業	福祉用具・住宅改修研修事業	富山市の例により統合する。
712	福祉保健	福祉	388	ケアマネジメントリーダー事業	ケアマネジメントリーダー事業	富山市の例により統合する。
713	福祉保健	福祉	389	介護保険施設の整備	特別養護老人ホーム建設助成事業	合併時に原則廃止する。 ただし、現市町村で協議済みのものについては、新市に引き継ぐ。
714	福祉保健	福祉	390	介護保険施設の整備	介護老人保健施設設備整備助成事業	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
715	福祉保健	福祉	392	上婦負介護保険事務組合負担金	事務所取得事業負担金	負担金については、繰上償還する方向で検討する。
716	福祉保健	福祉	393	ボランティア活動促進事業	福祉ボランティア活動促進事業	現行のとおり新市に引き継ぐが、合併時に可能な限り統合する。
717	福祉保健	福祉	394	障害児デイサービス事業	障害児デイサービス事業	合併時に八尾町・婦中町を除く5市町村の例により統合する。
718	福祉保健	福祉	395	障害児放課後元気わくわく活動支援事業	障害児放課後元気わくわく活動支援事業	合併時に富山市・大沢野町・婦中町の例により統合する。 ただし、経費の支出方法については、合併時までに調整する。
719	福祉保健	福祉	396	障害者福祉センターの運営	障害者福祉センターの運営	現行のとおり新市に引き継ぐが、大沢野町障害者福祉センターの有効利用については、合併時までに検討する。
720	福祉保健	福祉	397	養護老人ホーム	養護老人ホーム	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
721	福祉保健	福祉	398	介護予防センター	介護予防センター	現行のとおり新市に引き継ぎ、デイルームの運営方法については、合併後、再編する。
722	福祉保健	福祉	399	高齢者いきがい工房	高齢者いきがい工房	現行のとおり、新市に引き継ぐ。 運営管理については、合併後、再編する。
723	福祉保健	福祉	400	老人性白内障手術助成	老人性白内障手術助成	合併時に廃止する。
724	福祉保健	福祉	401	心身障害者関係団体への事業補助	心身障害者関係団体への事業補助	団体への補助金については、再編等の動向を見定めながら調整を行う。 なお、合併時までに統合されない団体への補助金については、経過措置を考慮する。
725	福祉保健	福祉	402	障害者移送サービス	障害者移送サービス	合併時に再編する。
726	福祉保健	福祉	403	福祉センターの運営	福祉センターの運営	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、運営形態（管理）について現況に即した形で検討する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
727	福祉保健	福祉	404	重度身体障害者等入浴サービス事業	重度身体障害者等入浴サービス事業	現行のとおり、新市に引き継ぐが、運用方法等については、合併時までに検討する。
728	福祉保健	福祉	405	高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業	高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
729	福祉保健	健康医療	1	献血推進	献血推進	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
730	福祉保健	健康医療	2	母子保健	乳児健康診査	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
731	福祉保健	健康医療	3	母子保健	妊婦健康診査	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
732	福祉保健	健康医療	4	母子保健	母子訪問指導	現行のとおり、新市に引き継ぎ、事業内容については、合併時に再編する。 報償費・委託料は、富山市の例により統合する。
733	福祉保健	健康医療	5	母子保健	母子健康手帳交付	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
734	福祉保健	健康医療	6	母子保健	母親（両親）学級	現行のとおり、新市に引き継ぐ。 負担金の徴収については、合併時までに徴収しないことも含め検討する。
735	福祉保健	健康医療	7	母子保健	母子保健相談	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
736	福祉保健	健康医療	8	母子保健	1歳6ヶ月児健康診査事業	富山市の例により統合する。
737	福祉保健	健康医療	9	母子保健	3歳児健康診査事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
738	福祉保健	健康医療	10	母子保健	母子栄養食品の支給事業	富山市・婦中町の例により統合する。
739	福祉保健	健康医療	11	母子保健	母子保健健康教育・健康相談事業	合併時に富山市の例により統合する。 なお、負担金については、徴収しない。
740	福祉保健	健康医療	12	母子保健	保健推進員活動事業	現行のとおり、新市に引き継ぐが、保健推進員の任期は2年とする。 委託事業内容については、富山市の例により統合する。 なお、活動手当については、合併時に廃止する。
741	福祉保健	健康医療	13	母子保健	母乳相談	合併時に再編する。
742	福祉保健	健康医療	14	母子保健	母子手帳交付時保健指導	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
743	福祉保健	健康医療	21	早期療育	療育相談・発達診断業務・指導業務	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
744	福祉保健	健康医療	23	健康教育・相談	健康教育・健康相談	富山市の例により統合するが、地域の事情に配慮する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
745	福祉保健	健康医療	24	健康教育・相談	骨密度測定事業	合併時に再編する。 集団検診が必要な箇所については、当分の間、現行のとおり新市に引き継ぐ。
746	福祉保健	健康医療	26	健康教育・相談	高齢者保健福祉総合相談窓口事業	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
747	福祉保健	健康医療	27	健康教育・相談	母子保健事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。 ただし、不妊治療医療費助成については、合併時に助成の方向で検討する。
748	福祉保健	健康医療	28	健康教育・相談	家族計画相談	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
749	福祉保健	健康医療	29	健康教育・相談	遺伝相談	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
750	福祉保健	健康医療	30	健康教育・相談	性に関する心の悩み相談	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
751	福祉保健	健康医療	31	保健一般	保健所施設の維持管理	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
752	福祉保健	健康医療	32	保健一般	保健所事務	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
753	福祉保健	健康医療	33	保健一般	保健所運営協議会	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
754	福祉保健	健康医療	34	保健一般	圏域保健医療計画	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
755	福祉保健	健康医療	35	保健一般	学生実習等の受け入れ	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
756	福祉保健	健康医療	36	保健一般	保健福祉センターの施設管理	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
757	福祉保健	健康医療	37	保健一般	健康危機管理	富山市の例により統合する。
758	福祉保健	健康医療	39	保健一般	保健・福祉サービス調整推進会議	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
759	福祉保健	健康医療	40	保健一般	保健地域活動	現行のとおり、新市に引き継ぐが、地域の実情に配慮する。
760	福祉保健	健康医療	42	衛生思想の普及啓発	健康イベント	健康イベントについては、合併時に富山市・婦中町・細入村の例により統合する。 地域の健康づくり事業は、合併時に富山市・細入村の例により統合する。 なお、大沢野町の「健康づくり教室」は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
761	福祉保健	健康医療	43	衛生思想の普及啓発	各種衛生団体主催事業開催補助金	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
762	福祉保健	健康医療	44	衛生思想の普及啓発	健康情報システム	厚生行政総合システムについては、現行のとおり中核市事務として引き継ぐ。 健康管理システムについては、合併時に統合する。
763	福祉保健	健康医療	45	医療給付事業	身体障害児育成医療給付事業	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
764	福祉保健	健康医療	46	医療給付事業	未熟児養育医療給付事業	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
765	福祉保健	健康医療	47	特定疾患治療研究事業	小児慢性特定疾患治療研究事業	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
766	福祉保健	健康医療	48	特定疾患治療研究事業	特定疾患治療研究進達事務事業	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
767	福祉保健	健康医療	49	特定疾患治療研究事業	難病患者医療相談事業	富山市の例により統合する。
768	福祉保健	健康医療	50	原子爆弾被爆者援護事業	原子爆弾被爆者援護進達事務事業	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
769	福祉保健	健康医療	51	精神保健	精神保健相談及び訪問	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
770	福祉保健	健康医療	52	精神保健	精神保健福祉ボランティア講座	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
771	福祉保健	健康医療	53	精神保健	精神保健福祉協議会	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
772	福祉保健	健康医療	54	精神保健	精神障害者デイケア事業	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
773	福祉保健	健康医療	55	精神保健	精神障害者家族会	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
774	福祉保健	健康医療	56	精神保健	精神障害者福祉受付事務	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
775	福祉保健	健康医療	57	精神保健	精神障害者生活支援事業	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
776	福祉保健	健康医療	58	精神保健	精神障害者ケアマネジメント事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
777	福祉保健	健康医療	59	精神保健	職親連絡・研修会開催事業	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
778	福祉保健	健康医療	60	精神保健	精神保健家族教室	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
779	福祉保健	健康医療	61	精神保健	痴呆予防健康づくり教室	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
780	福祉保健	健康医療	62	成人病予防	基本健康診査（医療機関個別・節目）	合併時に、富山市の例により統合する。 選択検査における負担率は、一般30%、70歳以上は10%とする。ただし、町村における一般の集団検診の負担率は、17年度は10%、18年度は20%とする。 総合健康診査については、合併時に、富山市の例により統合する。
781	福祉保健	健康医療	63	成人病予防	胃がん検診	合併時に、富山市の例により統合する。 負担率は、一般30%、70歳以上は10%とする。ただし、町村における一般の集団検診の負担率は、17年度は10%、18年度は20%とする。
782	福祉保健	健康医療	64	成人病予防	大腸がん検診	合併時に、富山市の例により統合する。 ただし、集団検診を実施している町村においては、地域の実情に応じて実施する。 負担率は、一般30%、70歳以上は10%とする。ただし、町村における一般の集団検診の負担率は、17年度は10%、18年度は20%とする。
783	福祉保健	健康医療	65	成人病予防	肺がん検診（胸部X線検査）	合併時に、富山市の例により統合する。 負担率は、一般30%、70歳以上は10%とする。ただし、町村における一般の集団検診の負担率は、17年度は10%、18年度は20%とする。
784	福祉保健	健康医療	66	成人病予防	肺がん検診（かくたん細胞診検査）	合併時に、富山市の例により統合する。 負担率は、一般30%、70歳以上は10%とする。ただし、町村における一般の集団検診の負担率は、17年度は10%、18年度は20%とする。
785	福祉保健	健康医療	67	成人病予防	乳がん検診	合併時に、富山市の例により統合する。 負担率は、一般30%、70歳以上は10%とする。ただし、町村における一般の集団検診の負担率は、17年度は10%、18年度は20%とする。
786	福祉保健	健康医療	68	成人病予防	子宮がん検診	合併時に、富山市の例により統合する。 負担率は、一般30%、70歳以上は10%とする。ただし、町村における一般の集団検診の負担率は、17年度は10%、18年度は20%とする。
787	福祉保健	健康医療	69	成人病予防	節目歯科健康診査	現行のとおり、新市に引き継ぐが、対象者は新40歳・新50歳とする。
788	福祉保健	健康医療	71	成人病予防	検診手帳交付（40歳未満）	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
789	福祉保健	健康医療	72	成人病予防	基本健康診査（集団）	集団検診を実施している町村については、地域の実情に応じて実施する。
790	福祉保健	健康医療	74	成人病予防	農村在宅健康管理支援システム	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
791	福祉保健	健康医療	75	保健予防	アルコールセミナー	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
792	福祉保健	健康医療	76	保健予防	結核診査協議会	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
793	福祉保健	健康医療	77	保健予防	定期結核健康診断事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
794	福祉保健	健康医療	78	保健予防	結核対策促進事業	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
795	福祉保健	健康医療	79	保健予防	定期外結核健康診断事業	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
796	福祉保健	健康医療	80	保健予防	結核患者医療費給付事業	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
797	福祉保健	健康医療	81	保健予防	結核健康診断予防接種費補助事業	富山市の例により統合する。
798	福祉保健	健康医療	82	保健予防	私立学校等結核健康診断補助事業	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
799	福祉保健	健康医療	83	保健予防	結核発生動向調査事業	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
800	福祉保健	健康医療	84	保健予防	感染症対策事業	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
801	福祉保健	健康医療	85	保健予防	感染症診査協議会	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
802	福祉保健	健康医療	86	保健予防	感染症患者医療扶助事業	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
803	福祉保健	健康医療	87	保健予防	性感染症予防事業	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
804	福祉保健	健康医療	88	保健予防	感染症発生動向調査事業	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
805	福祉保健	健康医療	89	保健予防	エイズ予防対策事業	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
806	福祉保健	健康医療	90	保健予防	各種予防接種事業	富山市の例により統合する。
807	福祉保健	健康医療	93	保健予防	予防接種健康被害交付金事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
808	福祉保健	健康医療	94	保健予防	女性の健康診査事業	富山市の例により統合する。 なお、事後指導教室については、合併時に廃止する。
809	福祉保健	健康医療	95	保健予防	健康診査普及	富山市の例により統合する。 なお、保健推進員、食生活改善推進員への委託事業については、合併後に検討する。
810	福祉保健	健康医療	99	健康づくり	健康日本2 1 対策事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
811	福祉保健	健康医療	102	栄養改善	栄養改善事業	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
812	福祉保健	健康医療	103	栄養改善	健康栄養調査	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
813	福祉保健	健康医療	104	栄養改善	食生活改善事業	現行のとおり、新市に引き継ぎ、事業内容及び報償金については、富山市の例により統合する。 なお、活動費は、合併時に廃止する。
814	福祉保健	健康医療	106	歯科保健	幼児歯科薬物塗布	合併時に富山市の例により統合する。 なお、市民の身近な会場で実施できるよう調整する。
815	福祉保健	健康医療	107	歯科保健	母と子のはみがき教室	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
816	福祉保健	健康医療	108	歯科保健	歯科保健教育・相談	合併時まで廃止する。
817	福祉保健	健康医療	109	歯科保健	巡回歯科衛生教育	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
818	福祉保健	健康医療	110	歯科保健	妊婦歯科検診	富山市の例により統合する。
819	福祉保健	健康医療	111	歯科保健	寝たきり訪問歯科指導	合併時に廃止する。
820	福祉保健	健康医療	114	リハビリ訓練及び訪問指導事業	機能訓練事業	合併時に富山市の例により統合する。 送迎については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2カ年に限り実施する。 なお、家族への送迎料については、合併時に廃止する。
821	福祉保健	健康医療	115	リハビリ訓練及び訪問指導事業	訪問指導	現行のとおり、新市に引き継ぐ。 なお、訪問対象者や報償金、賃金は、富山市の例により統合する。
822	福祉保健	健康医療	116	医務・薬務・医療	病院の医療監視及び報告の徴収	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
823	福祉保健	健康医療	117	医務・薬務・医療	病院の開設許可・使用許可・開設等の経由	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
824	福祉保健	健康医療	118	医務・薬務・医療	診療所・助産所の医療監視	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
825	福祉保健	健康医療	119	医務・薬務・医療	診療所・助産所・歯科技工所・施術所の開設許可・届出の受理	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
826	福祉保健	健康医療	120	医務・薬務・医療	温泉利用施設の立ち入り検査及び許可	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
827	福祉保健	健康医療	121	医務・薬務・医療	温泉管理	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
828	福祉保健	健康医療	122	医務・薬務・医療	准看護師・栄養士の免許申請等の受理及び免許許可証交付	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
829	福祉保健	健康医療	123	医務・薬務・医療	医療施設の登録台帳の整備	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
830	福祉保健	健康医療	124	医務・薬務・医療	死体解剖許可及び解剖資格認定申請の経由	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
831	福祉保健	健康医療	125	医務・薬務・医療	医療法人の経由	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
832	福祉保健	健康医療	126	医務・薬務・医療	救急病院・診療所の進達	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
833	福祉保健	健康医療	127	医務・薬務・医療	衛生検査所	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
834	福祉保健	健康医療	128	医務・薬務・医療	臓器移植の啓蒙啓発	富山市の例により統合する。
835	福祉保健	健康医療	129	医務・薬務・医療	骨髄ドナー登録推進事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
836	福祉保健	健康医療	130	医務・薬務・医療	薬事法に基づく営業許可等	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
837	福祉保健	健康医療	131	医務・薬務・医療	毒物及び劇物取締法に基づく登録等	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
838	福祉保健	健康医療	132	医務・薬務・医療	食品衛生法に基づく衛生検査施設の監査	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
839	福祉保健	健康医療	133	医務・薬務・医療	医師・歯科医師・看護師・管理栄養士等の国家免許申請書の經由事務	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
840	福祉保健	健康医療	134	医務・薬務・医療	地域医療協議会	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
841	福祉保健	健康医療	135	医薬分業推進	医薬分業推進	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
842	福祉保健	健康医療	136	医療監視員等	医療監視員等の任免	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
843	福祉保健	健康医療	137	医療監視員等	医療法第25条による立入検査職員の身分証	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
844	福祉保健	健康医療	138	医療監視員等	薬事法第69条による立入職員の身分証	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
845	福祉保健	健康医療	139	医療監視員等	毒物及び劇物取締法第17条による立入職員の身分証	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
846	福祉保健	健康医療	140	医療監視員等	歯科技工所への立入職員の身分証	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
847	福祉保健	健康医療	141	医療監視員等	施術所への立入職員の身分証	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
848	福祉保健	健康医療	142	医療監視員等	衛生検査所への立入職員の身分証	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
849	福祉保健	健康医療	143	各種調査	医療施設動態調査	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
850	福祉保健	健康医療	144	各種調査	人口動態の調査	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
851	福祉保健	健康医療	145	各種調査	衛生統計調査（医療施設）	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
852	福祉保健	健康医療	146	各種調査	各種指定統計調査	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
853	福祉保健	健康医療	147	環境衛生	水害時の床下・床上浸水被害住宅に対する殺虫・消毒業務	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
854	福祉保健	健康医療	148	環境衛生	感染症発生時の消毒業務	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
855	福祉保健	健康医療	149	環境衛生	旅館の営業許可及び衛生指導	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
856	福祉保健	健康医療	150	環境衛生	興行場の営業許可及び衛生指導	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
857	福祉保健	健康医療	151	環境衛生	公衆浴場の営業許可及び衛生指導	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
858	福祉保健	健康医療	152	環境衛生	理容所の開設確認及び衛生指導	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
859	福祉保健	健康医療	153	環境衛生	美容所の開設確認及び衛生指導	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
860	福祉保健	健康医療	154	環境衛生	クリーニング所の開設確認及び衛生指導	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
861	福祉保健	健康医療	155	環境衛生	化製場等に関する法律に係る許可及び衛生指導	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
862	福祉保健	健康医療	156	環境衛生	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく特定建築物の届出の受理及び衛生指導	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
863	福祉保健	健康医療	157	環境衛生	専用水道の届出及び衛生指導	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
864	福祉保健	健康医療	158	環境衛生	簡易専用水道の届出及び衛生指導	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
865	福祉保健	健康医療	160	環境衛生	遊泳用プールの衛生指導	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
866	福祉保健	健康医療	161	環境衛生	家庭用品衛生監視指導	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
867	福祉保健	健康医療	162	動物	犬猫の譲渡	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
868	福祉保健	健康医療	163	動物	動物取扱業	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
869	福祉保健	健康医療	165	動物	負傷動物の保護、連絡、収容	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
870	福祉保健	健康医療	166	動物	犬の登録・狂犬病予防注射等	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
871	福祉保健	健康医療	167	動物	野犬及び未登録犬の捕獲・指導	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
872	福祉保健	健康医療	168	動物	飼犬取締り条例による指導等	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
873	福祉保健	健康医療	169	動物	犬・猫の引き取り	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
874	福祉保健	健康医療	170	動物	野良猫の避妊	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
875	福祉保健	健康医療	171	食品衛生	食品衛生法に基づく施設の営業許可及び監視指導	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
876	福祉保健	健康医療	172	食品衛生	食品の収去検査	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
877	福祉保健	健康医療	173	食品衛生	食中毒に関する事務	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
878	福祉保健	健康医療	174	食品衛生	不良食品・違反食品に関する事務	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
879	福祉保健	健康医療	175	食品衛生	市場における流通食品の検査	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
880	福祉保健	健康医療	176	食品衛生	県フグ取扱指導要綱に基づく事務	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
881	福祉保健	健康医療	177	食品衛生	調理師法及び製菓衛生師法に基づく事務	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
882	福祉保健	健康医療	179	食品衛生	食品衛生協会及び食品衛生関係団体の指導育成	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
883	福祉保健	健康医療	181	食品衛生	と畜場の設置許可及びと殺解体に関する事務	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
884	福祉保健	健康医療	182	食品衛生	食鳥処理の事業に関する事務	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
885	福祉保健	健康医療	184	食品衛生	食品衛生監視員の任命	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
886	福祉保健	健康医療	185	衛生試験所	市民の依頼による試験検査事業(微生物)(理化学)	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
887	福祉保健	健康医療	186	衛生試験所	保健予防行政上必要な試験検査事業(微生物)	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
888	福祉保健	健康医療	187	衛生試験所	環境衛生行政上必要な試験検査事業(微生物)(理化学)	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
889	福祉保健	健康医療	188	衛生試験所	食品衛生行政上必要な試験検査事業(微生物)(理化学)	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
890	福祉保健	健康医療	189	衛生試験所	分析機器整備事業(微生物)	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
891	福祉保健	健康医療	190	建築指導	モーター類似施設建築等の規制	合併時に富山市の例により統合する。
892	福祉保健	健康医療	191	健康調査	神通川流域住民健康調査	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
893	福祉保健	健康医療	192	一般クリニック	一般クリニック	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
894	福祉保健	健康医療	193	防疫対策事業	赤痢・O157等防疫対策事業	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
895	福祉保健	健康医療	194	市民病院	市民病院関係事務	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
896	福祉保健	健康医療	225	保健予防	発達遅滞児のフォローアップ教室	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
897	福祉保健	健康医療	226	保健予防	精神保健に係る進達事務	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
898	福祉保健	健康医療	227	保健予防	申請・通報に伴う調査等に係る事務	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
899	福祉保健	健康医療	228	保健予防	社会復帰施設に係る届出等	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
900	福祉保健	健康医療	229	保健予防	社会適応訓練事業に関する事務	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
901	福祉保健	健康医療	230	保健予防	感染症流行予測調査事業	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
902	福祉保健	健康医療	231	環境衛生	山岳監視事業	合併時に県から引き継ぐ。
903	市民生活	住民生活	1	案内	庁内案内	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
904	市民生活	住民生活	2	案内	市町村政情報電話案内	合併時に廃止する。
905	市民生活	住民生活	3	案内	行政案内事業	富山市の例により統合する。
906	市民生活	住民生活	4	広聴	市町村民提案箱	富山市の例により統合する。
907	市民生活	住民生活	5	地縁による団体	地縁による団体	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
908	市民生活	住民生活	6	自治会	自治組織関係費（助成等）	組織については、富山市の例により統合し、組織の一元化を働きかける。 助成金については、現行のとおり引き継ぎ、合併後、地域の事情も考慮しつつ、調整する。
909	市民生活	住民生活	7	行政バス	行政バス	富山市の例により統合する。
910	市民生活	住民生活	8	出前講座	出前講座	富山市の例により統合する。
911	市民生活	住民生活	9	テレビジョン共同受信施設補助金	テレビジョン共同受信施設補助金	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
912	市民生活	住民生活	10	住居表示	住居表示事業	富山市の例により統合する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
913	市民生活	住民生活	11	住居表示	町界、町名	1 町・字の区域については、現行のとおりとする。 2 町・字名は次のとおりとする。 (1)富山市は現行のとおりとする。 (2)大沢野町、大山町及び細入村は、旧町村名を冠さないものとする。 ただし、同一の町・字名については、地域住民の意向を尊重し調整する。 (3)八尾町、婦中町及び山田村については、現行の大字の前にそれぞれ八尾町、婦中町及び山田を付した大字とする。
914	市民生活	住民生活	12	住民相談	市町村民相談	富山市の例により統合する。
915	市民生活	住民生活	13	住民相談	行政相談委員	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
916	市民生活	住民生活	14	消費生活	消費生活啓発相談事業	富山市の例により統合する。
917	市民生活	住民生活	15	消費生活	消費生活適正化事業	富山市の例により統合する。
918	市民生活	住民生活	16	消費生活	消費者育成事業	富山市の例により統合する。
919	市民生活	住民生活	17	消費生活	金融広報事業	富山市の例により統合する。
920	市民生活	住民生活	19	消費生活	消費者行政一般事業	富山市の例により統合する。
921	市民生活	住民生活	21	消費生活	家庭用品再利用推進事業	富山市の例により統合する。
922	市民生活	住民生活	22	地区センター	地区センターの配置計画	1 配置については、富山市は現行のとおりとし、6町村については、別紙のとおりとする。 2 業務内容については、地域の事情を勘案の上、合併時までに調整する。
923	市民生活	住民生活	23	市民感謝と誓いのつどい 開催	市民感謝と誓いのつどい開催	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
924	市民生活	住民生活	24	富山市のあゆみ展開催	富山市のあゆみ展開催	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
925	市民生活	住民生活	25	計量検査	計量検査事業	富山市の例により統合する。
926	市民生活	住民生活	26	人権擁護	人権擁護委員の推薦	合併後に定数を調整する。
927	市民生活	住民生活	27	人権擁護	人権擁護委員協議会補助（地区部会）	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
928	市民生活	住民生活	28	人権擁護	人権・同和教育啓発推進事業	富山市の例により統合する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
929	市民生活	住民生活	29	ボランティア	ボランティア情報収集提供	富山市の例により統合する。
930	市民生活	住民生活	30	ボランティア	ボランティア・NPO等活動助成	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
931	市民生活	住民生活	31	ボランティア	災害ボランティア	富山市の例により統合する。
932	市民生活	住民生活	32	ボランティア	ボランティア・リーダーの養成	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
933	市民生活	住民生活	34	地区センター	地区センターの維持管理	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
934	市民生活	住民生活	35	地区センター	地区センターの運営等	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
935	市民生活	住民生活	36	行政苦情オンブズマン事業	行政苦情オンブズマン事業	富山市の例により統合する。
936	市民生活	住民生活	37	住民窓口	住民基本台帳事務（閲覧・住民実態調査等）	合併時に再編する。
937	市民生活	住民生活	38	住民窓口	戸籍謄抄本・住民票の写し等各種証明書交付申請受付、発行事務	合併時に再編する。
938	市民生活	住民生活	39	住民窓口	外国人登録	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
939	市民生活	住民生活	40	住民窓口	印鑑登録	受付基準は、合併時までにて定める。 カード制を導入する。
940	市民生活	住民生活	41	住民窓口	埋火葬許可	現行のとおり、新市に引き継ぐ。 なお、弔慰方法は、富山市の例により統合する。 手数料については、富山市、婦中町の例により統合する。
941	市民生活	住民生活	42	住民窓口	郵便請求事務	富山市の例により統合する。
942	市民生活	住民生活	43	住民窓口	公用請求事務	合併時に再編する。
943	市民生活	住民生活	44	住民窓口	戸籍事務・戸籍簿の管理・人口動態調査・相続税法の報告	合併時にシステムの統合を図る。 出生等の住民周知については、広報紙には掲載しない。
944	市民生活	住民生活	45	住民窓口	附票処理	合併時にシステムの統合を図る。
945	市民生活	住民生活	46	住民窓口	犯罪人名簿・身分証明事務	合併時に再編する。
946	市民生活	住民生活	47	住民窓口	富山県外国人登録事務協議会等事務	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
947	市民生活	住民生活	48	住民窓口	模写電送事務・行政証明相互発行事業	模写伝送事務については、合併時に富山市・大山町の例により統合する。 行政証明相互発行については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
948	市民生活	住民生活	49	住民窓口	住基ネット事務	合併時にシステムを統合する。 なお、既存カードは、現行のとおり新市に引き継ぐ。 各種申請書、セキュリティ基準は、合併時に富山市の例により統合する。
949	市民生活	住民生活	50	住民窓口	自動車臨時運行許可業務	富山市の例により統合する。
950	市民生活	住民生活	51	女性政策	男女参画社会推進事業（啓発・推進）	合併後に再編するが、これまでの施策を尊重する。 条例制定については、新市において検討する。
951	市民生活	住民生活	52	女性政策	市町村民海外派遣事業	合併後に検討する。
952	市民生活	住民生活	53	女性政策	女性団体への活動支援	合併後に再編する。
953	市民生活	住民生活	54	青少年	勤労青少年ホーム健全育成事業	合併後に再編する。
954	市民生活	住民生活	55	青少年	勤労青少年ホーム施設管理	合併後に再編する。
955	市民生活	住民生活	56	青少年	成人の日の祝典の開催	開催方法については、富山市の例により統合する。 運営方法については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、一定期間を経て再編する。
956	市民生活	住民生活	57	青少年	青年議会の開催	合併後に検討する。
957	市民生活	住民生活	58	イベント	青年育成事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
958	市民生活	住民生活	60	住民窓口	住民票の写し等各種証明書交付手数料	住民票の写し、住民票記載事項証明、戸籍の附票の写し、身分証明書、外国人登録原票写し・記載事項証明、印鑑登録証明書、については、富山市・婦中町の例により統合する。 住民基本台帳閲覧、印鑑登録証、原動機付自転車臨時運行標識貸与については、富山市の例により統合する。 自動車臨時運行許可については、富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町の例により統合する。 その他の証明書については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
959	市民生活	住民生活	61	住民窓口	郵便局での証明書発行業務	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
960	市民生活	住民生活	62	住民窓口	公的個人認証サービス業務	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
961	市民生活	住民生活	63	定住促進	結婚祝金支給事業	現行どおり新市に引き継ぎ、合併後に廃止する。 ただし、中山間地の定住促進対策として、総合的な施策を考える。
962	市民生活	国保年金	1	国民年金	国民年金の資格得喪届出書受付事務	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
963	市民生活	国保年金	2	国民年金	国民年金の窓口受付体制	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
964	市民生活	国保年金	3	国民年金	基礎年金の給付	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
965	市民生活	国保年金	4	国民年金	老齢福祉年金の給付	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
966	市民生活	国保年金	5	国民年金	国民年金保険料の免除	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
967	市民生活	国保年金	6	国民年金	年金相談・広報・啓発活動	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
968	市民生活	国保年金	7	国民健康保険	国民健康保険の資格得喪届出書受付事務	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
969	市民生活	国保年金	8	国民健康保険	国民健康保険運営協議会	富山市の例により統合する。
970	市民生活	国保年金	9	国民健康保険	富山県国民健康保険団体連合会	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
971	市民生活	国保年金	10	国民健康保険	国民健康保険の組織・体制	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
972	市民生活	国保年金	11	国民健康保険	国保会計の運営	合併時に再編する。
973	市民生活	国保年金	12	国民健康保険	国民健康保険の補助金等申請	合併時に再編する。
974	市民生活	国保年金	13	国民健康保険	国民健康保険の統計システム	合併時に再編する。
975	市民生活	国保年金	14	国民健康保険	療養の給付	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
976	市民生活	国保年金	15	国民健康保険	特定療養費	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
977	市民生活	国保年金	16	国民健康保険	高額医療費貸付制度	合併時に廃止し、委任払制度での運用を図る。
978	市民生活	国保年金	17	国民健康保険	療養費	富山市の例により統合する。
979	市民生活	国保年金	18	国民健康保険	訪問看護療養費	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
980	市民生活	国保年金	19	国民健康保険	特例療養費	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
981	市民生活	国保年金	20	国民健康保険	高額療養費	合併時に委任払制度として再編する。
982	市民生活	国保年金	22	国民健康保険	出産育児一時金	富山市の例により統合する。
983	市民生活	国保年金	23	国民健康保険	葬祭費	富山市の例により統合する。
984	市民生活	国保年金	24	国民健康保険	移送費	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
985	市民生活	国保年金	25	国民健康保険	特別療養費	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
986	市民生活	国保年金	26	国民健康保険	療養給付費返納金	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
987	市民生活	国保年金	27	国民健康保険	第三者行為損害賠償請求	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
988	市民生活	国保年金	28	国民健康保険	診療報酬明細書の審査	富山市の例により統合する。
989	市民生活	国保年金	29	国民健康保険	重複・多受診訪問事業	合併時に再編する。
990	市民生活	国保年金	30	国民健康保険	過誤調整	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
991	市民生活	国保年金	31	国民健康保険	出産資金貸付制度	出産育児一時金の90%を限度として貸付ける。
992	市民生活	国保年金	32	国民健康保険	保険給付制限	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
993	市民生活	国保年金	34	国民健康保険	国民健康保険の資格の得喪	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
994	市民生活	国保年金	35	国民健康保険	国民健康保険料（税）の賦課	費用徴収は、保険料とする。 納付回数は、4月から翌年3月までの12回とする。なお、4月、5月は暫定賦課とし、6月から翌年3月までは確定賦課とする。 賦課方式は所得割、均等割、平等割の3方式とし、所得割は、旧ただし書き方式とする。 軽減割合は、7割、5割、2割とする。 保険料は、次のとおりとする。 1 平成17年度から3年度以内の期間は、不均一の保険料を賦課することができる。 2 不均一の保険料を賦課する期間の保険料は、旧市町村ごとに基金等の状況に応じて段階的に調整する。
995	市民生活	国保年金	36	国民健康保険	国民健康保険料（税）の減免	富山市の例により統合する。
996	市民生活	国保年金	37	国民健康保険	2割軽減申請	大山町・婦中町以外の市町村の例により統合する。
997	市民生活	国保年金	38	国民健康保険	所得把握	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
998	市民生活	国保年金	39	国民健康保険	退職者勸奨	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
999	市民生活	国保年金	40	国民健康保険	高齢受給者証の交付	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1000	市民生活	国保年金	41	国民健康保険	被保険者証の交付	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1001	市民生活	国保年金	42	国民健康保険	短期被保険者証の交付	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1002	市民生活	国保年金	43	国民健康保険	資格証明書の交付	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1003	市民生活	国保年金	44	国民健康保険	国民健康保険料（税）の口座振替	富山市の例により統合する。
1004	市民生活	国保年金	45	国民健康保険	国民健康保険料（税）の収入管理	富山市の例により統合する。
1005	市民生活	国保年金	46	国民健康保険	国民健康保険料（税）の滞納整理	現行のとおり、新市に引き継ぐ。 なお、分納誓約の管理は、富山市の例により統合する。
1006	市民生活	国保年金	47	国民健康保険	国民健康保険料（税）の還付・充当	富山市の例により統合する。
1007	市民生活	国保年金	48	国民健康保険	収納対策事業	富山市の例により統合する。
1008	市民生活	国保年金	49	国民健康保険	健康づくり事業	合併時に再編する。
1009	市民生活	国保年金	50	国民健康保険	保健事業	合併時に再編する。
1010	市民生活	国保年金	51	国民健康保険	国保啓発事業	合併時に再編する。
1011	市民生活	国保年金	52	国民健康保険	医療費通知	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1012	市民生活	国保年金	54	国民健康保険	国民健康保険システム運用管理	統合が必要な電算システムについては、市民サービスの低下を招くことのないよう、原則として、合併時に統合する。 統合にあたっては、住民記録・税・福祉保健医療等のオンラインシステムは、ターミナルサーバ方式とし、大量一括処理は、汎用機で行う。
1013	市民生活	国保年金	55	国民健康保険	国民健康保険事業基金	7市町村の所有する財産（債務を含む）及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐものとする。
1014	市民生活	国保年金	56	国民健康保険直営診療施設	大長谷診療所施設管理運営	現行のとおり新市に引継ぎ、合併後に見直しを図る。
1015	市民生活	国保年金	57	国民健康保険直営診療施設	大長谷診療所医師・看護師の委託	現行のとおり新市に引継ぎ、合併後に見直しを図る。
1016	市民生活	国保年金	58	国民健康保険直営診療施設	大長谷診療所報酬等の算定・請求・収納	現行のとおり新市に引継ぎ、合併後に見直しを図る。
1017	市民生活	国保年金	59	国民健康保険直営診療施設	大長谷診療所予算・決算	現行のとおり新市に引継ぎ、合併後に見直しを図る。
1018	市民生活	国保年金	60	国民健康保険直営診療施設	大長谷診療所医薬品の調達・管理	現行のとおり新市に引継ぎ、合併後に見直しを図る。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1019	市民生活	国保年金	61	国民健康保険直営診療施設	大長谷診療所不要品（医薬品・その他）の処分	現行のとおり新市に引継ぎ、合併後に見直しを図る。
1020	市民生活	国保年金	62	国民健康保険直営診療施設	大長谷診療所診療記録の管理・保管	現行のとおり新市に引継ぎ、合併後に見直しを図る。
1021	市民生活	生活安全	1	交通安全	交通災害共済事業	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に検討する。
1022	市民生活	生活安全	2	交通安全	交通安全計画及び実施計画	合併時に再編する。
1023	市民生活	生活安全	3	交通安全	交通安全運動及び交通安全推進計画	合併時に再編する。
1024	市民生活	生活安全	4	交通安全	市民及び交通安全関係団体との連携協働	富山市・大沢野町の例により統合する。 なお、らいちょうクラブについては、合併後に再編する。
1025	市民生活	生活安全	5	交通安全	交通安全教育及び啓発	富山市の例により統合するが、地域の事情も考慮する。
1026	市民生活	生活安全	6	交通安全	自転車等利用マナーの向上	合併時に再編する。
1027	市民生活	生活安全	7	交通安全	放置自転車対策	合併後に再編する。
1028	市民生活	生活安全	8	交通安全	交通結節点における自転車駐車場の整備・管理	富山市の例により統合する。
1029	市民生活	生活安全	9	交通安全	チャイルドシート購入費補助	合併時に廃止する。
1030	市民生活	生活安全	12	防犯	暴力追放運動	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1031	市民生活	生活安全	13	防犯	防犯協会補助金	合併時に再編する。
1032	市民生活	生活安全	14	防犯	まちの環境美化推進事業（重点地区の設定）	富山市の例により統合する。
1033	市民生活	生活安全	15	防犯	こども110番	富山市の例により統合する。
1034	市民生活	生活安全	18	防犯	市民総合賠償補償保険	富山市の例により統合する。
1035	市民生活	生活安全	19	交通安全	交通事故被害者救済事業	富山市の例により統合する。
1036	環境	環境	1	浄化槽	浄化槽設置の届出等	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
1037	環境	環境	2	浄化槽	浄化槽保守点検業者の登録	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
1038	環境	環境	3	浄化槽	浄化槽の維持管理指導	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1039	環境	環境	4	浄化槽	浄化槽管理システム	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1040	環境	環境	5	浄化槽	合併浄化槽設置補助金と普及啓発	合併時に富山市の例を基本に統合する。 なお、大山町の補助金制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年経過した後、統合する。
1041	環境	環境	6	浄化槽	県合併処理浄化槽普及促進協議会	現行のとおり、新市においても加入する。
1042	環境	環境	7	浄化槽	合併浄化槽普及啓発	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1043	環境	環境	8	浄化槽	生活排水処理	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1044	環境	環境	9	エネルギー	地域新エネルギービジョン策定事業	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に全市域を対象とした新たなビジョンの策定を検討する。
1045	環境	環境	10	ごみ処理	一般廃棄物処理業の許可、指導監督	合併時に再編する。 なお、合併前に行った許可等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
1046	環境	環境	11	ごみ処理	一般廃棄物処理施設の設置届等	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
1047	環境	環境	12	リサイクル	建設リサイクル	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
1048	環境	環境	13	リサイクル	自動車リサイクル	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
1049	環境	環境	14	リサイクル	エコタウン推進事業	現行のとおり新市に引き継ぎ、全市域をエコタウン計画区域とする。
1050	環境	環境	15	し尿処理	(財)富山市生活環境サービスの管理・運営	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1051	環境	環境	16	し尿処理	し尿処理施設の維持管理	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1052	環境	環境	17	産業廃棄物処理	産業廃棄物処理業者の許可・指導	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
1053	環境	環境	18	し尿処理	中央衛生処理組合	富山県中央衛生処理組合と富山県中部衛生センター組合は、合併時までの統合を検討することとする。
1054	環境	環境	19	産業廃棄物処理	産業廃棄物処理施設の設置許可等	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
1055	環境	環境	20	産業廃棄物処理	産業廃棄物の不法投棄の防止及び処理	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
1056	環境	環境	21	産業廃棄物処理	処分場等施設立入検査	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
1057	環境	環境	22	産業廃棄物処理	P C B 保管状況調査	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1058	環境	環境	23	産業廃棄物処理	産業廃棄物情報管理システム	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1059	環境	環境	24	環境保全	環境基本条例の制定	合併後に新たな条例を制定する。
1060	環境	環境	25	環境保全	環境基本計画の策定	合併後に全市域を対象とする新たな計画を策定する。
1061	環境	環境	26	環境保全	環境に係る年次報告書の作成	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1062	環境	環境	27	環境保全	環境審議会の設置・運営	合併後に再編する。
1063	環境	環境	28	環境保全	率先実行計画（地球温暖化防止実行計画）	合併後に新たな計画を策定する。
1064	環境	環境	29	環境保全	ISO14001の取得事業	現行のとおり、環境マネジメントシステム等は、新市に引き継ぐものとし、認証取得施設の拡大については、合併後に検討する。 なお、企業への取得助成制度については、合併時に廃止する。
1065	環境	環境	30	環境保全	環境施策推進会議	現行のとおり、新市においても設置する。
1066	環境	環境	31	環境保全	NOWPAP協力事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1067	環境	環境	32	環境保全	住宅用太陽光発電システム設置補助事業	現行のとおり、新市に引き継ぐが、その補助率については、富山市・八尾町の例により統合する。
1068	環境	環境	33	環境保全	二酸化炭素排出量実態調査事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1069	環境	環境	34	環境保全	グリーン調達指針の策定	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1070	環境	環境	35	環境保全	とやま環境財団事務	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1071	環境	環境	36	環境保全	環境保全施設整備等融資事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1072	環境	環境	37	風サミット（風力発電）	全国風力発電協議会	現行のとおり、大沢野町の例により新市に引き継ぐ。
1073	環境	環境	38	環境保全	環境協定・公害防止協定	現行のとおり、新市に引き継ぐものとする。 なお、新市において、条例や協定の内容について検討する。
1074	環境	環境	39	環境保全	環境影響評価	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1075	環境	環境	40	環境教育	こどもエコクラブの活動支援	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1076	環境	環境	41	環境教育	環境学習への講師派遣	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1077	環境	環境	42	環境教育	環境に配慮した暮らし・事業の啓発・支援	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1078	環境	環境	44	斎場(火葬場)	斎場の管理運営と維持管理	斎場施設については、現行のとおり、新市に引継ぐものとする。 火葬場使用料については、合併時に再編する。 (1)市民料金 12歳以上 10,000円 12歳未満 8,000円 死胎 6,000円 身体の一部 6,000円 市民は無料に減免する。 (2)市外料金 12歳以上 35,000円 12歳未満 21,000円 死胎 14,000円 身体の一部14,000円 ただし、立山町は、市民 料金の5割増に減免する。 胞衣産汚物焼却炉使用料については、富山市の例により統合する。 富山市斎場の式場・会館使用料については、現行のとおり新市に引き 継ぐ。
1079	環境	環境	45	斎場（火葬場）	霊柩車の運行・維持管理	合併時に廃止する。
1080	環境	環境	46	不法投棄の防止	不法投棄監視パトロール	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1081	環境	環境	47	公害対策	一般環境大気調査	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
1082	環境	環境	48	公害対策	大気環境調査	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
1083	環境	環境	49	公害対策	有害大気汚染物質調査	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
1084	環境	環境	50	公害対策	酸性雨調査	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1085	環境	環境	51	公害対策	ばい煙発生源調査	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
1086	環境	環境	52	公害対策	ダイオキシン類対策	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
1087	環境	環境	53	公害対策	騒音・振動調査	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1088	環境	環境	54	公害対策	道路交通騒音・振動調査	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1089	環境	環境	55	公害対策	悪臭対策	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1090	環境	環境	56	公害対策	一般環境水質調査	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
1091	環境	環境	57	公害対策	環境ホルモン調査	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1092	環境	環境	58	公害対策	発生源排水対策	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
1093	環境	環境	59	公害対策	生活排水対策	富山市の例により新市に引き継ぐが、市町村の事情等も勘案する。
1094	環境	環境	60	公害対策	工場・事業場立入調査	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
1095	環境	環境	61	公害対策	法及び県・市条例に基づく届出の受理等事務	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
1096	環境	環境	62	公害対策	公害未然防止指導	現行のとおり、富山市の例により新市に引き継ぐ。
1097	環境	環境	63	公害対策	公害苦情調査・指導	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1098	環境	環境	64	公害対策	自動車排出ガスの窒素酸化物調査	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1099	環境	環境	65	公害対策	重油中の硫黄分調査	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1100	環境	環境	66	公害対策	名水の水質調査	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1101	環境	環境	67	公害対策	海水浴場の水質調査	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1102	環境	環境	68	公害対策	土壌汚染に関する調査	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
1103	環境	環境	69	公害対策	公害健康被害者救済事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1104	環境	環境	70	地下水保全	地下水水質調査	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
1105	環境	環境	71	地下水保全	地下水保全、汚染、塩水化調査	現行のとおり新市に引き継ぐ。合併後、条例や協定の内容について検討する。
1106	環境	環境	72	地下水保全	地下水汚染源確定調査	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
1107	環境	環境	73	地下水保全	土壌及び地下水汚染浄化対策	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
1108	環境	環境	74	墓地・納骨堂	改葬の許可	富山市の例により統合する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1109	環境	環境	75	墓地・納骨堂	墓地の使用許可と維持管理	墓地の申込み条件等については、現行のとおり新市に引継ぐものとし、合併後、一元化について検討する。 なお、各管理基金については、それぞれの墓地管理に活用するものとする。 墓地の使用料等については、現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1110	環境	環境	76	環境衛生	ねずみ及び衛生害虫の駆除	防疫用機器の貸出しについては、現行のとおりとする。薬剤の配布は、無料とする。
1111	環境	環境	77	環境衛生	公衆浴場関係補助金	富山市の例により統合する。
1112	環境	環境	78	環境衛生	墓地、納骨堂、火葬場の経営許可及び衛生指導	富山市の例により統合する。 条例化については、合併後、検討する。
1113	環境	環境	79	環境衛生	空き地環境保全事業	現行のとおり、新市に引き継ぐが、富山市の草刈機賃借料補助金制度は、廃止の方向で検討する。
1114	環境	環境	80	環境衛生	ゴルフ場周辺飲用井戸水の水質調査	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1115	環境	環境	81	環境衛生	集落下水溝改良事業（補助制度）	現行のとおり、八尾町・婦中町地区を対象とし、新市に引き継ぐ。
1116	環境	環境	82	環境衛生	富山県公衆浴場業生活衛生同業組合富山支部補助	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1117	環境	環境	83	環境衛生	保健衛生連合会	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1118	環境	環境	84	衛生試験所	公害に関する試験検査及び機器整備	現行のとおり、富山市の例により新市に引き継ぐ。
1119	環境	環境	85	衛生試験所	試験検査室の維持管理	現行のとおり、富山市の例により新市に引き継ぐ。
1120	環境	環境	86	一般廃棄物の排出指導等	違反ごみシール	富山市の例により統合する。
1121	環境	環境	87	一般廃棄物の不法投棄の防止及び処理	一般廃棄物の不法投棄の防止及び処理	富山市の例により統合する。
1122	環境	環境	88	ごみ集積場	ごみ集積場の設置	富山市の例により統合する。
1123	環境	環境	89	ごみ集積場	ごみ集積場設置補助金及びネット補助金	合併時に再編する。
1124	環境	環境	90	ごみ収集方法等の検討	祝日収集	富山市の例により統合する。
1125	環境	環境	91	一般廃棄物収集運搬処理	可燃ごみ収集	週2回収集とする。
1126	環境	環境	92	一般廃棄物収集運搬処理	不燃ごみ収集	月2回収集とする。
1127	環境	環境	93	一般廃棄物収集運搬処理	側溝汚泥収集	富山市の例により統合する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1128	環境	環境	94	一般廃棄物収集運搬処理	犬・猫死骸収集	富山市・大沢野町の例により統合する。
1129	環境	環境	95	一般廃棄物収集運搬処理	粗大ごみ収集	可燃ごみ、不燃ごみとして収集する。 再利用粗大ごみ収集（婦中町で実施）は廃止する。
1130	環境	環境	96	一般廃棄物収集運搬処理	戸別有料収集	富山市の例により調整する。
1131	環境	環境	97	一般廃棄物収集運搬処理	処理困難物収集	富山市の例により統合する。
1132	環境	環境	98	地域環境美化	環境美化ごみ収集	現行のとおり、新市に引き継ぎ、合併後再編する。
1133	環境	環境	100	一般廃棄物収集運搬処理	ごみ収集作業支援システム事業	現行のとおり、新市に引き継ぎ、合併後順次整備する。
1134	環境	環境	101	一般廃棄物収集運搬処理	可燃ごみ中間処理施設維持管理事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1135	環境	環境	102	広域圏事務組合負担金	クリーンセンター・リサイクルセンター負担金	合併後も富山地区広域圏事務組合は存続し、負担金は統合する。
1136	環境	環境	103	家電リサイクル法	家電リサイクル法	現行のとおり、富山市の例により、新市に引き継ぐ。 手数料については、富山市の例により統合する。
1137	環境	環境	105	環境衛生一般管理	一般廃棄物処理基本計画	合併後に新たな計画を策定する。
1138	環境	環境	106	環境衛生一般管理	ごみ処理の原価計算・統計	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1139	環境	環境	107	ごみ減量化・資源化	廃棄物減量等推進審議会	合併後に新市において設置する。
1140	環境	環境	108	ごみ減量化・資源化	廃棄物減量等推進員育成事業	富山市の例により統合する。
1141	環境	環境	109	ごみ減量化・資源化	集団回収活動推進事業	合併時に、富山市の例により調整する。
1142	環境	環境	110	ごみ減量化・資源化	生ごみ処理機器購入補助金	合併時に婦中町の例により統合する。
1143	環境	環境	111	ごみ減量化・資源化	事業系一般廃棄物減量化推進事業	個別指導等については、富山市・婦中町の例により統合する。 説明会等・商店街古紙回収補助事業等については、富山市の例により統合する。 魚腸骨再利用活動については、現行のとおりとする。
1144	環境	環境	112	ごみ減量化・資源化	ごみ減量普及啓発事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1145	環境	環境	113	資源物の行政回収	空き缶行政回収事業	月2回収集とする。
1146	環境	環境	114	資源物の行政回収	空きびん行政回収事業	月2回収集、3色分別とする。 リターナルびんは収集しないものとする。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1147	環境	環境	115	資源物の行政回収	ペットボトル行政回収事業	拠点回収とステーション回収を併存する。 ステーション回収は地域事情に応じて月1回～4回とする。
1148	環境	環境	116	資源物の行政回収	紙製容器包装・古紙行政回収事業	拠点回収とステーション回収を併存する。 ステーション回収は月1回とする。
1149	環境	環境	117	資源物の行政回収	プラスチック容器包装行政回収事業	拠点回収とステーション回収を併存する。 ステーション回収は、月4回とする。
1150	環境	環境	118	資源物の行政回収	資源物ステーション運営事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1151	環境	環境	119	地域環境美化	環境美化運動実践事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1152	環境	環境	120	し尿処理	し尿処理収集体制	現行のとおり、新市に引き継ぐものとする。なお、浄化槽汚泥も同様の取扱いとする。
1153	環境	環境	121	し尿処理	し尿処理委託	事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、富山県中央衛生処理組合と富山県中部衛生センター組合は、合併時までの統合を検討することとする。
1154	環境	環境	122	し尿処理	し尿汲取手数料	現行のとおり、新市に引き継ぎ、合併後、5年を目途に一元化を図るものとする。し尿処理施設に係る経費(処理手数料)は、当分の間、くみ取り手数料に算入しないものとする。
1155	環境	環境	123	最終処分場	最終処分場の維持管理	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1156	環境	環境	124	最終処分場	最終処分場の対策協議会	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1157	環境	環境	125	最終処分場	最終処分場跡地整備事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1158	環境	環境	126	公衆便所	公衆便所維持管理	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1159	環境	環境	128	その他資産管理	その他資産管理	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1160	環境	環境	129	その他ごみ収集	その他ごみ収集	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1161	環境	環境	130	浄化槽	浄化槽清掃業の許可	合併時に、4町及び細入村の例により統合する。

	専門部会名	分科会名	小項目コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1162	商工労働	商工労働	1	工業振興	新規企業立地促進事業・制度	<p>1 用地・建物・設備の取得費補助制度 合併時に、富山市の例により統合する。なお、富山八尾中核工業団地及び富山イノベーションパークについては、県の直接補助に加え、新市単独で下記の金額を補助するものとする。</p> <p>2 工場等の設置における固定資産に係る補助制度 合併時に、富山市の例により統合する。なお、合併前に課税免除の適用を受けた企業については、その適用期間、課税免除相当額を補助するものとする。</p> <p>3 用地に係る経費補助制度 用地取得に係る補助制度については、合併時に、富山市の例により統合する。 賃借料に係る補助については、合併後、新市において検討するものとする。</p> <p>4 環境保全施設に係る工事費補助制度 工場立地法、緑化推進条例に基づく緑地の設置及び公害防止設備の設置については、合併時に、富山市の例により統合する。 未整備用地の廃棄物処理施設、排水路等の整備費については、合併時に、婦中町の例により統合する。</p> <p>5 福利厚生施設設置に係る工事費補助制度 合併時に、富山市の例により統合するものとする。</p> <p>6 消雪装置設置に係る工事費補助制度 合併時に、富山市の例により統合するものとする。</p> <p>7 再生資源を原材料として利用する事業に対する設備投資に係る補助制度 合併時に、富山市の例により統合するものとする。</p> <p>8 工場等の新增設に際する新規雇用者に係る補助制度 合併時に、富山市の例により統合するものとする。</p> <p>9 集団化・高度化による工場等の設置に係る補助制度 合併時に、富山市の例により統合するものとする。</p> <p>10 集団化・高度化による共同施設の設置に係る経費補助制度 合併時に、富山市の例により統合するものとする。</p> <p>11 周辺の公共的施設整備(市町村直接投資) 合併後、地域の実情に合わせ、整備するものとする。</p>
1163	商工労働	商工労働	2	工業振興	企業誘致	<p>現行のとおり、新市に引き継ぐ。 なお、分譲成約報酬制度については、富山市の例により統合する。</p>
1164	商工労働	商工労働	3	工業振興	工場適地調査	<p>現行のとおり、新市に引き継ぐ。</p>
1165	商工労働	商工労働	5	工業振興	高度技術産業集積活性化計画推進	<p>現行のとおり、新市に引き継ぐ。</p>

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1166	商工労働	商工労働	6	工業振興	工業再配置関係	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1167	商工労働	商工労働	7	工業振興	工業団地関係	分譲・造成済団地については、現行のとおり新市に引継ぎ、企業誘致・立地の促進を図るものとする。 また、用地取得済団地についても、現行のとおり新市に引継ぎ、既存の造成済団地の分譲状況や企業の進出計画を見極めながら整備するものとする。 なお、計画・構想団地については、経済状況・企業の進出動向などを踏まえ、合併後に検討するものとする。
1168	商工労働	商工労働	8	工業振興	工業団体支援	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後再編する。
1169	商工労働	商工労働	9	中心市街地の活性化	商店街共同施設助成事業補助金	合併時に富山市の例により統合する。
1170	商工労働	商工労働	10	中心市街地の活性化	街路灯電灯料補助金	合併時に富山市の例により統合する。
1171	商工労働	商工労働	11	中心市街地の活性化	商業等活性化施設整備事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1172	商工労働	商工労働	12	中心市街地の活性化	中心市街地活性化基本計画	現行のとおり引き継ぎ、合併後に全市域を対象とする新たな計画を策定する。 TMO構想については、合併後新計画にあわせて見直しを図る。 TMO機関については、現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1173	商工労働	商工労働	13	中心市街地の活性化	中心市街地活性化各種事業	合併後に再編する。
1174	商工労働	商工労働	14	大規模小売店舗立地法	大規模小売店舗立地法	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1175	商工労働	商工労働	15	商業集積事業補助金	民間多目的ホール運営費補助金	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1176	商工労働	商工労働	16	人材育成事業	人材育成事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1177	商工労働	商工労働	17	商店街の育成及び育成指導	商店街振興組合法事務	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1178	商工労働	商工労働	18	商店街の育成及び育成指導	地域商店街活性化事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1179	商工労働	商工労働	19	商工関係団体	商工関係団体との連絡調整・指導育成	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1180	商工労働	商工労働	20	商工関係団体	商工会議所・商工会経営改善普及事業補助金	合併時に富山市の例により統合するが、これまでの配分ルール及び決算額等を考慮する。
1181	商工労働	商工労働	21	商工関係団体	商工文化会館管理運営事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1182	商工労働	商工労働	22	商工関係団体	共通商品券発行補助	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1183	商工労働	商工労働	23	商工金融	金融対策連絡会議	合併時に再編する。
1184	商工労働	商工労働	26	商工金融	中小企業信用保険法に基づく認定	合併時に再編する。
1185	商工労働	商工労働	27	商工金融	中小企業向け融資制度	1 融資制度 合併時に富山市の融資制度に統合するものとする。 なお、その他融資制度における既往の融資分については、新市に引き継ぐものとする。 2 保証料助成制度 合併時に富山市の保証料助成制度に統合するものとする。 3 利子助成制度 合併時に富山市の利子助成制度に統合するものとする。 なお、既往の融資分については、新市に引き継ぐものとする。 4 損失補償制度 合併時に富山市の損失補償制度に統合するものとする。 なお、既往の融資分に係る契約は、新市に引き継ぐものとする。
1186	商工労働	商工労働	28	中小企業	中小企業・企業団体各種助成制度・補助制度	合併時に富山市の例により統合する。
1187	商工労働	商工労働	29	商工金融	中小企業支援対策本部	合併後に再編する。
1188	商工労働	商工労働	30	商工金融	融資相談	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1189	商工労働	商工労働	31	商工金融	融資制度に係るペイオフ対策	合併時に再編する。
1190	商工労働	商工労働	32	商工金融	県信用保証協会出捐金	合併後に再編する。
1191	商工労働	商工労働	33	商工金融	商工中金預託金	現行のとおり、新市に引き継ぐ。 預託金額については、合併時に再編する。
1192	商工労働	商工労働	34	他都市との連絡調整・情報交換	中部20都市産業振興協議会	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1193	商工労働	商工労働	35	他都市との連絡調整・情報交換	東海北陸地区工業再配置促進連絡協議会	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1194	商工労働	商工労働	36	発明とくふう展	発明協会関連	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1195	商工労働	商工労働	37	産学官の連携	産学官交流会・懇談会	富山市の例により統合する。
1196	商工労働	商工労働	38-1	新産業の創出	新産業の創出関係事業〔富山地域内における新産業の創出関連事業について（計画中のもの）〕	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に新市としての産業振興ビジョン策定の中で新産業の創出施策の検討を行うものとする。
1197	商工労働	商工労働	38-2	新産業の創出	新産業の創出関係事業〔バイオ産業支援事業〕	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1198	商工労働	商工労働	39-1	創業者支援事業	創業者支援事業（工業）	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1199	商工労働	商工労働	39-2	創業者支援事業	創業者支援事業（商業）	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1200	商工労働	商工労働	40	創業者支援事業	ベンチャー企業等支援事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1201	商工労働	商工労働	41	商工業各種調査	中小企業景況調査	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1202	商工労働	商工労働	42	商工業各種調査	企業動向調査	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1203	商工労働	商工労働	43-1	商工業表彰顕彰事業	商工業関係表彰顕彰制度（商業）	合併後に再編する。
1204	商工労働	商工労働	43-2	商工業表彰顕彰事業	商工業関係表彰顕彰制度（創意工夫関係）	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1205	商工労働	商工労働	44	貿易振興	貿易振興関係補助制度	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1206	商工労働	商工労働	45	貿易振興	日本貿易振興会との連絡調整	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1207	商工労働	商工労働	46	貿易振興	日口沿岸市長会議	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1208	商工労働	商工労働	47	商工業関係負担金	商工業関係団体負担金等	現行のとおり、新市に引き継ぎ、合併後再編する。
1209	商工労働	商工労働	48	商工業各種調査	歩行者通行量調査	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1210	商工労働	商工労働	49	商工業各種調査	消費者動向調査	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1211	商工労働	商工労働	52	勤労者総合福祉センター 支援事業	勤労者福祉施設	7市町村が出資している公社、第三セクター等については、出捐・出資を問わず、すべて新市に引き継ぐこととする。 ただし、合併の効果が最大限発揮できるよう、設立目的等を鑑み、統合整備を図るよう努めるものとする。
1212	商工労働	商工労働	53	勤労者表彰事業	勤労者表彰事業	合併時に富山市の例により統合する。
1213	商工労働	商工労働	54	21世紀職業財団負担金	21世紀職業財団負担金	現行のとおり、新市に引き継ぎ、合併後再編する。
1214	商工労働	商工労働	55	外国人研修事業	外国人研修事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1215	商工労働	商工労働	56	職業能力開発支援事業	職業能力開発支援事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1216	商工労働	商工労働	57	労働団体等への補助及び 負担金	労働団体等への各種補助及び負担金	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に調整を図る。
1217	商工労働	商工労働	58	施設管理業務	富山地域職業訓練センター	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1218	商工労働	商工労働	59	雇用対策関係業務	労働基本調査の実施	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1219	商工労働	商工労働	60	雇用対策関係業務	雇用労働問題懇談会の開催	富山市の例により統合するが、その構成員は、新市において調整する。
1220	商工労働	商工労働	61	雇用対策関係業務	雇用機会の拡大対策	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1221	商工労働	商工労働	63	雇用対策関係業務	ファミリー・サポート・センター事業	富山市の例により統合する。
1222	商工労働	商工労働	64	雇用対策関係業務	障害者・高齢者・若年者緊急雇用奨励金	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1223	商工労働	商工労働	65	雇用対策関係業務	就業促進事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1224	商工労働	商工労働	67	雇用対策関係業務	緊急地域雇用創出特別交付金事業	合併時に廃止する。 ただし、国において事業が継続された場合、現行のとおり新市に引き継ぐ。
1225	商工労働	商工労働	68	貸付金	各種労働団体への貸付金・預託金	現行のとおり、新市に引き継ぐ。 なお、預託金額については、合併後に再編する。
1226	商工労働	商工労働	69	投資及び出資金	富山県勤労者信用基金協会出捐金	合併後に再編する。
1227	商工労働	商工労働	70	勤労者福利厚生事業	未組織勤労者融資保証料補給金	富山市の例により統合する。
1228	商工労働	商工労働	71	勤労者福利厚生事業	中小企業退職金共済契約掛金補助金	合併時に富山市・大沢野町の例により統合する。
1229	商工労働	商工労働	72	勤労者福利厚生事業	勤労者福祉サービスセンター	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1230	商工労働	商工労働	73	勤労者福利厚生事業	勤労者小口資金貸付金制度	合併時に富山市の例により統合する。 なお、預託金額については、合併後に再編する。
1231	商工労働	商工労働	74	商店街補助	商店街補助事業・制度	合併時に富山市の例により統合する。
1232	商工労働	商工労働	75	競輪事業	競輪開催業務等	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1233	商工労働	商工労働	76	追加インターチェンジ設置事業	富山西インターチェンジ設置関連事業	7市町村が出資している公社、第三セクター等については、出捐・出資を問わず、すべて新市に引き継ぐこととする。 ただし、合併の効果が最大限発揮できるよう、設立目的等を鑑み、統合整備を図るよう努めるものとする。
1234	商工労働	商工労働	77	鉱業	鉱業権関係事務	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1235	商工労働	商工労働	78	勤労者福利厚生事業	勤労者ソフトボール大会	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1236	商工労働	商工労働	79	商工関係団体	商工会議所・商工会振興事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1237	商工労働	観光物産	10	観光物産施設の運営	観光物産施設の運営	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1238	商工労働	観光物産	11	観光客入込統計調査	観光客入込統計調査	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1239	商工労働	観光物産	12	観光宣伝事業	観光宣伝事業	現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、内容の見直しを図る。
1240	商工労働	観光物産	13	観光宣伝事業	観光看板の整備・維持管理	現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、内容の見直しを図る。
1241	商工労働	観光物産	14	コンベンション事業の推進	コンベンション事業の推進	富山国際会議場関係事業及びコンベンション開催補助金制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
1242	商工労働	観光物産	15	観光団体への助成金	各観光団体への助成金	現行のとおり、新市に引き継ぐ。 なお、定期観光バスについては、合併後にコース等について検討する。
1243	商工労働	観光物産	16	観光団体への負担金	各観光団体への負担金	現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、関係団体と調整を図る。
1244	商工労働	観光物産	17	観光案内所	観光案内所	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1245	商工労働	観光物産	19	観光施設	観光施設の施設建設・管理・営業等	現行のとおり新市に引継ぎ、新市において新たな経営形態を検討するものとする。
1246	商工労働	観光物産	20	観光協会	観光協会	7市町村共通の団体については、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。ただし、個々の実情により、統合に期間を要する団体については、将来統合するよう調整に努めるものとする。
1247	商工労働	観光物産	21	各種団体	各種観光団体	現行のとおり、新市に引き継ぐ。 なお、負担金については、県及び関係団体と調整する。
1248	商工労働	観光物産	22	観光資源の保護及び整備	観光資源の保護及び整備	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1249	商工労働	観光物産	23	観光イベント	観光イベント	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1250	商工労働	観光物産	24	観光イベント	広域連携イベント	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1251	商工労働	観光物産	25	観光イベント	観光イベントへの助成金	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1252	商工労働	観光物産	26	地場産品宣伝事業	ガラス工芸振興事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1253	商工労働	観光物産	27	公営国民宿舎白樺ハイツ	公営国民宿舎白樺ハイツ	富山・大山国民宿舎事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、財産及びその事務等は、新市に引き継ぐこととする。
1254	商工労働	観光物産	28	山岳観光推進事業	山岳観光推進事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1255	商工労働	観光物産	29	地場産業振興支援事業	くすりの販路拡張事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1256	商工労働	観光物産	30	地場産業振興支援事業	くすりの宣伝事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1257	商工労働	観光物産	31	地場産業振興支援事業	製菓企業の情報収集事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1258	商工労働	観光物産	32	地場産業振興支援事業	配置従事者の後継者育成事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1259	商工労働	観光物産	33	地場産業振興支援事業	配置従事者の研修事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1260	商工労働	観光物産	34	地場産業振興支援事業	菓業支援事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1261	商工労働	観光物産	35	物産振興	物産の販路拡張事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1262	商工労働	観光物産	36	地場産業振興支援事業	伝統工芸支援事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1263	商工労働	観光物産	37	物産振興	物産の研究開発支援事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1264	商工労働	観光物産	38	地場産業振興支援事業	物産関係団体支援事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1265	商工労働	観光物産	39	地場産業振興支援事業	デザイン振興支援事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1266	商工労働	観光物産	40	地場産業振興支援事業	デザインの展示会等開催事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1267	農林水産	農林水産	1	農政企画事業	優良農林漁業者表彰	合併時に富山市の例により統合する。
1268	農林水産	農林水産	2	農政企画事業	農林水産業の動き（統計書）発行、統計調査業務	合併時に富山市の例により統合する。
1269	農林水産	農林水産	3	農政企画事業	農業振興地域整備計画の策定	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に統一する。
1270	農林水産	農林水産	4	農政企画事業	農振除外申請・受付事務	現行のとおり新市に引き継ぐが、農業振興地域の除外受付日は、合併時に統合する。
1271	農林水産	農林水産	5	農政企画事業	農用地利用集積事業（補助金）	合併時に再編する。
1272	農林水産	農林水産	6	農政企画事業	農業関連イベントの開催	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1273	農林水産	農林水産	9	農政企画事業	農業経営法人化推進事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1274	農林水産	農林水産	12	農政企画事業	経営対策体制整備推進事業	合併時に再編する。
1275	農林水産	農林水産	14	農政企画事業	農地利用集積計画作成事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1276	農林水産	農林水産	15	農政企画事業	経営改善計画認定業務	合併時に再編する。
1277	農林水産	農林水産	16	農政企画事業	農業関連施設運営管理	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1278	農林水産	農林水産	18	農政企画事業	学校農園交流事業	合併時に婦中町の例により統合する。
1279	農林水産	農林水産	19	農業団体育成事業	農業団体育成事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1280	農林水産	農林水産	20	農業団体育成事業	農業活性化起業化支援事業	合併時に富山市の例により統合する。
1281	農林水産	農林水産	21	農業団体育成事業	農業者育成対策事業	合併時に富山市の例により統合する。 なお、新規担い手確保推進協議会については、合併時に再編し、県補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
1282	農林水産	農林水産	23	農業団体育成事業	農業共済組合事業	富山広域農業共済事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、財産及びその事務等は、新市に引き継ぐこととする。
1283	農林水産	農林水産	24	農業団体育成事業	農政推進会活動促進事業	合併時に廃止する。
1284	農林水産	農林水産	25	農業制度資金	各種農業金融対策事業	合併時に富山市の例により統合する。 ただし、市町村単独補助事業については、合併時に再編する。
1285	農林水産	農林水産	28	農政振興関係負担金	農政振興関係負担金	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1286	農林水産	農林水産	32	農業構造改善事業	水田営農経営体活性化事業	合併時に八尾町・婦中町の例により統合する。 ただし、市町村単独補助事業については、合併時に再編する。
1287	農林水産	農林水産	38	農業生産基盤整備事業	カントリーエレベーター運営事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1288	農林水産	農林水産	40	農業生産基盤整備事業	農業生産総合振興対策事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1289	農林水産	農林水産	43	都市農漁村交流促進対策事業	都市農漁村交流促進対策事業	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
1290	農林水産	農林水産	44	水田農業経営確立対策事業	水田農業経営確立対策事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1291	農林水産	農林水産	46	水田農業経営確立対策事業	水田転作助成金（単独事業）	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に各地域の特性を勘案し、再編する。
1292	農林水産	農林水産	48	水田農業経営確立対策事業	水田転作助成金（県単独事業）	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1293	農林水産	農林水産	52	水田農業経営確立対策事業	水田作付体系転換対策推進事業（国補助）	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1294	農林水産	農林水産	56	農業生産対策事業	農業生産対策事業補助金	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1295	農林水産	農林水産	58	米消費推進対策事業	米消費推進対策事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1296	農林水産	農林水産	59	米消費推進対策事業	米穀流通消費改善対策事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1297	農林水産	農林水産	60	カドミウム汚染対策事業	カドミウム汚染対策事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1298	農林水産	農林水産	61	地力増強対策事業	地力増強対策事業	合併時に富山市の例により統合する。
1299	農林水産	農林水産	62	山村地域等振興支援事業	山村振興計画の策定	合併後、県との調整を図るものとする。
1300	農林水産	農林水産	63	山村地域等振興支援事業	山村振興等農林漁業特別対策事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1301	農林水産	農林水産	65	山村地域等振興支援事業	中山間地域等農業活性化支援事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1302	農林水産	農林水産	69	山村地域等振興支援事業	中山間地域等直接支払事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1303	農林水産	農林水産	71	山村地域等振興支援事業	特定農山村地域支援関連事業	大山町における事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、それ以外の地域の事業計画については、合併後に策定する。
1304	農林水産	農林水産	72	園芸振興事業	園芸振興対策事業	合併時に富山市の例により統合する。
1305	農林水産	農林水産	75	園芸振興事業	地域特産品振興対策事業	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
1306	農林水産	農林水産	76	園芸振興事業	農業情報対策（市況情報等）	合併時に富山市の例により統合する。
1307	農林水産	農林水産	77	園芸振興事業	特産物（品）開発育成対策推進事業	合併時に富山市の例により統合する。
1308	農林水産	農林水産	80	園芸振興事業	園芸技術講習会等	合併時に富山市の例により統合する。
1309	農林水産	農林水産	81	園芸振興事業関係負担金	園芸振興団体補助金・負担金	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1310	農林水産	農林水産	85	調査研究事業	調査研究事業	合併時に再編する。
1311	農林水産	農林水産	86	調査研究事業	農業用廃プラ・廃農薬処理事業補助	合併時に八尾町の例により統合する。
1312	農林水産	農林水産	88	施設管理事業	農業センター関係管理運営	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1313	農林水産	農林水産	90	農道維持管理費	農道維持管理費	合併時に富山市の例により統合する。
1314	農林水産	農林水産	91	環境対策事業	農村環境計画の策定	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に新たな計画を策定する。
1315	農林水産	農林水産	92	施設管理委託事業	施設管理委託事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1316	農林水産	農林水産	93	保全対策事業	保全対策事業（市町村営ふるさと農道整備事業）	合併時に富山市の例により統合する。
1317	農林水産	農林水産	94	ふるさと水と緑環境創造 基金積立金	ふるさと水と緑環境創造基金積立金	合併時に富山市の例により統合する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1318	農林水産	農林水産	96	小規模土地改良事業補助金	小規模土地改良事業補助金	合併時に再編する。
1319	農林水産	農林水産	97	農地振興事業	土地改良関係負担金	同一種類の負担金については、合併時に再編するが、市町村独自の負担金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
1320	農林水産	農林水産	98	用水一部事務組合	三郷利田用水市町村組合	合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入することとする。
1321	農林水産	農林水産	103	土地改良事業負担金	土地改良事業負担金	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1322	農林水産	農林水産	105	土地改良事業補助金	土地改良事業補助金	合併時に再編する。
1323	農林水産	農林水産	106	土地改良事業補助金	里地棚田保全整備事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1324	農林水産	農林水産	110	土地改良事業補助金	災害復旧事業	合併時に富山市の条例を基本に再編する。
1325	農林水産	農林水産	112	土地改良事業補助金	土地改良事業事務（設計・監督・国県への申請等）	合併時に富山市の例により統合する。
1326	農林水産	農林水産	113	土地改良事業	県単独立地改良事業	合併時に再編する。
1327	農林水産	農林水産	114	土地改良事業	市単独立地改良事業	合併時に再編する。
1328	農林水産	農林水産	120	国土地積調査費	国土地積調査費	合併時に富山市の例により統合する。
1329	農林水産	農林水産	122	農業集落排水事業	農業集落排水管理事業	現行のとおり新市に引き継ぎ、現行6町村の事務については上下水道局へ委託をする。
1330	農林水産	農林水産	127	農業集落排水の普及促進	普及促進・改造資金助成	合併時に再編する。 助成内容 無利子貸付 (直接貸付) 貸付限度額は100万円 以内 なお、自家用污水ポンプ工事がある場合は、50万円上乗せ 貸付期間は、3年以内
1331	農林水産	農林水産	128	処理区域内の個別水洗化調査・指導	処理区域内の個別水洗化調査・指導	合併時に富山市の例により統合する。
1332	農林水産	農林水産	129	農業集落排水受益者負担金	農業集落排水受益者負担金	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1333	農林水産	農林水産	130	農業集落排水管渠の維持管理	農業集落排水管渠の維持管理	現行のとおり新市に引き継ぎ、6町村の事務を上下水道局へ委託する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1334	農林水産	農林水産	131	排水設備等の計画確認及び工事検査	排水設備等の計画確認及び工事検査	現行のとおり新市に引き継ぎ、6町村の事務を上下水道局へ委託する。
1335	農林水産	農林水産	132	排水設備指定工事店の指定等	排水設備指定工事店の指定及び技術指導等	合併時に再編し、6町村の事務を上下水道局へ委託する。
1336	農林水産	農林水産	133	処理場・ポンプ場の運転及び維持管理	処理場・ポンプ場の運転及び維持管理	現行のとおり新市に引き継ぎ、6町村の事務を上下水道局へ委託する。
1337	農林水産	農林水産	134	農業集落排水事業の会計方式	農業集落排水事業の会計方式	合併時、富山市の例により特別会計に統合する。
1338	農林水産	農林水産	136	農業集落排水施設使用料金の徴収	農業集落排水の使用料金	現行のとおり、各市町村の料金体系を引き継ぐものとする。 なお、数年後に使用料の統一を図るものとする。
1339	農林水産	農林水産	137	農業集落排水事業計画	農業集落排水事業基本計画の策定	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1340	農林水産	農林水産	139	農業集落排水工事に係る申請等	農業集落排水工事に係る申請等	合併時に富山市の例により統合する。
1341	農林水産	農林水産	140	農業集落排水工事の補償	農業集落排水工事の補償	合併時に富山市の例により統合する。
1342	農林水産	農林水産	141	農業集落排水管渠の調査・設計・施工	農業集落排水管渠の調査・設計・施工	合併時に富山市の例により統合する。
1343	農林水産	農林水産	142	農業集落排水台帳の整備保管	農業集落排水台帳の整備保管	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、台帳整備方法を統一する。
1344	農林水産	農林水産	143	取付管及び公共汚水マス設置工事	取付管及び公共汚水マス設置工事	合併時に富山市の例により統合する。
1345	農林水産	農林水産	144	農業集落排水施設管理	処理場・ポンプ場・管渠の財産管理	合併時に富山市の例により統合する。
1346	農林水産	農林水産	150	林業振興	市町村森林整備計画の策定	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1347	農林水産	農林水産	151	林業振興	森林施業計画認定・伐採届受理	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1348	農林水産	農林水産	152	林業振興	林業関係負担金	同一同種の負担金については、合併時に再編する。 市町村独自の負担金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後にその在り方について検討する。
1349	農林水産	農林水産	153	林業振興	森林組合負担金・補助金	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1350	農林水産	農林水産	154	林業振興	特用林産物振興関係	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1351	農林水産	農林水産	155	林業振興	海岸保安林整備事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1352	農林水産	農林水産	158	森林整備事業	森林整備地域活動支援交付金事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1353	農林水産	農林水産	159	森林整備事業	林業構造改善事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1354	農林水産	農林水産	162	森林整備事業	県単森林整備事業	合併時に再編する。
1355	農林水産	農林水産	163	森林整備事業	市単森林整備事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1356	農林水産	農林水産	168	森林整備事業	緑資源機構造林事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1357	農林水産	農林水産	170	森林整備事業	分収造林保育事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1358	農林水産	農林水産	174	森林整備事業	生活環境保全林整備	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1359	農林水産	農林水産	176	森林整備事業	森林病虫害対策事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1360	農林水産	農林水産	177	森林整備事業	火入れに関する許可	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1361	農林水産	農林水産	178	森林整備事業	下刈作業学生導入特別対策事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1362	農林水産	農林水産	180	森林整備事業	緊急地域雇用創出特別交付金事業	合併時に富山市・婦中町を除く5町村の例により統合する。
1363	農林水産	農林水産	182	森林整備事業	地域森林管理整備事業	合併時に八尾町の例により統合する。
1364	農林水産	農林水産	185	森林整備事業	森林環境保全整備事業	合併時に再編する。
1365	農林水産	農林水産	187	有害鳥獣	鳥獣対策	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
1366	農林水産	農林水産	189	有害鳥獣	鳥獣の捕獲許可・飼養登録	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1367	農林水産	農林水産	191	有害鳥獣	狩猟者登録関係	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1368	農林水産	農林水産	192	有害鳥獣	猟友会関係	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1369	農林水産	農林水産	193	市町村有林の管理	市有林の維持管理	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1370	農林水産	農林水産	196	林業施設	林業関連施設管理・運営	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1371	農林水産	農林水産	197	林道事業	緑資源幹線林道事業	合併時に大沢野町・大山町・八尾町の例により統合する。
1372	農林水産	農林水産	199	林道事業	県営林道事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1373	農林水産	農林水産	200	林道事業	県単林道事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1374	農林水産	農林水産	202	林道事業	団体営林道事業	合併時に大沢野町・大山町・八尾町の例により統合する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1375	農林水産	農林水産	204	林道事業	森林居住環境整備事業	合併時に山田村の例により統合する。
1376	農林水産	農林水産	206	林道事業	林道等維持管理事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1377	農林水産	農林水産	208	治山事業	県営治山事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1378	農林水産	農林水産	209	治山事業	県単治山事業	合併時に富山市を除く6町村の例により統合する。
1379	農林水産	農林水産	210	治山事業	市単治山事業	合併時に細入村の例により統合する。
1380	農林水産	農林水産	213	災害復旧事業	林道施設災害復旧事業	合併時に大沢野町・大山町・八尾町・細入村の例により統合する。
1381	農林水産	農林水産	214	自然環境保全対策事業	自然環境保全対策事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1382	農林水産	農林水産	216	水産振興関係事務	水産振興関係事務	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1383	農林水産	農林水産	217	沿岸漁業振興対策事業	沿岸漁業振興対策事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1384	農林水産	農林水産	218	内水面漁業振興対策事業	内水面漁業振興対策事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1385	農林水産	農林水産	219	内水面漁業振興対策事業	内水面漁業関係負担金・補助金	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1386	農林水産	農林水産	220	地域沿岸漁業構造改善事業	地域沿岸漁業構造改善事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1387	農林水産	農林水産	221	漁業漁村活性化対策事業	漁業漁村活性化対策事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1388	農林水産	農林水産	222	漁港管理費	漁港管理費	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1389	農林水産	農林水産	223	畜産奨励対策事業	畜産奨励対策事業	合併時に富山市の例により統合する。
1390	農林水産	農林水産	224	畜産奨励対策事業	畜産振興助成制度	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
1391	農林水産	農林水産	225	畜産奨励対策事業	畜産関係負担金・会費等	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1392	農林水産	農林水産	226	畜産奨励対策事業	家畜防疫対策	合併時に再編する。
1393	農林水産	農林水産	228	畜産再編総合対策事業	畜産再編総合対策事業（国）	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1394	農林水産	農林水産	229	飼料作物生産性向上対策事業	飼料作物生産性向上対策事業	合併時に富山市の例により統合する。
1395	農林水産	農林水産	231	中央卸売市場	中央卸売市場関係事務	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1396	農林水産	農林水産	245	農村振興総合整備事業	農村振興総合整備事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1397	農林水産	農林水産	246	農業集落排水受益者負担金	負担金の賦課・徴収・滞納整理	合併時に富山市・大沢野町・八尾町・細入村の例により統合し、6町村の事務を上下水道局へ委託する。
1398	農林水産	農林水産	247	農業集落排水施設使用料金の徴収	料金の賦課・徴収・滞納整理	合併時に富山市の例により統合し、6町村の事務を上下水道局へ委託する。
1399	農林水産	農業委員会	1	農業委員会運営事務	農業委員会の定数、任期、報酬等	<p>1 農業委員会等に関する法律第3条第2項の定めるところにより、新市において、次のとおり、2つの農業委員会を置くこととする。  現行の富山市を区域とする「富山市富山地区農業委員会」  現行の大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村及び細入村を区域とする「富山市上婦負地区農業委員会」  なお、両委員会の設置期間は平成18年3月31日までとし、期間満了後は、「富山市農業委員会」として統合し、1つの農業委員会とする。</p> <p>2 両委員会の選挙による委員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項に定めるところにより、それぞれ24人とし、現在の選挙による委員の互選により選出する。また、両委員会の選挙による委員の任期は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項に定めるところにより平成18年3月31日までとする。なお、期間満了後に設置される「富山市農業委員会」の選挙による委員の定数は40人とし、その任期は、農業委員会等に関する法律（第15条第1項）で定める期間とする。</p> <p>3 両委員会の選挙による委員の選挙区については、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に定めるところにより、次のとおり、選挙区を設けることとする。ただし、選挙区ごとの区域及び定数については、合併時までには調整することとする。  富山市富山地区農業委員会 6選挙区  富山市上婦負地区農業委員会 5選挙区  なお、期間満了後に設置される「富山市農業委員会」の選挙による委員の選挙区は、11選挙区とする。</p>
1400	農林水産	農業委員会	2	農業委員会運営事務	農業委員会の運営等	合併時に再編する。 なお、合併後、仮称「農業委員会協力員」制度の創設を検討する。
1401	農林水産	農業委員会	3	農業委員会運営事務	農作業標準料金・賃金改定	合併時に再編する。
1402	農林水産	農業委員会	4	農業委員会運営事務	農業委員研修	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1403	農林水産	農業委員会	5	農業委員会運営事務	農業委員会委員選挙関係事務	合併時に再編する。
1404	農林水産	農業委員会	6	農業委員会運営事務	農業施策に関する建議	合併時に富山市・八尾町の例により統合する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1405	農林水産	農業委員会	7	農業委員会運営事務	自作農財産	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1406	農林水産	農業委員会	8	農業委員会運営事務	農地法許可申請・届出受付事務等	合併時に富山市の例により統合する。
1407	農林水産	農業委員会	9	農業委員会運営事務	農家台帳管理	合併時に、富山市の例により統合し、合併後にシステムの導入を図る。
1408	農林水産	農業委員会	10	農業委員会運営事務	農業委員会関係各種証明書交付事務	不動産取得税軽減のためのあっせん証明、土地改良事業参加資格交替承認書、散居宅地に対する事実証明については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 その他の証明書については、富山市の例により統合する。
1409	農林水産	農業委員会	11	農業委員会運営事務	農地パトロール	合併時に再編する。
1410	農林水産	農業委員会	13	農業委員会運営事務	農業生産法人要件確認	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1411	農林水産	農業委員会	14	農業委員会運営事務	土地管理情報収集分析調査	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1412	農林水産	農業委員会	15	農業委員会運営事務	税制関係業務（納税猶予制度）	富山市の例により統合する。
1413	農林水産	農業委員会	16	農業者年金基金業務受託事業	農業者年金受託事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1414	農林水産	農業委員会	17	農地流動化体制整備事業	農地流動化体制整備事業	合併時に再編する。
1415	農林水産	農業委員会	18	農地流動化体制整備事業	農地流動化奨励金	合併時に再編する。
1416	農林水産	農業委員会	19	農地流動化体制整備事業	農政だより（機関誌）発行	合併時に再編する。
1417	農林水産	農業委員会	20	農地流動化体制整備事業	利用集積加速化促進事業補助金（県単補助）	合併時に再編する。
1418	農林水産	農業委員会	21	農地流動化体制整備事業	農地利用集積計画	合併時に富山市の例により統合する。
1419	農林水産	農業委員会	22	農地流動化体制整備事業	農業生産法人育成	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1420	農林水産	農業委員会	23	農地流動化体制整備事業	農地流動化推進員研修	合併時に富山市の例により統合する。
1421	農林水産	農業委員会	24	標準小作料設定事業	標準小作料設定事業	合併時に富山市の例により統合する。
1422	農林水産	農業委員会	25	農業委員会関係負担金	農業委員会関係各種負担金	合併時に再編する。
1423	都市整備	都市計画	1	都市計画	都市計画審議会	合併後、新市においても設置するが、その構成員は、新市において調整する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1424	都市整備	都市計画	2	都市計画	都市計画の地域・地区の決定及び変更	現行のとおり、新市に引き継ぐものとする。
1425	都市整備	都市計画	3	都市計画	都市施設の決定及び変更	富山市の例により統合する。
1426	都市整備	都市計画	4	都市計画	市街地開発事業の決定及び変更	富山市の例により統合する。
1427	都市整備	都市計画	5	都市計画	地区計画の決定及び変更	合併時に再編する。
1428	都市整備	都市計画	6	都市計画	都市計画道路内の建築行為の制限に係る許可	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
1429	都市整備	都市計画	7	都市計画	地区計画に基づく届出審査	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1430	都市整備	都市計画	8	都市計画	都市計画に係る証明	合併時に再編する。
1431	都市整備	都市計画	9	都市計画	都市計画マスタープランの策定	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に全市域を対象とする新たな計画を策定するものとする。
1432	都市整備	都市計画	10	都市計画	都市計画図等の作成・販売	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1433	都市整備	都市計画	11	駐車場	駐車場の調査及び計画	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1434	都市整備	都市計画	12	駐車場	駐車場法に基づく路外駐車場の届出審査	富山市の例により統合する。
1435	都市整備	都市計画	13	駐車場	建築物における駐車施設の附置	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1436	都市整備	都市計画	14	不採算バス路線維持	不採算バス路線維持	合併時に富山市の例により統合するものとする。 補助金制度については、合併時に富山市の例により統合するものとする。
1437	都市整備	都市計画	15	公共交通	鉄道の近代化	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1438	都市整備	都市計画	16	区域区分の決定	区域区分の決定	現行のとおり、新市に引き継ぐものとする。
1439	都市整備	都市計画	17	都市計画の調査等	都市計画の調査等	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1440	都市整備	都市計画	18	都市計画区域の決定	都市計画区域の決定	現行のとおり、新市に引き継ぐものとする。
1441	都市整備	都市計画	19	都市計画道路	都市計画道路の調査	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1442	都市整備	都市計画	20	都市計画道路	都市計画道路の見直し	合併後、必要に応じて見直す。
1443	都市整備	都市計画	21	都市情報システム基本計画策定	都市情報システム基本計画策定	合併後に検討する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1444	都市整備	都市計画	22	土地対策	国土利用計画法に基づく届出	富山市の例により統合する。
1445	都市整備	都市計画	23	土地対策	土地取引規制基礎調査	富山市の例により統合する。
1446	都市整備	都市計画	24	土地対策	遊休土地実態調査	富山市の例により統合する。
1447	都市整備	都市計画	25	土地対策	地下公示価格等	富山市の例により統合する。
1448	都市整備	都市計画	26	土地対策	公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出等	富山市の例により統合する。
1449	都市整備	都市計画	27	区画整理	土地区画整理事業の企画調査	富山市の例により統合する。
1450	都市整備	都市計画	28	区画整理	市町村施行土地区画整理事業	合併時に再編する。
1451	都市整備	都市計画	29	区画整理	組合施行土地区画整理事業の指導及び支援	合併時に富山市の例により統合するものとする。 補助金制度については、合併時に富山市の例により統合するものとする。
1452	都市整備	都市計画	30	区画整理	土地区画整理事業清算金徴収業務	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1453	都市整備	都市計画	31	区画整理	土地区画整理事業に係る認可事務等	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
1454	都市整備	都市計画	32	区画整理	農住組合法67条等認可事務	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
1455	都市整備	都市計画	33	市街地整備	市街地再開発事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1456	都市整備	都市計画	34	市街地整備	市街地再開発事業の事業化に向けた地元組織への支援・誘導	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1457	都市整備	都市計画	35	市街地整備	市街地総合再生基本計画・基本計画・推進計画等の作成	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1458	都市整備	都市計画	36	景観	都市景観形成地区の指定	合併時に富山市の例により統合する。
1459	都市整備	都市計画	37	景観	都市景観審議会	合併時に富山市の例により統合する。
1460	都市整備	都市計画	38	景観	景観啓発事業	合併時に富山市の例により統合する。
1461	都市整備	都市計画	39	景観	景観アドバイザー制度	合併時に富山市の例により統合する。
1462	都市整備	都市計画	40	景観	都市景観賞	合併後に再編する。
1463	都市整備	都市計画	41	景観	広告景観整備地区・協定地区の指定及び認定	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1464	都市整備	都市計画	42	屋外広告	屋外広告物の許可事務	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
1465	都市整備	都市計画	43	屋外広告	違反広告物の是正・指導・除去等	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
1466	都市整備	都市計画	44	屋外広告	屋外広告物実態調査	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
1467	都市整備	都市計画	45	屋外広告	屋外広告物講習会	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
1468	都市整備	都市計画	46	屋外広告	屋外広告物審議会	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
1469	都市整備	都市計画	47	屋外広告	屋外広告業者の指導	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
1470	都市整備	都市計画	48	屋外広告	屋外広告物啓発協力員制度	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぐ。
1471	都市整備	都市計画	49	景観	大規模建築物等の届出制度	合併時に富山市の例により統合する。
1472	都市整備	都市計画	50	優良賃貸住宅促進事業	優良賃貸住宅促進事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1473	都市整備	都市計画	51	優良田園住宅の建設	優良田園住宅の建設の促進	現行のとおり、新市に引き継ぐものとする。
1474	都市整備	都市計画	52	定住化促進の補助金制度	定住促進支援事業	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
1475	都市整備	都市計画	55	コミュニティバス	コミュニティバス	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、調整するものとする。 (利用料については、別途合併協定項目にて協議)
1476	都市整備	都市計画	56	がけ地近接等危険住宅移 転事業	がけ地近接等危険住宅移転事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1477	都市整備	都市計画	57	建築確認申請書受付等	建築確認申請書受付等	富山市の例により統合する。
1478	都市整備	都市計画	58	建築基準法に基づく進達	建築基準法に基づく許可(進達)	合併時に廃止する。
1479	都市整備	都市計画	59	建築基準法に基づく許可	建築基準法に基づく許可	富山市の例により統合する。
1480	都市整備	都市計画	60	建築基準法に基づく認定 等	建築基準法に基づく認定等	富山市の例により統合する。
1481	都市整備	都市計画	61	建築審査会	建築審査会	合併後、新市においても設置する。
1482	都市整備	都市計画	62	建築基準法に基づく確認	建築基準法に基づく確認	富山市の例により統合する。
1483	都市整備	都市計画	63	建築基準法に基づく検査	建築基準法に基づく検査	富山市の例により統合する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1484	都市整備	都市計画	64	建築行政の指導	建築行政の指導	富山市の例により統合する。
1485	都市整備	都市計画	65	違反建築物の措置	違反建築物の措置	富山市の例により統合する。
1486	都市整備	都市計画	66	建築協定	建築協定	富山市の例により統合する。
1487	都市整備	都市計画	67	建築相談等	建築相談等	富山市の例により統合する。
1488	都市整備	都市計画	68	道・道路の位置の指定	道・道路の位置の指定	富山市の例により統合する。
1489	都市整備	都市計画	69	道路の位置の指定進達	道路の位置の指定（進達）	合併時に廃止する。
1490	都市整備	都市計画	70	住宅金融公庫からの受託 事務	住宅金融公庫からの受託事務	富山市の例により統合する。
1491	都市整備	都市計画	71	ハートビル法の認定	ハートビル法の認定	富山市の例により統合する。
1492	都市整備	都市計画	72	報告・統計	報告・統計	富山市の例により統合する。
1493	都市整備	都市計画	73	報告・統計	定期報告制度	富山市の例により統合する。
1494	都市整備	都市計画	74	建築物等耐震改修促進事 業	建築物等耐震改修促進事業	富山市の例により統合する。
1495	都市整備	都市計画	78	優良宅地等の認定	優良宅地等の認定	富山市の例により統合する。
1496	都市整備	都市計画	79	優良宅地	優良宅地等の申請（3,000㎡以下開発）	富山市の例により統合する。
1497	都市整備	都市計画	80	開発審査会	開発審査会	現行のとおり、中核市事務として新市に引き継ぎ、合併後も設置する。
1498	都市整備	都市計画	81	都市計画法に基づく開発 行為許可	都市計画法に基づく開発行為許可	富山市の例により統合する。
1499	都市整備	都市計画	82	開発行為等に関する指導 要綱	開発行為等に関する指導要綱	合併時に再編する。
1500	都市整備	都市計画	83	市街化調整区域における 建築許可申請受付	市街化調整区域における建築許可申請受付	富山市の例により統合する。
1501	都市整備	都市計画	84	富山県民福祉条例の審査	富山県民福祉条例の審査	富山市の例により統合する。
1502	都市整備	都市計画	85	富山県土地対策要綱に基 づく進達	富山県土地対策要綱に基づく進達	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1503	都市整備	都市計画	86	住宅関連情報提供事業	住宅関連情報提供事業	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、調整する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1504	都市整備	都市計画	87	住宅団地造成助成事業	住宅団地造成助成事業	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、調整するものとする。 補助金制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、調整するものとする。
1505	都市整備	都市計画	88	除雪	克雪住宅普及事業	合併時に廃止する。 ただし、細入村の同事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
1506	都市整備	都市計画	89	公共交通	バス停整備	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1507	都市整備	都市計画	90	公共交通	富山空港関連周辺対策	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1508	都市整備	都市計画	91	市街地整備	優良建築物等整備事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1509	都市整備	都市計画	92	都市計画	市街化調整区域における地区計画ガイドライン	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1510	都市整備	都市計画	93	都市計画	田園居住区整備事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1511	建設	道路河川公園	1	駐車場案内システム	駐車場案内システム	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1512	建設	道路河川公園	2	街路	補助事業に係る道路の事業認可及び補助申請	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1513	建設	道路河川公園	3	街路	補助事業に係る道路事業用地の取得	富山市の例により統合する。
1514	建設	道路河川公園	4	街路	補助事業に係る建物・工作物の移転及び補償	富山市の例により統合する。
1515	建設	道路河川公園	5	街路	補助事業に係る工事	富山市の例により統合する。
1516	建設	道路河川公園	6	土木管理	国・県の施設に係る占用・使用の協議申請	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1517	建設	道路河川公園	7	土木管理	道の駅整備及び管理等	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1518	建設	道路河川公園	8	土木管理	道路境界立会い	富山市の例により統合する。
1519	建設	道路河川公園	9	土木管理	道路の占使用許可及び工事施行承認	富山市の例により統合する。 なお、占用料については、合併時に富山市の例により統合する。
1520	建設	道路河川公園	10	土木管理	市町村道の路線認定・変更・廃止	各市町村の認定道路は、現行のとおり新市に引継ぎ、新市の認定基準は、合併時に富山市の例を基に調整する。
1521	建設	道路河川公園	11	土木管理	道路及び橋梁台帳の作成及び保管	現行のとおり、新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
1522	建設	道路河川公園	12	土木管理	道路工事施行連絡協議会	富山市の例により統合する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1523	建設	道路河川公園	13	土木管理	道水路用地の借地	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1524	建設	道路河川公園	14	土木管理	都市計画基本図作成・販売	基本図については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、新たに作成する。 販売金額については、合併時に統一する。
1525	建設	道路河川公園	15	土木管理	県単独道路改良事業等・県施行街路事業負担金	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1526	建設	道路河川公園	16	土木管理	採石法・砂利採取法に基づく認可申請に対する意見書の提出	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1527	建設	道路河川公園	17	土木管理	建設リサイクル法に基づく届出書の受付・指導	富山市の例により統合する。
1528	建設	道路河川公園	18	土木管理	各種道路関係同盟会、協議会等	合併後に再編する。
1529	建設	道路河川公園	19	土木管理	県市土木連絡協議会事務	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1530	建設	道路河川公園	20	道路建設	国、県道の建設促進要望	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1531	建設	道路河川公園	21	道路建設	設計積算システム運用管理	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1532	建設	道路河川公園	22	道路建設	公共工事コスト縮減対策・公共事業等再評価	富山市の例により統合する。
1533	建設	道路河川公園	23	砂防	砂防事業	合併時に統合、再編する。
1534	建設	道路河川公園	24	道路建設	単独道路新設改良に係る計画・要望	合併時に再編する。
1535	建設	道路河川公園	25	道路建設	単独道路新設改良に係る用地の取得	合併時に富山市の例を基本に再編する。
1536	建設	道路河川公園	26	道路建設	単独道路新設改良に係る建物・工作物の移転及び補償	富山市の例により統合する。
1537	建設	道路河川公園	27	道路維持	単独道路改良及び舗装工事	富山市の例により統合する。
1538	建設	道路河川公園	28	土木管理	集落道・私道舗装補助事業	補助制度については、合併時に再編する。
1539	建設	道路河川公園	29	道路維持	道路パトロール等の日常維持管理	現行のとおり新市に引き継ぎ、郵政公社との協定等については、合併後に全市域を対象として見直しを図る。
1540	建設	道路河川公園	30	道路維持	道路及び橋梁・トンネル等の維持補修工事	富山市の例により統合する。
1541	建設	道路河川公園	31	道路維持	交通安全施設等の維持管理	富山市の例により統合する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1542	建設	道路河川公園	32	道路維持	交通安全施設整備事業	富山市の例により統合する。
1543	建設	道路河川公園	33	街路	電線類地中化・道路景観形成事業	富山市の例により統合する。
1544	建設	道路河川公園	34	道路維持	車両制限令	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1545	建設	道路河川公園	35	道路建設	道路及び橋梁の災害復旧工事	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1546	建設	道路河川公園	37	道路維持	道路標識	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1547	建設	道路河川公園	38	道路維持	バリアフリー点検整備事業	富山市の例により統合する。
1548	建設	道路河川公園	39	道路維持	街路灯設置管理	合併時に富山市の例により統合する。
1549	建設	道路河川公園	41	道路維持	道路、駅前、サイン、地下道等清掃	合併後に再編する。
1550	建設	道路河川公園	43	道路維持	道路ボランティア・サポート・プログラム事業	合併後に再編する。
1551	建設	道路河川公園	44	除雪	除雪計画の策定	各市町村の現計画を基に、合併時に新たな計画を策定するものとする。
1552	建設	道路河川公園	45	除雪	除雪対策事業	現行のとおり、新市に引き継ぐものとする。
1553	建設	道路河川公園	47	除雪	消雪施設・流雪溝等の維持管理	現行のとおり、新市に引き継ぐものとする。 なお、新市においては、新たな町内会（開発行為等）整備の施設は、引き取らないものとする。
1554	建設	道路河川公園	48	除雪	雪寒道路事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1555	建設	道路河川公園	50	道路維持	無雪害街づくり事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1556	建設	道路河川公園	52	除雪（消雪）	消・融雪、流水施設単独整備及び町内消雪補助事業	現在、計画中の工事は継続し、合併後に計画を見直す。 町内消雪補助事業については、合併時に富山市の例を基に調整する。
1557	建設	道路河川公園	53	河川管理	河川の占使用許可	富山市の例により統合する。
1558	建設	道路河川公園	54	河川管理	準用河川の境界確定及び指定	富山市の例により統合する。
1559	建設	道路河川公園	55	河川管理	河川用地の財産処分・寄附取得及び登記処理	富山市の例により統合する。
1560	建設	道路河川公園	56	河川管理	水路管理協定の締結	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1561	建設	道路河川公園	57	河川管理	国・県の河川の占用・使用の協議申請	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1562	建設	道路河川公園	58	河川等改修計画及び調査	河川等改修計画及び調査（都市基盤河川・準用河川・普通河川等）	合併時に再編する。
1563	建設	道路河川公園	59	河川等改修工事	河川等改修（都市基盤河川・準用河川・普通河川等）	合併時に再編する。
1564	建設	道路河川公園	60	河川等の維持管理	河川等の維持管理（一級河川・準用河川・普通河川等）	合併後に再編する。
1565	建設	道路河川公園	61	急傾斜地の崩壊対策事業	急傾斜地の崩壊対策事業	八尾町の例により統合する。
1566	建設	道路河川公園	62	災害に関する事務	災害に関する事務（災害復旧）	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1567	建設	道路河川公園	63	用地取得	河川改修、水路の改良事業用地の取得	富山市の例により統合する。
1568	建設	道路河川公園	64	用地取得	河川改良事業用地の取得に係る建物・工作物の移転及び補償	富山市の例により統合する。
1569	建設	道路河川公園	66	河川関係同盟会、協議会等	各種河川関係同盟会、協議会等	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1570	建設	道路河川公園	67	河川情報システム	河川情報システム	富山市の例により統合する。
1571	建設	道路河川公園	68	港湾	富山港の振興発展に関する事務	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1572	建設	道路河川公園	71	港湾	船員法関係事務	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1573	建設	道路河川公園	73	地方特定河川文化事業	水辺空間整備事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1574	建設	道路河川公園	74	公園緑地の基本計画の策定等	公園緑地の基本計画の策定等	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に新たに「緑の基本計画」を策定する。
1575	建設	道路河川公園	75	公園緑地	公園緑地の整備	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1576	建設	道路河川公園	76	緑化協定	緑化協定	富山市・婦中町の例により統合する。
1577	建設	道路河川公園	77	風致地区内行為許可	風致地区内行為許可	富山市の例により統合する。
1578	建設	道路河川公園	78	街路樹の維持管理等	街路樹の維持管理等	現行のとおり新市に引き継ぎ、実施体制については、合併後に再編する。
1579	建設	道路河川公園	79	公園の整備、改修	公園緑地の維持管理	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編するものとする。
1580	建設	道路河川公園	80	保存樹木・保存樹林	保存樹木・保存樹林保全事業	富山市の例により統合する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1581	建設	道路河川公園	81	緑化推進	花と緑のまちづくり	合併後に再編する。
1582	建設	道路河川公園	82	緑化推進	花と緑の銀行推進員	合併後に再編する。
1583	建設	道路河川公園	83	緑化推進	花と緑の銀行助成金事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1584	建設	道路河川公園	84	都市公園条例	都市公園条例に関する事務	合併後に新たな条例を制定する。
1585	建設	道路河川公園	85	都市施設の決定及び変更	都市施設（公園緑地施設）の計画決定及び変更	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1586	建設	道路河川公園	86	都市公園内の建築許可	都市公園内の建築許可（都市計画法53条）	富山市の例により統合する。
1587	建設	道路河川公園	87	宅地造成規制法許可	区画整理、開発行為による公園の帰属	合併時に再編する。
1588	建設	道路河川公園	88	公園緑地の維持管理	公園占用許可	富山市の例により統合する。
1589	建設	道路河川公園	89	公園緑地の維持管理	公園愛護会への助成	合併時に再編する。
1590	建設	道路河川公園	90	都市公園台帳	都市公園台帳の作成・保管	富山市の例により統合する。
1591	建設	道路河川公園	91	緑化推進	緑化審議会事務	富山市の例により統合する。
1592	建設	道路河川公園	92	緑化推進	緑化推進機構に関すること	合併後に再編する。 募金方法は富山市・山田村・細入村の例により統合する。
1593	建設	道路河川公園	93	地域防災計画	地域防災計画の策定	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に新たな計画を策定するものとする。
1594	建設	道路河川公園	94	防災会議	防災会議	合併後、新市においても設置するが、その構成員は、新市において調整する。
1595	建設	道路河川公園	95	関係機関及び団体との連絡調整	関係機関及び団体との連絡調整	合併時に再編する。
1596	建設	道路河川公園	97	防災啓発事業	防災啓発事業	富山市の例により統合する。
1597	建設	道路河川公園	98	災害対策本部	災害対策本部	富山市の例により統合する。
1598	建設	道路河川公園	99	防災施設	防災施設	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1599	建設	道路河川公園	100	備蓄物資	備蓄物資	合併後に再編する。
1600	建設	道路河川公園	101	防災服の貸与	防災服の貸与	合併時に廃止する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1601	建設	道路河川公園	102	防災気象情報システム	防災気象情報システム	富山市・山田村の例により統合する。
1602	建設	道路河川公園	103	防災行政無線	防災行政無線	現行のとおり新市に引継ぎ、合併後にシステムの見直しを図る。なお、合併時に暫定的に地域防災系による一元化を図る。
1603	建設	道路河川公園	104	水防	水防計画	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に新たな計画を策定する。
1604	建設	道路河川公園	105	水防	浸水対策計画	現行のとおり新市に引き継ぐが、緊急時の対応については、合併時に再編する。
1605	建設	道路河川公園	106	水防	常願寺右岸水防市町村組合	合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入することとする。
1606	建設	道路河川公園	107	水防	水防協議会	富山市・婦中町の例により統合する。
1607	建設	道路河川公園	108	水防	水防訓練	富山市・大山町の例により統合する。
1608	建設	道路河川公園	109	環境保全	自然保護協会事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1609	建設	住宅営繕	1	市町村営住宅の総合計画	市町村営住宅の総合計画策定	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に各市町村の現計画を基に、新たな計画を策定するものとする。
1610	建設	住宅営繕	3	市町村営住宅の管理	市町村営住宅の財産管理、維持管理等	現行のとおり、新市に引き継ぐ。 なお、維持管理は、富山市の例により統合する。
1611	建設	住宅営繕	4	市町村営住宅入居者への許可	市町村営住宅の入退去事務	合併時に富山市の例により統合する。
1612	建設	住宅営繕	5	市町村営住宅入居者審査委員会	市町村営住宅入居基準諮問委員会	合併時に再編する。
1613	建設	住宅営繕	6	市町村営住宅使用料の徴収及び督促等滞納整理	市町村営住宅使用料の徴収及び督促等滞納整理	富山市の例により統合する。
1614	建設	住宅営繕	7	市町村営住宅明渡し等訴訟事務	市町村営住宅明渡し等訴訟事務	富山市の例により統合する。
1615	建設	住宅営繕	8	賃貸住宅の維持管理	賃貸住宅の維持管理	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1616	建設	住宅営繕	9	賃貸住宅の維持管理	賃貸住宅の整備	富山市の例により統合する。
1617	建設	住宅営繕	10	特定公共賃貸住宅の維持管理	特定公共賃貸住宅の維持管理	合併時に富山市の例を基本に再編する。
1618	建設	住宅営繕	12	市町村有建築物の建築、設備工事	市町村有建築物の建築、設備工事	富山市の例により統合する。
1619	建設	住宅営繕	13	地域特別賃貸住宅の維持管理	地域特別賃貸住宅の維持管理	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1620	建設	住宅営繕	15	市町村営住宅の家賃	市町村営住宅の家賃算定	家賃は国の基準に基づき定める。 その算定の基になる利便性係数については、富山市の例により再編する。 その結果、新市の家賃が従前の家賃を上回る場合は、平成17年度から平成21年度までの5か年度で段階的に調整するものとする。
1621	教育	学校教育	1	教育委員会事務	教育委員会（定例会）	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1622	教育	学校教育	2	教育委員会事務局職員の 任免	学校等の用務員・調理員任免	合併時に富山市の例により統合する。
1623	教育	学校教育	3	教育委員会事務局職員	事務局職員昇級、給与、福利厚生、被服等	合併時に再編する。
1624	教育	学校教育	4	教育委員会事務局職員	用務員の昇級、給与、福利厚生、被服等	合併時に再編する。
1625	教育	学校教育	5	教育委員会事務局職員	調理員の昇級、給与、福利厚生、被服等	合併時に再編する。
1626	教育	学校教育	7	安全衛生委員会等	安全衛生委員会等	合併時に規定を定め、衛生委員会等を設置する。
1627	教育	学校教育	9	叙位・叙勲表彰	叙位・叙勲表彰	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1628	教育	学校教育	11	教育統計調査	地方教育費調査	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1629	教育	学校教育	12	教育統計調査	統計資料	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1630	教育	学校教育	13	規則、規定等の制定改廃及 び公告	規則、規定等の制定改廃及び公告	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1631	教育	学校教育	14	教育委員会	教育委員会に係る情報公開及び個人情報の保護	合併時に再編する。 新市においては、国等の制度を参考とし、個人情報保護制度を設ける。
1632	教育	学校教育	15	教育委員会	市町村教育委員会連合会事務局	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1633	教育	学校教育	18	教育委員会	都市教育長会事務局	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1634	教育	学校教育	19	幼稚園	公立幼稚園の保育料の設定	現行のとおり、新市に引き継ぎ、5年で統一料金を設定する。
1635	教育	学校教育	21	幼稚園	公立幼稚園の統廃合	合併後、新市において各事例ごとに検討する。
1636	教育	学校教育	22	幼稚園	幼稚園交流	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1637	教育	学校教育	23	幼稚園教育振興	幼・保・小連携推進	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1638	教育	学校教育	24	幼稚園教育振興	幼・保一元化	合併後、新市において検討する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1639	教育	学校教育	25	教職員の任免、人事異動、 服務監督	教職員の任免、人事異動、服務監督	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1640	教育	学校教育	27	教職員の任免、人事異動、 服務監督	非常勤教職員の採用	合併時に雇用条件を統一する。 合併後当分の間、特別な事情のある各町村において、独自採用を引き継ぐ。
1641	教育	学校教育	28	教職員の給与、福利厚生	教職員の給与、福利厚生	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1642	教育	学校教育	29	県費負担教職員	県費負担教職員に関すること	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1643	教育	学校教育	30	教職員の勤務成績の評定	教職員の勤務成績の評定	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1644	教育	学校教育	31	校長会、教頭会等への補助	校長会、教頭会等への補助	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
1645	教育	学校教育	32	叙位・叙勲	叙位・叙勲	合併時に再編する。
1646	教育	学校教育	33	通学区域	通学区域審議会	合併後、新市においても設置するが、その構成員は新市において調整する。
1647	教育	学校教育	34	通学区域	通学区域事務	通学区域は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 就学指定校変更許可要件は、合併後、緩和の方向で統一する。 区域外就学許可要件（他市町村間）は、合併時まで統一する。
1648	教育	学校教育	35	通学区域	児童生徒受託（区域外）	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後再編する。
1649	教育	学校教育	36	就学関係	就学関係事務	合併時に富山市の例により統合する。 なお、コンピュータシステムについては、大沢野町・婦中町の例により統合する。
1650	教育	学校教育	37	調査統計	学校関係各種調査統計	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1651	教育	学校教育	38	私学等助成	私立高等学校・幼稚園補助	合併時に富山市の例により統合する。
1652	教育	学校教育	39	学校施設の保守	小中学校幼稚園施設の保守	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、委託内容等について再編する。
1653	教育	学校教育	42	学校施設の財産管理	学校施設の財産管理（学校用地の借上げ等）	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に統一を図るよう努める。
1654	教育	学校教育	43	学校運営費の管理	小中学校・幼稚園運営費の管理	合併時に再編する。
1655	教育	学校教育	44	学校運営費の管理	小中学校、幼稚園のごみ処理関係	合併時に富山市の例により統合する。
1656	教育	学校教育	47	学校施設建設実施計画	校内LAN整備	合併後に整備方針を検討する。
1657	教育	学校教育	48	学校施設建設実施計画	学校施設整備、改修、補修	合併時に再編する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1658	教育	学校教育	49	学校再編	学校再編	合併後、新市において各事例ごとに検討する。
1659	教育	学校教育	50	就学援助	スクールバス運営	現行のとおり新市に引き継ぐ。
1660	教育	学校教育	51	就学援助	奨学金	合併時に富山市の例を基本に再編する。 なお、既契約者については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
1661	教育	学校教育	52	就学援助	入学・卒業祝品	合併後、廃止を含めて検討する。
1662	教育	学校教育	53	就学援助	要保護・準要保護就学援助	合併時に6町村の例により統合する。 なお、認定基準については、合併時まで富山市や他市の状況を見ながら基準（要綱）を検討する。
1663	教育	学校教育	55	就学援助	遠距離通学補助	現行のとおり新市に引き継ぐ。
1664	教育	学校教育	56	就学援助	公・私立幼稚園就園奨励費	合併時に富山市、八尾町、婦中町の例により統合する。
1665	教育	学校教育	57	学校訪問	学校訪問研修会指導	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1666	教育	学校教育	58	学校訪問	教科等指導員	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1667	教育	学校教育	59	教員の研修	教員の研修制度	合併時に再編する。
1668	教育	学校教育	60	教員の研修	学校教育研究会事業育成	合併時に再編する。
1669	教育	学校教育	61	教員の研修	教育実習	合併時に富山市の例により統合する。
1670	教育	学校教育	62	教員の研修	内地留学	合併時に富山市の例により統合する。
1671	教育	学校教育	63	教育研究指定	研究指定校	単独の研究指定校については、合併時に廃止する。 国・県の事業については、合併時に再編する。 学校の指定については、合併後に検討する。
1672	教育	学校教育	64	学習成果発表会	各種学習発表会	合併時に再編する。
1673	教育	学校教育	65	教育実践記録	教育実践記録	合併時に富山市の例により統合する。
1674	教育	学校教育	66	障害児教育	障害児適正就学指導	合併時に再編する。
1675	教育	学校教育	67	障害児教育	障害児介助員	現行のとおり、新市に引き継ぐ。 なお、謝金については、合併時に再編する。
1676	教育	学校教育	69	教育センター	教育センター	合併時に富山市教育センターに統合する。 なお、各地域独自の事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1677	教育	学校教育	70	教育センター	上婦負視聴覚ライブラリー	合併時に富山市の例により統合する。
1678	教育	学校教育	71	教育研究所	教育課程研究集会	合併時に富山市の例により統合する。
1679	教育	学校教育	72	教育研究所	授業・評価改善	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1680	教育	学校教育	73	教育研究所	和楽器活用推進	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に統合を検討する。
1681	教育	学校教育	75	学校インターネット	学校インターネット	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
1682	教育	学校教育	76	学校イントラネット	学校イントラネット	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
1683	教育	学校教育	77	児童生徒指導	児童生徒指導	現行のとおり、新市に引き継ぐ。 ただし、防災対策については、合併時に富山市の例により統合するが、その内容については、合併後に検討する。
1684	教育	学校教育	78	児童生徒指導	生徒指導対策	現行のとおり、新市に引き継ぐ。 ただし、すこやかふれいあい事業は、合併時に廃止する。
1685	教育	学校教育	80	児童生徒指導	生徒理解検査	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に検討する。
1686	教育	学校教育	81	国際交流教育	国際交流教育	国際交流教育事業については、合併後にその内容等を検討するが、学校間相互の姉妹校交流については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
1687	教育	学校教育	83	外国籍児童生徒対応指導	外国籍児童生徒対応指導	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1688	教育	学校教育	84	教育相談	心の教室相談員	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1689	教育	学校教育	85	教育相談	不登校対策相談員	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1690	教育	学校教育	86	教育相談	教育相談員	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1691	教育	学校教育	88	学校人権同和教育	人権教育	合併時に富山市の例により統合する。
1692	教育	学校教育	89	特色ある学校づくり	特色ある学校づくり	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1693	教育	学校教育	90	自然教室	自然教室及び集団宿泊推進事業	現行のとおり新市に引き継ぐが、対象者は、市域全域とする。
1694	教育	学校教育	92	小中学校体育振興	中学校体育連盟補助	合併時に再編する。
1695	教育	学校教育	94	小中学校体育振興	中学校部活動非常勤講師	合併時に大沢野町・大山町を除く5市町村の例により統合する。
1696	教育	学校教育	95	小中学校体育振興	学校体育関係行事	合併時に再編する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1697	教育	学校教育	96	休業日と授業日の振替	休業日と授業日の振替	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1698	教育	学校教育	97	学校評議員	学校評議員	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
1699	教育	学校教育	99	教科書関係	教科書・準教科書・副読本・ワークブック	合併時に6町村の例により統合する。 教科書の採択については、合併後、同一採択地区とする。
1700	教育	学校教育	100	教育研究指定	総合的な学習推進	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に支援方法等を検討する。
1701	教育	学校教育	101	教育指導	校外行事（幼・小・中）	合併時に富山市の例により統合する。
1702	教育	学校教育	102	教育指導	学校行事（幼・小・中）	合併時に富山市の例により統合する。
1703	教育	学校教育	103	教育指導	学校教育指導方針	合併時に富山市の例により統合する。
1704	教育	学校教育	104	教育指導	指導要録・出席簿	合併時に富山市・大山町・八尾町・婦中町の例により統合する。
1705	教育	学校教育	105	教育指導	通知表	合併時に富山市・大山町・八尾町・婦中町の例により統合する。
1706	教育	学校教育	106	教育指導	英語活動指導助手	合併時に富山市の例により統合する。
1707	教育	学校教育	107	教育指導	語学指導助手（ALT）	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1708	教育	学校教育	108	教育指導	学校司書配置	現行のとおり新市に引継ぎ、合併後に再編する。
1709	教育	学校教育	109	小中学校文化振興	小中学校文化振興各種事業	合併時に再編する
1710	教育	学校教育	110	小中学校体育振興	全国大会等出場助成	合併時に再編する。
1711	教育	学校教育	111	細入村、大沢野町学校組合	細入村大沢野町学校組合	合併の日の前日をもって解散し、財産及びその事務等は、新市に引き継ぐこととする。
1712	教育	学校教育	112	学校保健	学校保健に係る各種検査	合併時に富山市の例により統合する。 なお、検査単価については、合併時に再編する。
1713	教育	学校教育	113	学校保健	教職員の健康診断	合併時に再編する。
1714	教育	学校教育	114	学校保健	水質検査・空気環境の測定	検査単価については、合併時に再編する。 空気環境測定検査については、合併後、検査実施校の選定基準を定める。
1715	教育	学校教育	115	学校保健	学校保健会	合併後、新市においても設置するが、その構成員については、新市において調整する。
1716	教育	学校教育	116	学校保健	歯の優良児童表彰	現行のとおり新市に引き継ぐが、合併時に推薦基準を再編する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1717	教育	学校教育	117	学校保健	日本スポーツ振興センター掛金	合併時に統一する。
1718	教育	学校教育	118	学校保健	学校災害賠償補償保険	合併時に富山市の例により統合する。
1719	教育	学校教育	119	学校保健	小児生活習慣病予防対策	検査項目については、合併時に富山市の例を基本に統合する。 なお、予防教室実施会場は、1箇所とする。
1720	教育	学校教育	120	学校保健	保健関係統計	合併時に調査項目を再編する。 なお、保健統計書については、富山市の例により作成する。
1721	教育	学校教育	121	学校保健	感染症予防対策	合併時に再編する。
1722	教育	学校教育	122	学校保健	学校プール監視補助員	合併時に富山市の例により統合する。 ただし、アルバイト監視員については、合併時に再編する。 なお、プールの開放時間は、地域の実情を考慮する。
1723	教育	学校教育	123	学校保健	学校保健管理	合併時に富山市の例により統合する。
1724	教育	学校教育	124	学校保健	学校保健研修	合併時に富山市の例により統合する。
1725	教育	学校教育	125	学校医	学校三師	合併時に富山市の例を基本に統合する。
1726	教育	学校教育	126	学校医	学校三師の報酬等	合併時に富山市の例により統合する。
1727	教育	学校教育	127	学校医	就学時健康診断	合併時に診断様式を再編する。
1728	教育	学校教育	128	学校医	専門医制度	合併時に富山市の例により統合する。
1729	教育	学校教育	129	学校給食運営方式	学校給食運営方式	学校給食用物資の購入については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、合意が得られた地域から順次財団法人富山市学校給食会委託へ移行する。
1730	教育	学校教育	130	学校給食センター運営	学校給食調理場の運営	現行のとおり新市に引き継ぐ。
1731	教育	学校教育	131	給食施設の維持管理	学校給食施設、設備、備品の管理	合併時に富山市の例により統合する。
1732	教育	学校教育	132	学校給食	学校給食費	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、統一する。
1733	教育	学校教育	133	学校給食	学校給食献立作成	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
1734	教育	学校教育	134	給食の調理及び配送・配膳	学校給食の調理及び配送・配膳	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1735	教育	学校教育	135	給食の衛生管理	学校給食食器・食缶等の清掃保管	合併時に再編する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1736	教育	学校教育	136	給食の衛生管理	学校給食従事者検便	合併時に再編する。
1737	教育	学校教育	137	給食の衛生管理	学校給食被服支給	合併時に再編する。
1738	教育	学校教育	138	給食の衛生管理	給食用食器検査	合併時に富山市の例により統合する。
1739	教育	学校教育	140	給食の衛生管理	給食用食材検査（主食・牛乳）	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1740	教育	学校教育	141	給食の衛生管理	給食用食材検査（副食）	合併時に富山市の例により統合する。
1741	教育	学校教育	142	給食の栄養指導及び栄養改善	給食の栄養指導及び栄養改善	合併時に富山市の例により統合する。
1742	教育	学校教育	144	給食調理員	調理員手配	合併時に手続きを統一する。
1743	教育	学校教育	145	給食調理員	調理員研修	合併時に再編する。
1744	教育	学校教育	146	学校給食	学校給食研究会、協議会	合併後、新市においても設置するが、その構成員は新市において調整する。
1745	教育	学校教育	147	学校給食	学校訪問（栄養指導）	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1746	教育	学校教育	148	給食施設の維持管理	廃棄物の処理	合併時に富山市の例により統合する。
1747	教育	学校教育	151	幼稚園	公立幼稚園の受け入れ年齢、通園区域	就園年齢は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 通園区域は、新市全域とする。
1748	教育	学校教育	152	教育委員の任免	教育委員の任免	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1749	教育	学校教育	154	教育委員会事務局職員	学校等の用務員・調理員の配置	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。 なお、職名については、合併時に再編する。
1750	教育	学校教育	155	私学等助成	公・私立幼稚園の第3子以降保育料軽減事業	合併時に富山市と婦中町の例により統合する。
1751	教育	生涯学習	1	施設の運営等	図書館施設の所在地及び運営状況	図書館施設は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 合併後に、山田村、細入村の図書館にコンピュータシステムを整備するとともに、図書館のネットワークシステムを構築する。
1752	教育	生涯学習	2	施設の維持管理等	図書館の維持管理等	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1753	教育	生涯学習	5	資料	資料の収集状況（図書館）	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1754	教育	生涯学習	6	資料	資料の収集方法（図書館）	収集方針については、合併時に再編する。 選書方法については、合併時に富山市の方式に統合する。 購入方法については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1755	教育	生涯学習	7	資料	資料の保存及び除籍（図書館）	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に富山市や他市の事例等を参考に再編する。
1756	教育	生涯学習	8	資料	図書装備	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1757	教育	生涯学習	9	閲覧・貸出	図書館利用基準	合併時に富山市の例により統合する。
1758	教育	生涯学習	10	閲覧・貸出	図書館利用状況	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1759	教育	生涯学習	11	相談業務	図書館相談業務	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1760	教育	生涯学習	12	相互貸借	図書館相互貸借	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1761	教育	生涯学習	13	団体サービス	図書館団体サービス	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1762	教育	生涯学習	14	福祉サービス	図書館福祉サービス	合併時に富山市の例により統合する。
1763	教育	生涯学習	15	図書館協議会	図書館協議会	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
1764	教育	生涯学習	16	図書館協議会	読書サークル協議会	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1765	教育	生涯学習	17	研究会・講習会・資料展示会	児童お話し会等	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1766	教育	生涯学習	18	研究会・講習会・資料展示会	読み語り等講座	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1767	教育	生涯学習	19	研究会・講習会・資料展示会	図書館利用推進事業	現行のとおり新市に引き継ぐが、合併後に再編する。
1768	教育	生涯学習	20	研究会・講習会・資料展示会	図書館企画展の開催	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1769	教育	生涯学習	21	コンピュータ・システム	A Vシステム	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1770	教育	生涯学習	23	コンピュータ・システム	図書館業務システム（資料データ）	現行のとおり新市に引き継ぐが、合併後、コンピュータシステム更新時に順次統合を図る。
1771	教育	生涯学習	24	コンピュータ・システム	図書館情報提供システム	現行のとおり新市に引き継ぐが、合併後、コンピュータシステム更新時に順次統合を図る。
1772	教育	生涯学習	25	移動図書館	移動図書館	現行のとおり新市に引き継ぐが、運用等については、合併後、新市において検討する。
1773	教育	生涯学習	26	美術館・博物館、科学館等	美術館・博物館、科学館等維持管理運営	現行のとおり、新市に引き継ぐ。 運営形態、入館料などは、合併後、新市において検討する。 減免規定は、合併時まで再編する。
1774	教育	生涯学習	27	美術館・博物館、科学館等	美術館・博物館、科学館等事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1775	教育	生涯学習	28	美術館・博物館、科学館等	美術館・博物館、科学館等協議会	現行のとおり、新市においても設置する。
1776	教育	生涯学習	29	生活学校	生活学校	合併時に再編する。
1777	教育	生涯学習	30	社会教育委員	社会教育委員	合併後、新市において社会教育委員を設置するが、その構成員は、新市において調整する。
1778	教育	生涯学習	31	社会教育関係団体の育成 援助	P T A 連合会への支援	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1779	教育	生涯学習	32	社会教育関係団体の育成 援助	社会教育関係団体の奨励と育成	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1780	教育	生涯学習	33	人権同和学習	人権学習推進	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1781	教育	生涯学習	34	生涯学習の推進	生涯学習推進の企画	現行のとおり、新市に引き継ぐ。 なお、社会教育施設の土日無料開放については、合併時に富山市の例により統合する。
1782	教育	生涯学習	35	生涯学習の推進	全国生涯学習市町村協議会への参加	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1783	教育	生涯学習	36	生涯学習推進委員	生涯学習推進委員	合併時に廃止する。
1784	教育	生涯学習	37	生涯学習の推進	社会教育大会	合併時に廃止する。 なお、教育委員会表彰のあり方は新市で協議する。
1785	教育	生涯学習	38	生涯学習の推進	生涯学習フェスティバル（文化祭、音楽祭、美術展）	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1786	教育	生涯学習	39	文化振興	公募美術展	合併時に再編する。なお、神通峡美術展については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
1787	教育	生涯学習	41	植物園	植物園維持管理	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1788	教育	生涯学習	42	働く女性の家	働く女性の家	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1789	教育	生涯学習	43	生涯学習情報提供システム	生涯学習情報提供システムの活用	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1790	教育	生涯学習	44	生涯学習情報提供システム	公共施設予約システム	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後にそのあり方を検討する。
1791	教育	生涯学習	46	大学等との交流事業	大学等との交流事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1792	教育	生涯学習	47	生涯学習情報誌の発行	生涯学習情報誌の発行	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に、そのあり方を検討する。
1793	教育	生涯学習	48	生涯学習施設	生涯学習施設の管理運営	現行のとおり、新市に引き継ぐ。 使用料の減免規定は、合併後、新市において検討する。
1794	教育	生涯学習	49	生涯学習センター管理運営	生涯学習施設の事業	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、企画・運営等のあり方について検討する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1795	教育	生涯学習	51	日本海文化研究所	日本海文化研究事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1796	教育	生涯学習	52	生涯学習推進普及啓発	I T講習会の開催	現行のとおり、新市に引き継ぐ。 なお、受講料等については、合併時に再編する。
1797	教育	生涯学習	53	生涯学習推進普及啓発	生涯学習コミュニティフォーラムの開催	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1798	教育	生涯学習	54	子ども元気活動支援センター事業	子ども元気活動支援センター事業の実施	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1799	教育	生涯学習	55	学校開放の推進	学校開放の推進	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1800	教育	生涯学習	56	ふるさとづくり推進事業	ふるさとづくり推進事業の委託・助成	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に、そのあり方を検討する。
1801	教育	生涯学習	57	まちづくり講師派遣事業	まちづくり講師の派遣	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に、そのあり方を検討する。
1802	教育	生涯学習	58	生涯学習団体支援	生涯学習団体の支援	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1803	教育	生涯学習	59	指定文化財（有形文化財）の保護管理	指定文化財（有形文化財）の保護管理	現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、補助金交付要綱は合併時に作成する。
1804	教育	生涯学習	60	指定文化財（無形文化財）の保護管理	指定文化財（無形文化財）の保護管理	現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、補助金交付要綱は合併時に作成する。
1805	教育	生涯学習	61	指定文化財（民俗文化財）の保護管理	指定文化財（民俗文化財）の保護管理	現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、補助金交付要綱は合併時に作成する。
1806	教育	生涯学習	62	指定文化財（記念物）の保護管理	天然記念物の保護管理	現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、補助金交付要綱は合併時に作成する。
1807	教育	生涯学習	63	国登録文化財の保護管理	国登録文化財の保護管理	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1808	教育	生涯学習	64	埋蔵文化財	埋蔵文化財の保護管理	合併時に再編する。
1809	教育	生涯学習	65	埋蔵文化財	埋蔵文化財の資料整備	合併時に再編する。
1810	教育	生涯学習	66	埋蔵文化財	埋蔵文化財の保存処理	合併時に再編する。
1811	教育	生涯学習	67	埋蔵文化財	埋蔵文化財の発掘調査	合併時に再編する。
1812	教育	生涯学習	68	埋蔵文化財	遺跡確認調査	合併時に再編する。
1813	教育	生涯学習	69	未指定・未登録文化財	未指定未登録資料調査	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1814	教育	生涯学習	70	未指定・未登録文化財	文化財指定・登録	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1815	教育	生涯学習	71	文化財の普及と活用	文化財関連イベント	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1816	教育	生涯学習	72	文化財の普及と活用	文化財説明板・案内板設置等	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1817	教育	生涯学習	73	文化財の普及と活用	文化財関係刊行物の発行	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1818	教育	生涯学習	74	恐竜化石調査事業	恐竜化石発掘調査事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1819	教育	生涯学習	76	施設の設置・廃止の計画	自治公民館補助	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に一定期間を経て再編する。
1820	教育	生涯学習	77	公民館の維持管理等	公民館施設の維持管理等	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1821	教育	生涯学習	78	公民館の運営等	公民館施設の運営等	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
1822	教育	生涯学習	79	公民館の運営等	公民館における講座等	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1823	教育	生涯学習	81	公民館の運営等	公民館連絡協議会	合併時に再編する。
1824	教育	生涯学習	82	公民館の運営等	公民館長会・主事会	現行のとおり新市に引き継ぐが、合併後に再編する。
1825	教育	生涯学習	83	公民館の運営等	公民館運営審議会	合併後、新市においても設置するが、その構成員は、新市において調整する。
1826	教育	生涯学習	84	公民館の運営等	公民館職員の任用等	現行のとおり新市に引き継ぐが、合併後に再編する。
1827	教育	生涯学習	86	富山外国語専門学校	富山外国語専門学校の運営	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1828	教育	生涯学習	87	富山ガラス造形研究所	富山ガラス造形研究所の運営	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1829	教育	生涯学習	88	文化財審議会	文化財審議会	合併後、新市においても設置するが、その構成員は、新市において調整する。
1830	教育	スポーツ	1	体育施設管理業務	市町村民プール運営管理	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
1831	教育	スポーツ	3	体育施設の維持管理	屋外体育施設管理	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
1832	教育	スポーツ	4	体育施設の維持管理	屋内体育施設管理	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
1833	教育	スポーツ	5	体育施設の維持管理	体育施設優先貸付	合併時に富山市の例により統合する。
1834	教育	スポーツ	8	体育施設の維持管理	社会体育施設の予約システム	合併時に富山市の例により統合する。
1835	教育	スポーツ	9	学校体育施設の開放	学校体育施設の開放	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1836	教育	スポーツ	10	体育協会	体育協会	7市町村共通の団体については、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。ただし、個々の実情により、統合に期間を要する団体については、将来統合するよう調整に努めるものとする。
1837	教育	スポーツ	11	スポーツ振興審議会	スポーツ振興審議会	合併後、新市において設置するが、その構成員などは新市において調整する。
1838	教育	スポーツ	12	体育指導員	体育指導員	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
1839	教育	スポーツ	13	各種スポーツ教室の開催	スポーツ指導者講習会の開催	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
1840	教育	スポーツ	14	各種スポーツ教室の開催	各種スポーツ教室の開催	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
1841	教育	スポーツ	15	各種スポーツ大会の開催・開催補助	地域体育振興事業補助	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
1842	教育	スポーツ	16	各種スポーツ大会の開催・開催補助	各種体育大会派遣補助	合併時に富山市の例により統合する。
1843	教育	スポーツ	17	各種スポーツ大会の開催・開催補助	各種スポーツ大会の開催・開催補助	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
1844	教育	スポーツ	18	県体育大会	県体育大会の派遣補助	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
1845	教育	スポーツ	19	県都市体育大会	県都市体育大会	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
1846	教育	スポーツ	20	総合型地域スポーツクラブ	総合型地域スポーツクラブ	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1847	教育	スポーツ	22	小・中学生スポーツ教室	小・中学生スポーツ教室	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
1848	教育	スポーツ	25	スポーツ・レクリエーションの振興	スポーツ・レクリエーションの振興	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
1849	教育	スポーツ	26	他都市とのスポーツ交流	他都市とのスポーツ交流	現行のとおり新市に引き継ぐが、合併後、そのあり方を検討する。
1850	教育	スポーツ	27	スポーツ少年団	スポーツ少年団（事業・補助）	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
1851	上下水道	水道	1	上下水道事業の基本計画等	上下水道事業の財政計画	合併後、新市の事業計画を基に新たな財政計画を策定する。
1852	上下水道	水道	6	上下水道事業の物品契約	上下水道事業の物品の購入・修理及びメーターの購入	合併時に再編する。
1853	上下水道	水道	9	水道・下水道使用開始・廃止届等の受付等	水道・下水道使用開始・廃止届等の受付等	受付等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、中止の場合、希望により量水器を取り外すが、手数料は徴収しない。 合併時に時間外受付に対応できるよう再編する。

	専門部会名	分科会名	小項目コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1854	上下水道	水道	11	水道及び下水料金の徴収	水道及び下水料金の徴収・滞納整理等 (水道料金の算定方法)	検針・賦課・調定については、合併時に富山市・八尾町・婦中町の例により統合する。 月中途異動等の料金賦課方法については、合併時に富山市の例により統合する。 上水道使用料の減免については、合併時に富山市・山田村の例により統合する。
					水道及び下水料金の徴収・滞納整理等 (排除汚水量の算定)	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、料金の統一が図られた後、再編する。
					水道及び下水料金の徴収・滞納整理等 (下水道使用料の算定方法)	区域外流入については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 月中途異動等の料金賦課方法については、合併時に富山市の例により統合する。 ただし、大沢野町及び山田村については使用日数が15日以下の場合、大沢野町は基本料金を1/2、山田村は使用料を1/2とする。 下水道使用料の減免については、合併時に大山町・山田村を除く5市町村の例により統合する。
1855	上下水道	水道	12	水道及び下水料金の徴収	給水停止	合併時に再編する。
1856	上下水道	水道	13	給水量及び排水量の検針	給水量及び排水量の検針・検針委託・排水量の計測	合併時に再編する。 検針員の人員、拠点等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、再編する。
1857	上下水道	水道	14	水道メーターの取付け・取替え・取外し	水道メーターの取替え・取付け・取外し	合併時に再編する。
1858	上下水道	水道	15	貯蔵品管理	量水器・薬品・材料等の入出庫	たな卸資産管理品目については、量水器と防災用備蓄資材とする。 たな卸資産評価方法については、先入先出法を採用する。 貯蔵品の管理方法については、合併時に富山市の例により統合する。
1859	上下水道	水道	16	水道施設用地の取得	水道施設用地の取得	合併時に富山市・大山町の例により統合する。 なお、既着手事案については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
1860	上下水道	水道	17	配水施設の維持管理	配水施設の維持管理	修繕対応、配管図については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、再編する。ただし、緊急連絡体制については、合併時に再編する。 仕様書、施設管理区分については、合併時に富山市の例により統合する。 積算基準、漏水修繕データの様式等については、合併時に再編する。 事故対策要綱については、合併後、富山市の例により統合する。
1861	上下水道	水道	18	給水装置工事の設計審査・工事検査	給水装置工事の設計審査・工事検査	合併時に富山市の例により統合する。
1862	上下水道	水道	20	給水台帳の整備保管	給水台帳の整備保管	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、再編する。
1863	上下水道	水道	21	給水装置工事の構造及び材質の指定	給水装置工事の構造及び材質の指定	合併時に富山市の施行基準を参考に統合する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1864	上下水道	水道	23	消火栓の維持管理	消火栓の維持管理	消火栓室の形状については、合併後に再編する。 消火栓等修繕は、合併後に富山市の例により統合する。
1865	上下水道	水道	24	緊急給水	緊急給水	合併後に再編する。
1866	上下水道	水道	25	配水管等の漏水防止対策	配水管等の漏水防止対策	合併後、新市において同防止対策の新たな計画を策定する。
1867	上下水道	水道	26	給水装置工事業者の指定	給水装置工事業者の指定	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1868	上下水道	水道	29	集中検針方式の取扱い	集中検針方式の取扱い	合併時に富山市・婦中町の例により統合する。 なお、私設メーターの検定満期取替えについては、公費負担とする。
1869	上下水道	水道	30	水道料金等審議会	水道料金等審議会	合併後、富山市の例を参考に、新市において委員会を設置する。
1870	上下水道	水道	31	公印管理	公印管理	合併時に再編する。
1871	上下水道	水道	32	文書管理	文書管理	合併時に再編する。
1872	上下水道	水道	34	給与	給料・諸手当・被服	給料表については、他の中核市の例を参考に、給料表の統合に向けて協議し、合併時までに定める。 諸手当については、県基準を参考に統合する。 貸与被服制度については、関係市町村の実情を踏まえて、合併時までに定める。
1873	上下水道	水道	35	職員研修	職員研修	合併時に富山市の例により統合する。
1874	上下水道	水道	36	職員の安全衛生管理	職員の安全衛生管理	合併時に富山市の例により統合する。
1875	上下水道	水道	37	消防訓練	消防訓練	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1876	上下水道	水道	38	財産管理	庁舎・財産・公用車	合併時に富山市の例により統合する。
1877	上下水道	水道	40	ホームページの管理	ホームページの管理	合併時に富山市の例により統合する。
1878	上下水道	水道	41	条例・規則等の審査	条例・規則等の審査	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1879	上下水道	水道	42	情報公開制度	情報公開制度	合併時に再編する。 なお、水道モニター制度については、合併時に富山市の例により統合する。
1880	上下水道	水道	43	広報紙の編集・発行	広報紙の編集・発行	合併時に富山市の例により統合する。
1881	上下水道	水道	44	上下水道事業会計の出納	上下水道事業会計の出納等	合併時に富山市の例により統合する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1882	上下水道	水道	45	上下水道事業の工事検査	工事検査等	合併時に富山市の例により統合する。
1883	上下水道	水道	46	直圧給水(3階以上)	直圧給水(3階以上)	合併時に富山市の例により統合する。
1884	上下水道	水道	47	人事	職員の範囲・職の設置、就業規程・組合関係	職員の任免については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 職名については、合併時に再編する。
1885	上下水道	水道	48	上下水道事業の固定資産・減価償却事務	上下水道事業の固定資産計上方法等・減価償却事務	上水道等における固定資産の計上方法については、合併時に管種口径別に統一し、給水管は資産計上しない。 また、減価償却の方法については、新市では、みなし償却を採用しない。 簡易水道事業の固定資産台帳は、合併時までに6町村で作成する。 下水道事業における固定資産税台帳の作成については、富山市のシステムを採用する。 また、減価償却の方法については、みなし償却の方法を採用する。
1886	上下水道	水道	49	水道週間記念事業	水道週間記念事業	合併時に再編する。
1887	上下水道	水道	51	水道施設台帳の整備・保管	水道施設台帳の整備・保管(浄水場・ポンプ場・取水施設・管渠)	合併後に再編し、順次マッピングシステムへ移行する。
1888	上下水道	水道	55	簡易水道	簡易水道の補助管理	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1889	上下水道	水道	62	簡易水道	国道・県道・河川占用事務	現行のとおり、新市に引き継ぐが、更新窓口は、合併時に統合する。
1890	上下水道	水道	69	工業用水道	工業用水道事業の供給開始・廃止届等の受付等	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1891	上下水道	水道	71	工業用水道	工業用水道事業の供給規程	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1892	上下水道	水道	72	工業用水道	工業用水道施設用地の取得	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1893	上下水道	水道	73	工業用水道事業会計	工業用水道事業会計の出納等	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1894	上下水道	水道	74	工業用水道事業工事検査	工業用水道事業の工事検査等	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1895	上下水道	水道	75	工業用水道料金の収納金の収入整理	工業用水道料金の徴収	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1896	上下水道	水道	77	工業用水道工事の調査・設計・施工	量水器工事	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1897	上下水道	水道	78	工業用水道施設の維持管理	工業用水道施設の維持管理(量水器)	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1898	上下水道	水道	79	水道事業計画	水道事業計画の策定	合併時は、現計画を基本として事業を進め、合併後、新市において新たな計画を策定する。

	専門部会名	分科会名	小項目コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1899	上下水道	水道	80	水道工事の調査・設計・施工	水道工事の調査・設計・施工・補償	調査については、合併時に直営・委託の区分を再編する。 なお、地形図等は現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、再編する。 設計については、合併時に再編するが、使用材料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後地域特性などを考慮して再編する。 なお、システムについては、合併後に富山市の例により統合する。 施工については、合併時に富山市の例により統合するが、入札参加資格認定基準等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後再編する。 補償については、合併時に富山市の例により統合する。
1900	上下水道	水道	81	取水浄水施設の維持管理	取水浄水施設の維持管理	合併時に再編する。 なお、濁度計などの監視システムについては、合併後に再編する。
1901	上下水道	水道	83	水道の水質検査	水道の水質検査	合併時に水質検査体制を再編する。
1902	上下水道	水道	84	料金電算システム	料金電算システム	合併時に大沢野町・婦中町の例により統合するが、ソフトについては、富山市の例により統合する。
1903	上下水道	水道	85	水道マッピングシステム	水道マッピングシステム	合併後に再編する。
1904	上下水道	水道	86	工業用水道事業計画	工業用水道事業計画	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1905	上下水道	水道	87	工業用水道工事の調査・設計・施工	工業用水道工事の調査・設計・施工・補償	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1906	上下水道	水道	88	工業用水道施設の維持管理	工業用水道施設の維持管理（取水施設・管渠等）	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1907	上下水道	水道	89	工業用取水浄水施設の維持管理	工業用取水浄水施設等の維持管理	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1908	上下水道	水道	90	水道の認可申請	水道の認可申請	合併時に事業統合を行い、合併後、新事業計画に基づき変更認可申請を行う。
1909	上下水道	水道	91	水道施設の整備改良	水道施設の整備改良	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、新事業計画に基づき整備する。
1910	上下水道	水道	92	開発行為に伴う水道管整備	開発行為に伴う水道管整備	合併時に、設計・施工等の主体を再編する。
1911	上下水道	水道	93	水道加入金及び審査・検査手数料	水道加入金及び審査・検査手数料	水道（簡易水道）加入金及び設計審査・工事検査手数料については、合併時に富山市の体系を基本に一元化する。 ただし、富山市の水道加入金で設定されていない口径30mmについては、189,000円（税込み）とし、工事検査手数料については、2,000円とする。
1912	上下水道	水道	94	上下水道事業の会計方式	上下水道事業の会計方式	上下水道事業の会計方式については、合併時に「1事業1会計(企業会計)」に統一し、水道事業企業会計(簡易水道事業含む)、工業用水道事業企業会計、下水道事業企業会計の3会計とする。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針								
1913	上下水道	水道	95	上下水道事業の料金等	上下水道事業の料金等	<p>上水道料金については、合併時に水道使用料と簡易水道使用料の統一を図り、富山市の料金体系を基本に一元化するものとする。</p> <p>なお、富山市の料金表で設定されていない口径30mmの基本料金は、1,040円とし、超過料金は口径25mmに準ずるものとする。</p> <p>ただし、大沢野町及び山田村の簡易水道等利用者の一部については、合併後も現在の料金体系を適用し、できるだけ早く一元化に努めるものとする。</p> <p>また、上記ただし書きを除く加入者で、新市料金が旧町村料金を超える場合は、平成17年度から平成19年度までの3か年度については、段階的不均一料金を適用するものとする。</p> <p>新市の給水条例により計算した水道料金が、従前の料金を上回る場合は、当該上回る額に対して次の減免率を乗じて得た額を差し引くものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>減免率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年度</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>下水道料金については、現行のとおり、各市町村の料金体系を引き継ぐものとする。なお、数年後に適正な原価計算を基に下水道使用料の統一を図るものとする。</p> <p>上水道等の用途別料金については、合併時に富山市の体系を基本に統合する。</p> <p>消火栓使用料については、合併時に富山市の例により統合する。</p> <p>消費税の取扱いについては、合併時に外税とし、1円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>また、下水道使用料に係る消費税の取扱いも同様とする。ただし、大沢野町・山田村の使用料は、現行の100/105とする。</p> <p>なお、利用者への請求書や周知のためのパンフレット、ホームページ等においては、内税表示とする。</p>	年度	減免率	平成17年度	60%	平成18年度	40%	平成19年度	20%
年度	減免率													
平成17年度	60%													
平成18年度	40%													
平成19年度	20%													
1914	上下水道	水道	96	メーター使用料	水道及び簡易水道のメーター使用料	合併時に無料とする。								
1915	上下水道	下水道	4	下水道の普及促進	普及促進・未接続家屋指導	現行のとおり、新市に引き継ぐ。								
1916	上下水道	下水道	6	下水道受益者負担金	下水道受益者負担金の賦課・徴収・滞納整理	合併時に再編する。 なお、大山町の賦課時期については、現行のとおり新市に引き継ぐ。								

	専門部会名	分科会名	小項目コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1917	上下水道	下水道	7	下水道管渠の維持管理	下水道管渠の維持管理	体制については、現行のとおり新市に引き継ぐが、合併時に緊急連絡体制を確立する。 マンホールタイプは、現行のとおり新市に引き継ぐが、鍵部について、3タイプ以内で統一が可能なかを合併時まで検討する。 調査・補修について、合併後、実施計画を策定する。 情報の伝達体制について、合併時まで確立する。
1918	上下水道	下水道	8	排水設備等の計画確認及び工事検査	排水設備等の計画確認及び工事検査	合併時に再編する。
1919	上下水道	下水道	9	排水設備指定工事店の指定等	排水設備指定工事店の指定及び技術指導等	合併時に指定工事店（人）の有効期間・名称等を再編する。 技術指導等については、合併時に再編する。
1920	上下水道	下水道	10	雨水幹線の維持管理	公共下水道雨水渠	維持管理マニュアルについて、合併後、速やかに新市において策定する。 浸水対応マニュアルについて、合併後、速やかに富山市の例により統合する。
1921	上下水道	下水道	11	下水の水質検査及び水質管理	特定事業場の届出及び指導・立入検査等	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1922	上下水道	下水道	12	下水の水質検査及び水質管理	流域下水道接続点の水質調査	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1923	上下水道	下水道	13	ポンプ場の運転及び維持管理	ポンプ場の運転及び維持管理	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併時に管理体制、停電時における応急復旧対応方針を再編する。 維持管理マニュアルについては、合併後、速やかに策定する。
1924	上下水道	下水道	15	下水道料金等審議会	下水道料金等審議会	合併後、富山市の例を参考に新市において委員会を設置する。
1925	上下水道	下水道	17	「下水道の日」関連事業	「下水道の日」関連事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1926	上下水道	下水道	18	下水の水質検査及び水質管理	除害施設の届出及び検査	現行のとおり新市に引き継ぐが、様式等については、合併時に再編する。
1927	上下水道	下水道	19	水道及び下水料金の徴収	地域し尿料金の賦課・徴収・滞納整理	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1928	上下水道	下水道	20	下水道事業計画	下水道事業基本計画の策定	各処理区毎に基本計画を運用しているため、合併後も現計画を原則引き継ぐものとする。
1929	上下水道	下水道	21	下水道事業計画	公共下水道事業認可	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1930	上下水道	下水道	22	下水道工事に係る申請等	下水道工事に係る申請等	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1931	上下水道	下水道	23	下水道工事の補償	下水道工事の補償	現行のとおり、新市に引き継ぐ。 水道工事契約は、合併時に富山市の例により統合する。 工事被害補償は、合併時に富山市・婦中町の例により統合する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1932	上下水道	下水道	24	下水道管渠の調査・設計・ 施工	下水道管渠の調査・設計・施工	調査については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 設計については、合併時にシステムを統一する。 施工体制については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
1933	上下水道	下水道	25	下水道事業に係る用地取 得	下水道事業に係る用地取得	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1934	上下水道	下水道	26	公共下水道台帳の整備保 管	公共下水道台帳の整備保管	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
1935	上下水道	下水道	28	雨水幹線事業の土木工事 設計	公共下水道雨水渠	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1936	上下水道	下水道	29	下水の水質検査及び水質 管理	下水処理場の流入水・放流水の水質検査	試験項目等については、合併時に再編する。 実施体制については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
1937	上下水道	下水道	30	下水の水質検査及び水質 管理	下水処理場運転管理水の水質検査	汚泥試験項目等については、合併時に再編する。 汚泥試験体制及び日常試験については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
1938	上下水道	下水道	31	下水の水質検査及び水質 管理	下水処理場放流先の河川の水質検査	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1939	上下水道	下水道	32	下水処理場・ポンプ場の悪 臭・ばい煙等の検査	下水処理場・ポンプ場の悪臭・ばい煙等の検査	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1940	上下水道	下水道	33	開発行為に係る下水協議	開発行為に係る下水協議	合併時に大山町・婦中町の例により統合する。
1941	上下水道	下水道	34	私道への下水管布設	私道への下水管布設	合併時に富山市の例により統合する。
1942	上下水道	下水道	35	取付管及び公共汚水マス 設置工事	取付管及び公共汚水マス設置工事	取付け位置、取付け深さについては、合併時に富山市の例により統合 する。 設置個数、設置工事費用については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
1943	上下水道	下水道	36	下水道区域外流入	公共下水道区域外からの流入	接続基準については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 工事費用については、合併時に富山市・大山町・婦中町の例により統 合する。 運用基準については、合併時に富山市の例により統合する。
1944	上下水道	下水道	37	受益者負担金	受益者負担金の取扱	現行のとおり、新市に引き継ぎ、合併後も、現制度をそれぞれの地区 に適用するものとする。 公共下水道区域内における減免基準については、合併時に再編するが、 現在、婦中町で1/2保留されている者については、免除する。 公共下水道区域外の負担割合等については、現行のとおり新市に引き 継ぐ。 開発行為における負担単位については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 また、その負担金額については、現行制度をそれぞれの地区に適用し、 合併後、減免措置を統一する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1945	上下水道	下水道	38	水洗便所改造資金等	水洗便所改造資金等	合併時に富山市の例により統合するが、大山町の普及促進助成金交付制度は、平成17年度のみ存続する。 なお、八尾町の自家用汚水ポンプ場設置補助制度は廃止する。 低地等対策のためのポンプ設置については、現行のとおり各市町村の制度を引き継ぎ、合併後できるだけ早く統一する。
1946	消防	消防	2	人事	職員勤務評定	富山市の例により統合する。
1947	消防	消防	4	人事	衛生管理	合併時に再編する。
1948	消防	消防	5	人事	自己申告制度	富山市の例により統合するが、自己申告対象者は、管理職を除く職員とする。
1949	消防	消防	6	人事	懲戒取扱	富山市の例により統合する。
1950	消防	消防	7	人事	健康管理・感染防止	富山市の例により統合する。
1951	消防	消防	8	人事	職員研修	富山市の例により統合する。
1952	消防	消防	10	組織	消防本部の位置及び名称	位置は、現在の富山市消防本部とし、名称は、富山市消防局とするものとする。
1953	消防	消防	11	組織	消防署の位置、名称及び管轄区域	位置については、現行のとおり、新市に引き継ぐものとする。 名称については、現富山市は現行のとおりとし、各町では、『町』を削除したものとする。 管轄区域については、現行のとおり新市に引き継ぐが、山田村については現婦中町消防署、細入村については現大沢野町消防署が、管轄するものとする。 なお、山田村及び細入村の拠点については、合併後に検討するものとする。
1954	消防	消防	14	総務	消防例規	富山市の例により統合する。
1955	消防	消防	15	総務	消防関係手数料	火災予防条例に関する手数料については、大沢野町の例により統合する。 消防法及び石油コンビナート等災害防止法に関する手数料については、富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町の例により統合するが、石油コンビナート等災害防止法特定防災施設等検査については、富山市、婦中町の例により統合する。 救急証明については、富山市、婦中町の例により統合する。 防火管理者資格取得講習会受講証明については、富山市の例により統合する。 その他の証明については、富山市、婦中町の例により統合する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1956	消防	消防	16	総務	消防関係負担金	合併時に再編する。
1957	消防	消防	17	総務	消防関係補助金	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、そのあり方を検討する。 消防分団運営交付金については、合併時に再編する。
1958	消防	消防	18	総務	財産管理	合併時に再編する。
1959	消防	消防	19	総務	庁舎管理	現行のとおり、新市に引き継ぎ、合併後に再編する。 寝具使用形態については、合併時に再編する。
1960	消防	消防	20	総務	消防職員貸与品	規則等については、合併時に再編する。 なお、貸与品は、合併後に順次統一する。
1961	消防	消防	21	総務	消防職員委員会	合併時に再編する。
1962	消防	消防	22	総務	消防音楽隊	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1963	消防	消防	23	総務	消防職員表彰	合併時に富山市の例により統合する。
1964	消防	消防	24	総務	消防職員及び消防団員賞じゅつ	合併時に富山市の例により統合する。 なお、6町村は、富山県市町村総合事務組合から脱会する。
1965	消防	消防	28	警防	出動計画	合併時に再編する。
1966	消防	消防	29	警防	消防計画	合併後に再編する。 なお、合併時までに暫定的な消防計画を作成する。
1967	消防	消防	30	警防	安全管理	合併時に再編する。
1968	消防	消防	31	警防	警防業務(訓練等)	合併時に再編する。
1969	消防	消防	32	警防	地震災害応急対策	合併後に再編する。 なお、合併時までに暫定的な対策を定める。
1970	消防	消防	33	警防	消防災害防ぎょ活動	合併後に再編する。 なお、合併時までに暫定的な活動計画を定める。
1971	消防	消防	34	警防	車両整備計画	合併時に再編する。
1972	消防	消防	35	警防	自主防災育成	合併時に再編する。
1973	消防	消防	36	警防	消防資器材保守管理	富山市の例により統合する。
1974	消防	消防	37	警防	消防艇	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1975	消防	消防	38	警防	出初式・消防艇出初式	出初式については、合併後に再編する。 消防艇出初式については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1976	消防	消防	39	警防	緊急消防援助隊	合併時に再編する。
1977	消防	消防	40	警防	救急業務	出動計画については、合併時に再編する。 大規模救急事故救急救助活動指針、電話等による口頭指導要綱については、富山市の例により統合する。
1978	消防	消防	41	警防	応急手当普及啓発	合併時に再編する。
1979	消防	消防	42	警防	救急業務高度化推進事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1980	消防	消防	43	警防	高速自動車国道	合併時に再編する。
1981	消防	消防	44	警防	救急資器材保守管理	合併時に再編する。
1982	消防	消防	45	警防	救助業務	合併時に再編する。
1983	消防	消防	46	警防	救助資器材保守管理	合併時に再編する。
1984	消防	消防	48	警防	消防水利整備（開発行為）・修繕	合併時に再編する。
1985	消防	消防	49	予防	消防水利設置工事	合併時に再編する。
1986	消防	消防	50	警防	警防協定関係	合併後に必要性を勘案し、新たな協定を締結する。
1987	消防	消防	51	警防	銃砲刀剣類所持等取締法に基づく銃の管理	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1988	消防	消防	54	予防	火災予防の企画・指導・広報	富山市の例により統合する。
1989	消防	消防	55	予防	幼年消防クラブ・少年消防クラブ・女性防火クラブ	合併後に再編する。
1990	消防	消防	56	予防	防火対象物関係	富山市の例により統合する。
1991	消防	消防	57	予防	予防関係管理システム	富山市の例により統合する。
1992	消防	消防	58	予防	防火管理者の育成	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
1993	消防	消防	59	予防	建築の許可・認可・確認同意	富山市の例により統合する。
1994	消防	消防	60	予防	消防用設備等（届出・検査等）	富山市の例により統合する。
1995	消防	消防	61	予防	石油コンビナート	富山市の例により統合する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
1996	消防	消防	62	予防	液化石油ガス	富山市の例により統合する。
1997	消防	消防	63	予防	危険物施設（許認可・検査・届出等）	富山市の例により統合する。
1998	消防	消防	64	予防	立入検査・違反処理	合併時に再編する。
1999	消防	消防	65	予防	火災の調査	富山市の例により統合する。
2000	消防	消防	66	予防	り災証明手続	合併時に再編する。 なお、手数料については、富山市、婦中町の例により統合する。
2001	消防	消防	67	統計	統計事務	合併時に再編する。
2002	消防	消防	68	防火協力団体	少年消防クラブ運営指導協議会	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
2003	消防	消防	69	防火協力団体	幼少年女性防火委員会	合併後に再編する。
2004	消防	消防	70	防火協力団体	危険物安全協会	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
2005	消防	消防	72	指令管制	119番受信	119番通報を集中受信できるように、合併時まで再編するものとする。
2006	消防	消防	73	指令管制	各種災害出動指令システム	富山市の例を基本とするシステム（直近選別方式）として、合併時まで再編するものとする。
2007	消防	消防	74	指令管制	消防団出動指令システム	合併時に富山市の例により統合する。
2008	消防	消防	75	指令管制	消防・救急無線システム	消防・救急無線については、合併時まで使用周波数の統一と救急無線機を整備するものとする。 消防団無線については、合併時まで2村の消防団車に、消防無線機（受信のみ）を整備するものとする。 無線交信については、方式を合併時に再編するものとする。
2009	消防	消防	76	指令管制	高所監視カメラの運用	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
2010	消防	消防	77	指令管制	文字情報伝達システム（電子メール）の運用	合併時に富山市の例により統合する。
2011	消防	消防	78	指令管制	各種気象情報	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
2012	消防	消防	79	通信施設	消防指令システムの維持管理	合併時に富山市の例により統合する。
2013	消防	消防	80	通信施設	消防・救急無線の維持管理	合併時に再編する。
2014	消防	消防	81	通信施設	消防情報システムの維持管理	合併時に富山市の例により統合する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
2015	消防	消防	82	通信施設	高所監視カメラの維持管理	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
2016	消防	消防	83	消防団	消防団の名称・組織・定員	名称は富山市消防団とする。 組織は1消防団方面団制とする。 定員は現在の条例定数を合算したものとす。
2017	消防	消防	84	消防団	消防団の管轄区域	管轄区域は新市全域とし、方面団の管轄区域は現消防団の区域とする。 ただし、現富山市の方面団にあっては、現行のとおりとする。
2018	消防	消防	85	消防団	消防団員報酬・費用弁償	合併時に再編する。
2019	消防	消防	86	消防団	消防団員報償費	合併時に再編する。
2020	消防	消防	87	消防団	消防団員退職報償金	合併時に富山市の例により統合する。 なお、6町村は、富山県市町村総合事務組合から脱会する。
2021	消防	消防	88	消防団	消防団員公務災害補償	合併時に富山市の例により統合する。 なお、6町村は、富山県市町村総合事務組合から脱会する。
2022	消防	消防	89	消防団	消防団活性化検討委員会	合併時に再編する。
2023	消防	消防	90	消防団	消防団教育訓練	合併後に再編する。
2024	消防	消防	91	消防団	消防団等表彰	合併時に再編する。
2025	消防	消防	92	消防団	消防団貸与品	合併時に再編する。 なお、貸与品については、合併後、順次統合する。
2026	消防	消防	94	消防団	消防団庁舎管理	合併時に再編する。
2027	消防	消防	95	消防団	消防団車両整備・保守管理	合併時に再編する。
2028	消防	消防	96	消防団	団操法大会	合併後に再編する。
2029	消防	消防	98	消防団	消防団各種会議	合併時に再編する。
2030	消防	消防	100	総合計画	消防分団器具置場	合併後に再編する。
2031	消防	消防	101	総合計画	耐震性貯水槽の整備計画	合併後に再編する。
2032	消防	消防	102	総合計画	消防通信のデジタル化	新市の総合計画において検討する。
2033	消防	消防	103	総合計画	消防車両の増強整備計画	合併時に再編する。
2034	消防	消防	105	総合計画	救急救命士の養成	合併時に再編する。

	専門部会名	分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
2035	消防	消防	107	総合計画	応急手当普及啓発事業	富山市の例により統合する。
2036	消防	消防	108	消防力の基準	消防力の算出	合併時に再編する。
2037	消防	消防	110	総務	消防警戒区域出入証	合併時に富山市の例により統合する。
2038	消防	消防	111	総務	立入検査証	合併時に再編する。